

世田谷区基本計画（案）

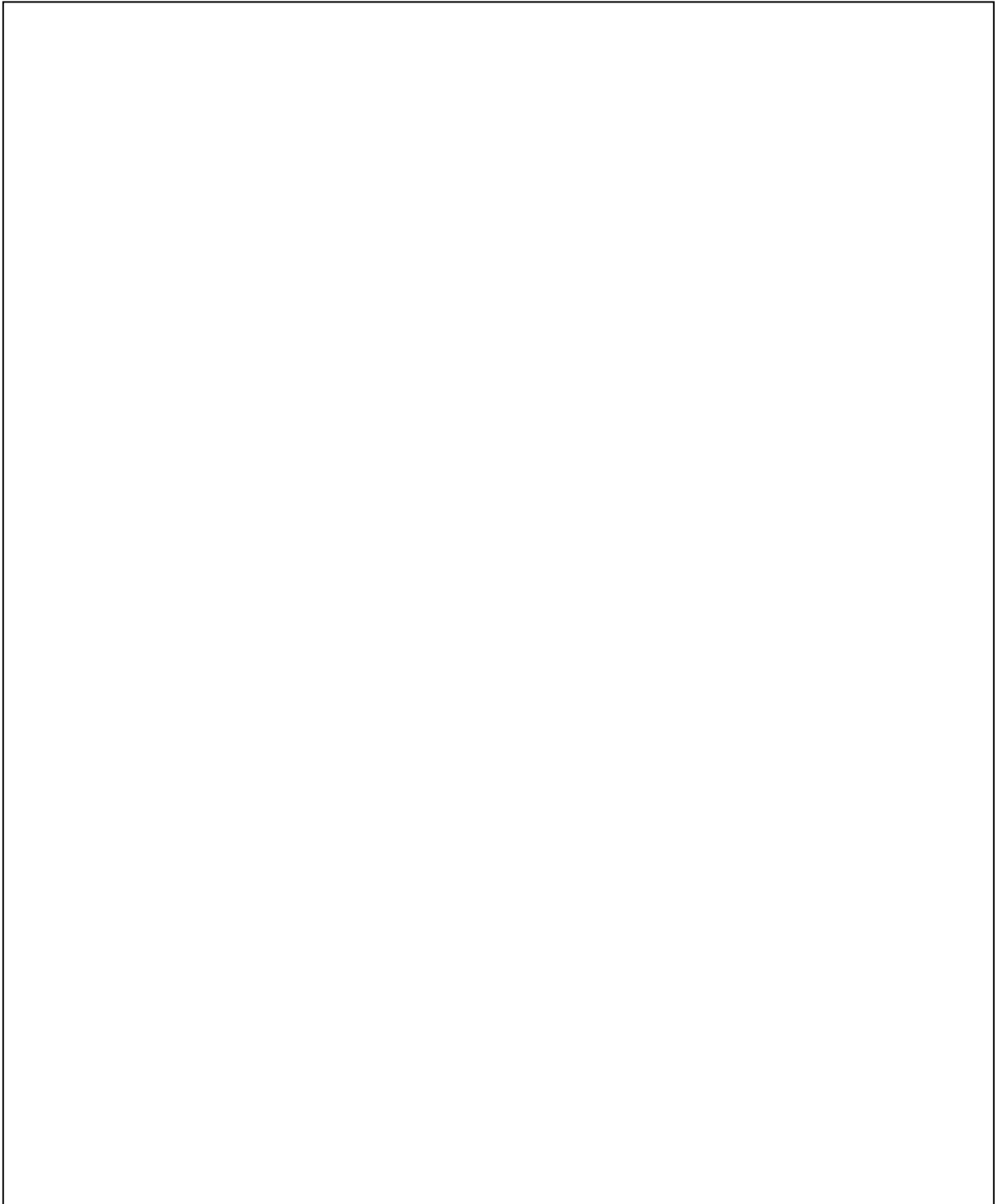
平成 26(2014)年度～平成 35(2023)年度

子どもが輝く 参加と協働のまち せたがや

平成 26 年 2 月

世 田 谷 区

区長挨拶文



平成 26 年 3 月末日

世田谷区長

保坂 展人

世田谷区 イメージ写真

見開き 2 ページ



世田谷区 イメージ写真（見開き 2 ページ）

目 次

基本構想	7
基本計画	15
1 策定の背景	17
2 視点	27
3 重点政策	37
4 分野別政策	65
健康・福祉	69
子ども若者・教育	81
暮らし・コミュニティ	93
都市づくり	109
5 地域計画	121
6 実現の方策	157
7 外郭団体改革基本方針	167
8 公共施設整備方針	177
資料編	187

世田谷区基本構想

世田谷区基本構想

世田谷区は、1932（昭和7）年に世田谷、駒沢、玉川、松沢の2町2村が合併して生まれました。その後、1936（昭和11）年に千歳、砧の2村が合併して現在の世田谷区の姿となり、いまでは、東京都内で最も多くの人々が暮らす住宅都市へと発展しました。区民と区は国分寺崖線や多くの河川、農地などの貴重な自然環境と地域の文化、伝統を大切にしつつ、寛容で活気あふれる社会を築くとともに、自治を追求してきました。

一方、少子高齢化によって、世田谷区でも人口構成が大きく変わり、単身・高齢者世帯がますます増えていきます。金融、労働、情報などのグローバル化が進み、地球資源の限界にも直面しています。格差や少子化、社会保障の維持などの課題に取り組むことも求められます。また東日本大震災と原子力発電所の事故は、災害への日ごろの備えがきわめて重要で、緊急の課題であることをあらためて認識させただけでなく、一人ひとりの生き方や地域社会のあり方を見なおすきっかけとなりました。

こうした厳しい時代にあっても、先人から受け継いだ世田谷のみずとみどりに恵まれた住環境や、多様性を尊重してゆるやかに共存する文化・地域性は、子どもや若者の世代へ引き継いでいかなければなりません。多様な人材がネットワークをつくり、信頼関係に支えられてだれもが安心して暮らすことができる都市を築いていくことが必要です。

世田谷区はこのような考え方のもとで、基本構想として、今後の目標や理念を九つのビジョンにまとめました。これは今後20年間の公共的指針です。区民は主体的に公にかかわり、地域とのつながりをさらに深め、自立して自治をより確かなものにします。区は自治体としての権限をより広げ、計画的に行政を運営し、区民や事業者とともに、基本構想の実現に努めます。

九つのビジョン

一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする

個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築いていきます。差別や偏見をなくし、いじめや暴力のない社会を実現します。だれもが地域の活動に参加できるようにします。世代を超えて出会い、集える多様な場所を区民とともにつくります。人と人とのつながりを大切にして、一人ひとりが地域の中で自分のライフステージに沿って居場所や役割を見だし、活躍できるようにします。安心して暮らし続けるためのセーフティネットを整えます。

一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する

家庭、学校、地域、行政が柔軟に連携して教育の充実につとめます。子どもの人権を守り、個性や能力を伸ばし、郷土を慈しむ心や豊かな人間性を育みます。子ども・若者が希望を持って生活できるようサポートし、住みやすい、住みたいまちをめざします。また子育て家庭や保育を必要とする家庭を支援し、親の学びと地域の中の交流の機会を設けるなど、子どもと大人が育ちあうまちをつくります。区民やNPOによる子どもや若者、子育て家庭のための活動も応援します。

一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする

一人ひとりがこころとからだの健康や病気の予防を心がけ、できる範囲で公の役割を担えるような地域づくりを進めます。障害者や高齢者をはじめ、だれもが安心して暮らしていけるように身近な地域で保健・医療や福祉サービスの基盤を確かなものにします。世田谷で実績のある区民成年後見人の取り組みや高齢者の見守りなどをさらに広げ、そうした活動にたずさわる人材を地域で育てます。多世代が共に協力して支え合う新たな暮らし方を希望する人も応援します。

一、災害に強く、復元力を持つまちをつくる

老朽化しつつある社会インフラを保全、更新するとともに、建物の耐震化・不燃化や避難路の整備、豪雨対策など、安全で災害に強いまちづくりを進めます。区民が防災・減災の意識と知識を持ち、小学校などを地域の拠点とし、災害弱者になりやすい人への支援もふくめた地域づくりに力を尽くします。災害時の活用を意識して、自らの暮らしに不可欠なエネルギーや食糧などは、一つの方法に頼らないようにして備えておきます。災害など何かあってもしなやかに、そしてすみやかに立ち直れるまちにしていきます。

一、環境に配慮したまちをつくる

将来の世代に負担をかけないよう、環境と共生し、調和したまちづくりを進めます。農地、屋敷林といった武蔵野の風景をはじめ、23区内でも希少なみずとみどりを保全・創出し、その質と量の向上を図ります。また、地球環境の問題も意識し、エネルギーの効率的な利用と地域内の循環、再生可能エネルギーの拡大、ごみの抑制、環境にやさしい自転車や公共交通機関の積極的な利用などを進めていきます。

一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする

地域を支える多様な産業を育成していきます。活気のある商店街や食の地産地消を可能にする農地、環境や生活に貢献する工業技術も重要です。各分野で世田谷ブランドを創造し、区内外に伝えます。区内に数多くある大学、NPOなどの専門性や人材を生かします。ソーシャルビジネスなどによって若者や子育てをしている人、障害者、高齢者も働き手となる職住近接が可能なまちにします。仕事と生活の両方を大事にするワークライフバランスを提唱していきます。

一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する

区内から多くの人材を輩出している文化・芸術・スポーツの分野では、区民の日常的な活動をさらにサポートし、より多くの人に親しむ機会を提供します。区民が生涯を通じて学び合い、文化やスポーツを楽しみ、世代を超えて交流できる地域の拠点をつくります。そこで生まれた文化や芸術を国内外に発信していきます。また、いまでも残る世田谷の伝統行事や昔ながらの生活文化も将来の世代に引き継ぎます。

一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする

区は他の自治体に先駆け、区民と手を携えて総合的なまちづくりに取り組んでいます。今後も区民とともに、地域の個性を生かした都市整備を続けていきます。駅周辺やバス交通、商店街と文化施設を結ぶ道路などを整えます。歴史ある世田谷の風景、街並みは守りつつ、秩序ある開発を誘導し、新しい魅力も感じられるよう都市をデザインします。空き家・空き室を地域の資源として活用するなど、より住みやすく、歩いて楽しいまちにしていきます。

一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする

自治の担い手である区民が区政に参加できる機会を数多く設けます。幅広い世代の区政への関心を高め、多様な声を反映させるため、区民が意見を述べる場を今後もつくります。地域の課題解決に取り組む区民や団体が、互いに協力して自治を進められるよう支援します。区をはじめ公の機関・組織は情報公開を徹底するとともに、区民との信頼関係を築いていきます。町会・自治会やNPOの活動にも加わるなど、地域の課題に主体的に向き合う区民が一人でも多くなるよう努力します。

○実現に向けて

区はこの基本構想の実現に向けて、次の方策を講じていきます。

《計画的な行政運営》

- ・基本構想にもとづいて、基本計画や実施計画などをつくります。
- ・基本計画などについて、計画から実施、評価、それを受けた改善のサイクルをつくり、外部評価も含め、検証しながら進めていきます。

《地域行政と区民参加》

- ・区民の視点に立って多様な課題に対応できるよう柔軟に組織を構築します。
- ・きめ細かい地域行政を展開するため、総合支所、出張所・まちづくりセンターなどでも区民が区政に参加する機会を数多くつくっていきます。
- ・地域における行政サービスのあり方を踏まえた区庁舎の整備を進め、災害時の拠点としても十分機能するようにします。

《自治権の拡充と持続可能な自治体経営》

- ・都区制度の改革や財政自主権の確立に積極的に取り組み、自治権を広げるとともに、持続可能な自治体経営に向けて行政経営改革を進め、財政基盤を強化します。

《区外との協力》

- ・国や都と協力し、近隣自治体とも連携して広域的な課題に取り組みます。国内外の自治体との関係を深め、それぞれの特色を生かして、災害時の協力体制などを築きます。
- ・多文化が共生する社会の実現に向けて、国際交流を進めていきます。

イメージ写真



世田谷区基本計画

1 策定の背景

1 策定の背景

策定にあたって

基本計画は行政運営の基本的な指針であり、中長期的な展望を踏まえ、向こう 10 年間の施策を総合的かつ体系的に明らかにする、最上位の行政計画です。

自治体としての自律性、主体性に基づいて策定することが求められています。

基本計画は、計画の意義を示す「策定の背景」、基本方針等を示す「視点」、先導性・創造性、分野横断的な観点から区政を牽引する「重点政策」、行政分野ごとの個別計画を総合的に調整する方針と施策体系を示す「分野別政策」、地域ごとの将来像を示す「地域計画」、区民・事業者・行政のパートナーシップによるまちづくりや区民参加、自治体経営の推進（執行体制、地域行政、公共施設等）について示す「実現の方策」の各章立てで構成されています。

基本計画には、計画策定の背景および中長期的な展望として、基本構想でも触れられている人口構成や家族形態の変化などの課題認識を示すとともに、区財政の見通し、公共施設や都市インフラの老朽化等の状況、自治権拡充の動向といった点について示し、今後の区政の推進にあたって踏まえるべき点を明確にします。



世田谷区をめぐる状況

1. 区の歴史

世田谷区は、武蔵野台地に広がる環境に恵まれた住宅地、豊かに流れる多摩川、多摩川から野川沿いに続く緑の国分寺崖線、世田谷の原風景とも言える農の風景、歴史が織り込まれたまち、にぎわいのあるまちなど、人々の生活や文化に根ざした個性豊かな多様な都市風景を形作っています。

昭和7年(1932年)に世田谷、駒沢、玉川、松沢の2町2村が合併して生まれました。その後、昭和11年(1936年)に千歳、砧の2村が合併して、現在の世田谷区の姿となりました。区内への鉄道の開通や関東大震災後の復興、その後の第二次大戦後の復興から近年までの急激な人口流入、快適な居住環境と都心部への交通条件の良さによりベッドタウンとして拓け、今では、23区最大級の面積を有し、88万人という県に匹敵する都内最大の人口を抱える住宅都市へと発展し、今日の世田谷へと続いています。

そうしたなかでも、個性や独自の歴史、特色を持ち、多様性のあるコミュニティの活性化が図られてきました。暮らしの豊かさが増し、うるおいやゆとりが求められるなかで、文化・福祉・スポーツなどの多様な活動へ広がりました。また、まつりやボランティアなど地域活動への高まり、福祉や防災まちづくりなどの取組みを積極的に進め、個性豊かな街づくり活動を支えています。

国分寺崖線に代表される樹林地や湧水地など、みどりとみずに恵まれた住宅都市を背景とし、多くの文化人が輩出されるとともに、その環境を愛する区民の尽力によって豊かな住宅環境が保全されています。また、区民の生活に結びついた魅力ある商業地や大学、文学施設が点在し、にぎわいや文化の香りのある都市の魅力を高めています。

2. 社会動向

わたしたち世田谷区民は、この20年の間にバブル経済の崩壊と長期にわたるデフレ経済を経験し、予想を超えて進むグローバル化や高度情報化の進展、急速に進む少子高齢化や都市化に伴う家族形態の多様化や人と人のつながりの希薄化、格差の拡大による深刻な問題などに直面してきました。

また、平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故の災禍は、想定を越えた災害に対する既存の社会システムの脆さをあらわにし、わたしたち一人ひとりの生き方や地域社会のあり方の土台を揺さぶることになりました。

人々の間では、人と人との助けあいや自ら考え、行動することの重要性が再認識されてきており、これまで当たり前のように思っていた日常生活の営み、区民と行政の関係についても、改めて見直す動きが生まれています。

3. 人口

世田谷区の人口は、平成 25 年(2013 年)1 月 1 日現在で、860,749 人^{*1}(日本人 845,922 人、外国人 14,827 人)となっています。

また、世帯数は、448,179 世帯、一世帯あたりの人員が 2 人を下回って(1.92 人)います。

人口構成の変化(割合)は、平成 7 年(1995 年)と比べ、年少(0~14 歳)人口は、11.3%から 11.5%と微増しています。その一方で、高齢者(65 歳以上)人口は、13.5%から 19.3%へと、5.8 ポイント上昇し、高齢化が進んでいます。

とりわけ、75 歳以上の高齢者についてみると、総数 84,368 人(平成 25 年/2013 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳)のうち、単身世帯が半分弱(46%)で、さらに高齢者のみ世帯(18%)と合わせますと実に、高齢者(75 歳以上)のほぼ 3 分の 2 が高齢者のみで暮らしている実情です。

過去の人口の変動要素の推移をもとに計算する将来人口推計(平成 25 年 1 月住民基本台帳人口を基準)によると、平成 35 年(2023 年)には、873,000 人(日本人のみ)になると推計されます。

内訳として、年少人口が平成 25 年(2013 年)の 97,521 人(構成比 11.5%)から約 1 万人増加し、108,000 人(12.3%)に、高齢者人口は、163,484 人(構成比 19.3%)から約 1 万 7 千人増加し、180,000 人(20.7%)となります。生産年齢(15 歳~64 歳)人口は、584,917 人(69.2%)から 585,000 人(67%)と、横ばいですが構成比は微減します。

また、平成 36 年(2024 年)以降については、今後の社会動向等により大きな影響を受けますが、総人口の微増傾向(平成 50 年/2038 年 883,000 人、日本人のみ)が保たれる一方で、高齢者の割合は増え、年少人口については減少に転じ、少子高齢化となっていくと見込まれます。今後も将来人口推計を更新し、その動向を見据えていくことが必要です。

区では、みどりとみず、福祉、教育などの環境を整え、88 万区民^{*2}の快適な居住環境を守っていくことが期待されます。

*1 平成 25 年(2013 年)1 月 1 日現在の住民基本台帳人口

*2 平成 22 年(2010 年)10 月 1 日現在の国勢調査

【高齢者人口および世帯数】

平成25年4月1日現在の住民基本台帳による高齢者人口

65歳以上

	合計	男	女
総人口	165,900人	68,466人	97,434人
単身世帯	50,667人	12,497人	38,170人
全員が高齢者のみ世帯	60,329人	29,393人	30,936人
64歳以下と同居世帯	54,904人	26,576人	28,328人

75歳以上

	合計	男	女
総人口	84,368人	31,313人	53,055人
単身世帯	31,910人	5,479人	26,431人
全員が高齢者のみ世帯	24,024人	11,810人	12,214人
64歳以下と同居世帯	28,434人	14,024人	14,410人

平成25年4月1日現在の住民基本台帳による高齢者がいる世帯数

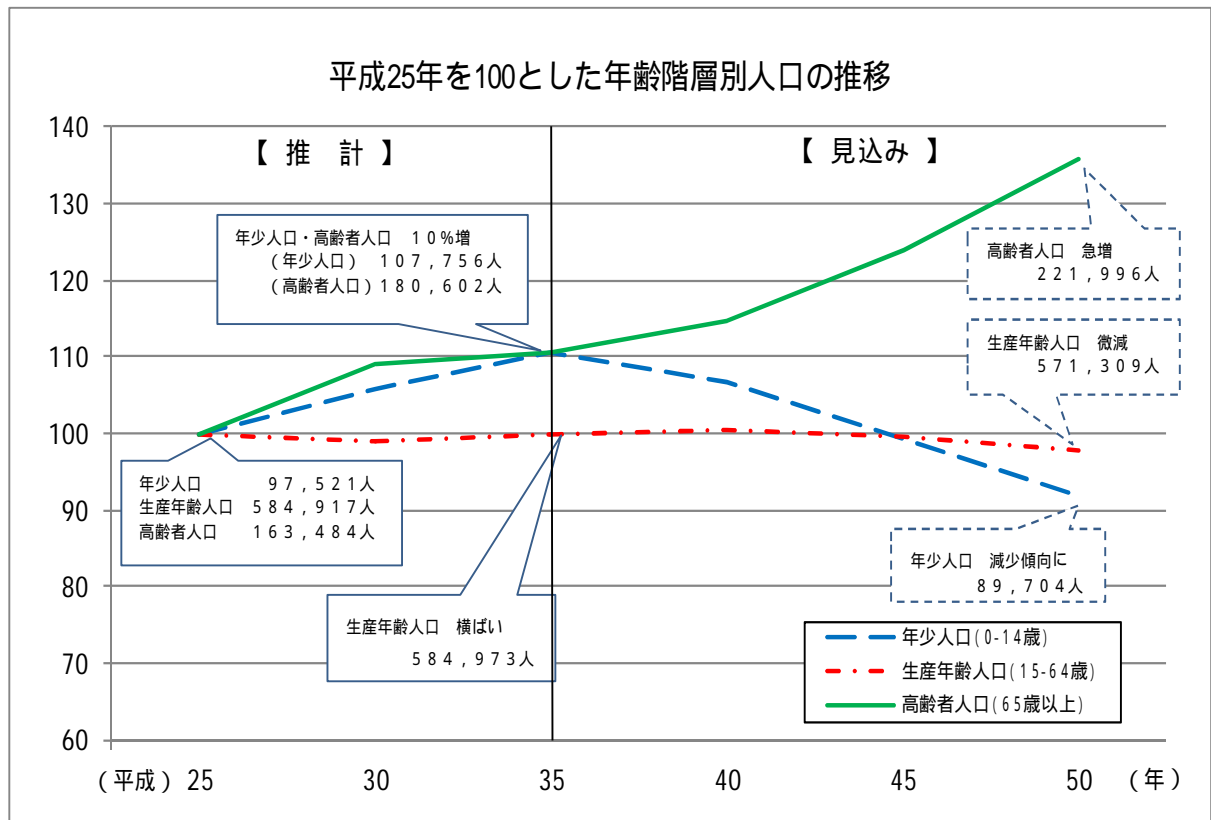
65歳以上

	合計
総世帯数	121,707世帯
単身世帯	50,667世帯
全員が高齢者のみ世帯	30,041世帯
64歳以下と同居世帯	40,999世帯

75歳以上

	合計
総世帯数	68,465世帯
単身世帯	31,910世帯
全員が高齢者のみ世帯	11,989世帯
64歳以下と同居世帯	24,566世帯

人口に関するデータ



住民基本台帳人口(外国人を含まない)

4. 土地利用等

区の面積は、5,808ha であり、土地利用の約 9 割が住居系で占められており、住宅地としての特徴を色濃く示しています。また、三軒茶屋、下北沢、二子玉川などの駅周辺や幹線道路・沿道には、商業系の土地利用が集中しています。

地域の貴重な資源であるみどりは、区制 100 年の平成 44 年(2033 年)に向けて、みどり率の 33%をめざし、「世田谷みどり 33」の実現を呼びかけていますが、平成 23 年(2011 年)調査時のみどり率が 24.6%とわずかながら、平成 18 年(2006 年)調査時より減少しています。

特に区東側は、まとまった公園、緑地や樹林地が少なく、一方、西側は国分寺崖線の自然林や農地など多様で貴重なみどりが残っています。

世田谷区は、都心や郊外へ延びる東西の私鉄が通っており、補完的に近距離の移動や南北の公共交通としてバス網の路線があります。しかし、道路基盤の未整備な地区では、バス路線も不足するなか、南北公共交通の強化をはじめ、安全安心かつ快適に移動できることや、新たな公共交通環境の整備が求められています。

5. 地域資源

代表的な地域・地区コミュニティの組織である町会・自治会 196 団体の加入率は、平成 25 年(2013 年)7 月時点では約 56.15%と、平成 3 年(1991 年)の 66.21%から低下傾向にあります。

ここ数年にわたる地域の活性化に向けた支援の成果として、平成 21 年(2009 年)から平成 22 年(2010 年)にかけては、わずかに上昇に転じていますが、長期間で見た場合、集合住宅の増加等により、地域のつながりが薄れているという傾向は否めません。

一方、福祉・子育て、環境保全などさまざまな分野で、NPO 法人等による活動が行われています。平成 7 年(1995 年)の阪神・淡路大震災の際の災害対策等の活動を契機に、行政のさまざまな限界を超えて、公的サービスを提供できる存在として、NPO 法人等の活動に対する意識が高まったことによるものです。区では、平成 11 年(1999 年)の NPO 法施行の初年度においては、NPO 法人認証数は 23 団体でしたが、14 年経過した平成 25 年(2013 年)3 月には、471 団体と増加しています。

一方、学校を拠点としたコミュニティも活発であり、平成 9 年度(1997 年度)から、全国に先駆け、区立小・中学校に「学校協議会」が設置され、さらには、「おやじの会」の活動など、児童・生徒の健全育成、地域防災活動、学校教育の充実等に取り組んでいます。また、平成 25 年度(2013 年度)から、全区立小・中学校が地域運営学校となり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するなど、地域とともに子どもを育てる教育を推進しています。

区内産業においては、多様な小売業やサービス業が多いのが特徴ですが、平成 24 年(2012 年)の区内事業所総数調査では約 24,500 事業所となり、情報通信業、医療・福祉の部門が微増傾向にあります(平成 19 年度に産業分類を改訂)。また、最近では高齢化による医療や福祉、健康サービスが増加傾向となっています。

6. 公共施設

世田谷の公共施設は、昭和 30 年代(1960 年代)半ばから昭和 50 年代(1980 年代)の半ばにかけての人口増加に伴い、小・中学校をはじめとして多くが整備されました。今日、これらの施設は建築から 50 年を経過し、改築や大規模改修が集中する時期を迎えており、その経費が大きな財政負担となっています。区の公共施設は、平成 25 年(2013 年)4 月現在において、855 施設(施設機能数)あり、区民会館や区民センター、地区会館・区民集会所など、きめ細かく配置された公共施設では幅広い世代の区民の活動の場となっています。その一方で、その設備更新と効率的な利用は区の大きな課題となっています。

7. 財政状況

世田谷区の財政状況は、我が国経済の景気回復の動きを背景に、平成 20 年(2008 年)秋の世界金融危機の影響により大きく落ち込んでいた税収等の歳入に回復の兆しが見え始めているものの、国の税制改正において地方法人課税の一部国税化が決定し、今後、特別区交付金の減として現れてくるなど、予断を許さない状況にあります。

こうした状況においても、区は、子ども・若者、高齢者、障害者への支援の充実、環境に配慮したまちづくり、災害対策の強化などの重点施策を着実に推し進めていかなければなりません。

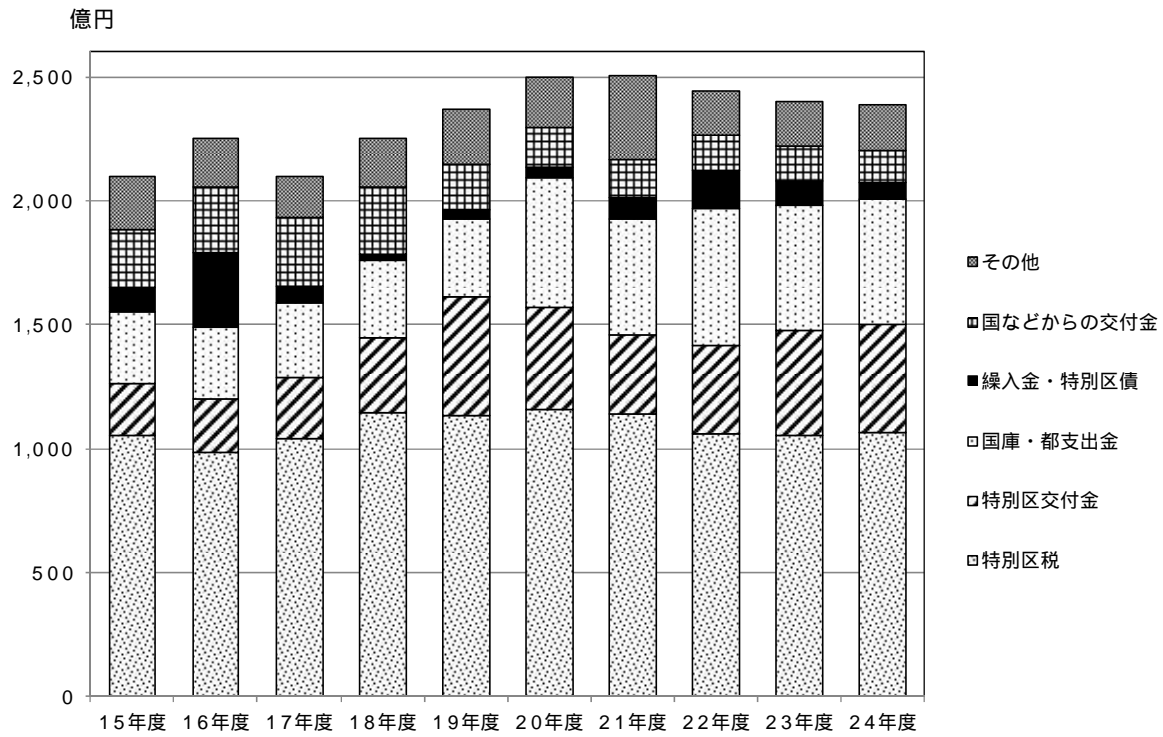
このため、区では平成 17 年度(2005 年度)には、行政経営改革計画を策定し、民間活力の活用や、外郭団体の改善、職員定数の削減など、行政改革・経営改革を積極的に進めてきました。また、平成 22 年度(2010 年度)においては、より強固で安定した財政運営基盤を構築し、安全・安心の取組みや子育て支援などの区政の重点課題に確実に取り組んでいくため、「政策点検方針」に基づく各施策事業の聖域なき点検・検証を行い、徹底した見直しを全庁で図ったところです。

さらには、平成 24 年度(2012 年度)においては、新たな行政経営改革を推進するため、「行政経営改革推進の基本方針」を策定し、平成 25 年度(2013 年度)を実施時期とする利用者負担等の見直しをはじめとする行政経営改革に着手しました。

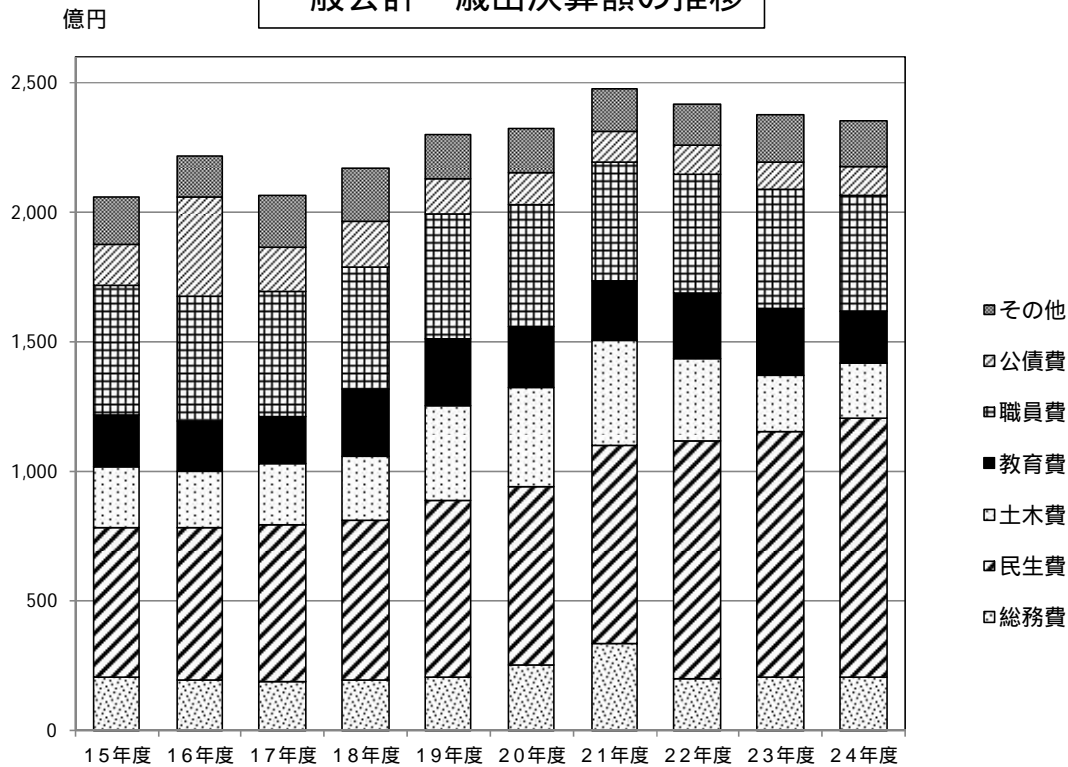
今後の世田谷区の財政見通しとしては、歳入では、国の経済見通し等を踏まえ、特別区税については、一定の伸びを見込んでいますが、特別区交付金については、地方法人課税の見直しにより、大きく減となる見込みです。今後の税制改正の動きによってはさらに減となることも想定され、区財政への大きな影響が懸念されるところです。

一方、歳出では、社会保障費の増加傾向が続くなか、公共施設の改修・改築経費の増等により、投資的経費が大幅に増加する見込みです。このように、歳入と歳出の両面で予断を許さない環境下において、将来の財政需要や景気の変動に対応していくためには、たゆまぬ行財政改善の取組みが不可欠であり、これにより持続可能な財政基盤をより強固なものとするのが重要です。

一般会計 歳入決算額の推移



一般会計 歳出決算額の推移



8. 地方分権

地域の課題へ対応し、まちづくりを推進していくには自治権の拡充が欠かせません。

第一次地方分権改革は平成 5 年(1993 年)の衆参両院による「地方分権の推進に関する決議」に始まり、平成 12 年(2000 年)7 月の地方分権一括法により結実され、国と地方は「対等・協力」関係となりました。その後、第二次地方分権改革として、三位一体改革を経て、地方分権改革推進法が平成 18 年(2006 年)12 月に公布、平成 19 年(2007 年)4 月から施行されました。同法に基づき地方分権改革の推進に関する基本的事項を検討するために、地方分権改革推進委員会が設置され、同委員会で平成 20 年(2008 年)5 月の第 1 次勧告を皮切りに、平成 21 年(2009 年)11 月の第 4 次勧告まで実施され、政府は同年 12 月に地方分権改革推進計画を決定しました。

その後、地域主権戦略大綱やアクションプランを踏まえ、平成 23 年(2011 年)4 月に「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第 1 次一括法)および「国と地方の協議の場に関する法律」、「地方自治法の一部を改正する法律」が成立しました。同年 8 月には第 2 次一括法が成立し、さらに、平成 25 年(2013 年)3 月には、「地方分権改革推進本部」が内閣に設置され、同年 6 月に第 3 次一括法が成立しました。

これを受けまして、区においては、世田谷の地域性を踏まえ、区民生活向上の観点から、独自基準を盛り込んだ条例等の制定・改定に取り組んでいます。

一方、世田谷区を含む「特別区制度改革の歩み」は、昭和 50 年(1975 年)の区長公選から都区での協議を経て、平成 10 年(1998 年)の自治法改正、平成 12 年(2000 年)4 月の改正自治法が施行されました。自治法改正は、特別区は「基礎的な地方公共団体」として位置づけられるとともに併せて、特別区の自主性・自律性を高めるため、都区財政調整制度の改正や、清掃事業をはじめとする住民に身近な事務が移管されました。

しかし、なお都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方、事務配分、税財政制度など課題が残されており、検討が進められています。

また、区においては、基礎自治体における住民自治の充実や、行政と住民との協働推進の考え方を踏まえ、平成 7 年(1995 年)から当時の出張所(27 箇所)に身近なまちづくり推進協議会を設置しました。各地域・地区における特性や特色を活かしたコミュニティ活動の活性化を図るため、全国に先駆けて都市内分権として、平成 3 年(1991 年)より地域行政制度をスタートさせ、総合支所(地域)、出張所・まちづくりセンター(地区)がそれぞれ連携を図り、まちづくりを進めています。

2 視点

2 視点

基本計画の位置づけ

本計画は、区民生活のニーズと世田谷区の抱える課題に対して、区民とともに実現をめざす将来目標を設定し、向こう 10 年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を明らかにした区政運営の基本的な指針です。

区民・事業者・各活動団体の活動により営まれている世田谷という地域社会を住民自治と協働を基調に、地域の資源を最大限活用し発展させるための地域経営の指針となります。

また、区の各行政分野の個別の計画を総合的に調整する指針の役割を果たし、中期的展望に基づき、具体的な事業を推進する実施計画と行政経営改革計画を連動させ、推進を図ります。

1. 重点政策

本計画において特に重視すべき主要な課題の解決に向けて、基本計画全期間(10年間)を通じて、区民、事業者、行政がともに取り組むべき、基本構想に掲げる「九つのビジョン」を貫き、基本計画全体を牽引する重点的な政策を示します。

2. 分野別政策

基本構想の「九つのビジョン」を行政の各分野において具体化するとともに、基本構想で示された目標や理念を踏まえて法定計画等の個別計画を策定するため、各分野の課題や方針、施策の方向を明らかにします。

3. 地域計画

住民自治をより発展させ、地域の意思を反映した施策を展開するため、地域や地区の将来像として、地域の住民参加のもとで「地域計画」を明らかにしています。

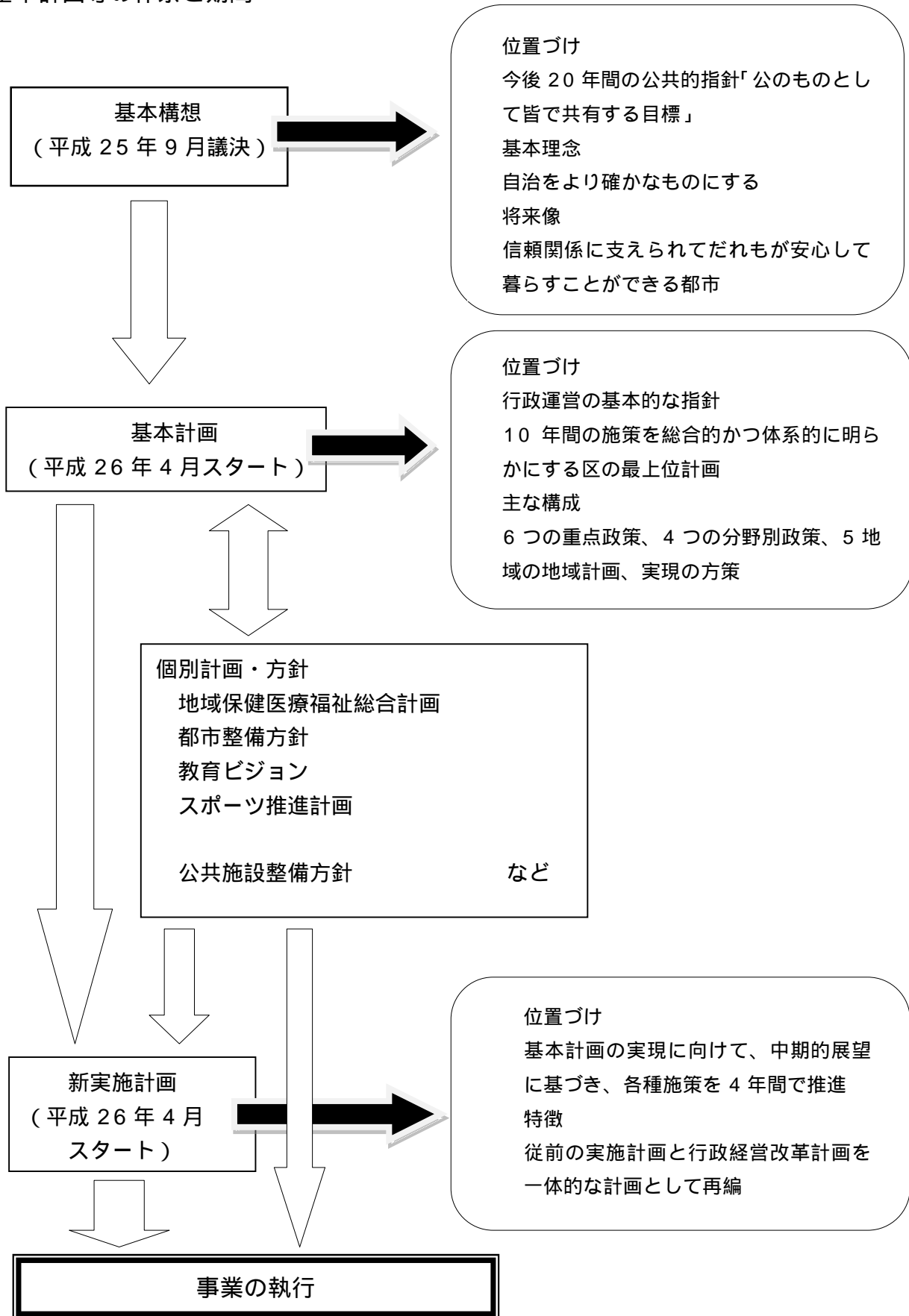
4. 実現の方策

基本計画を推進するうえでの、区民参加のあり方や執行体制等をはじめとする自治体経営について、取り組みの方向性を明らかにしています。

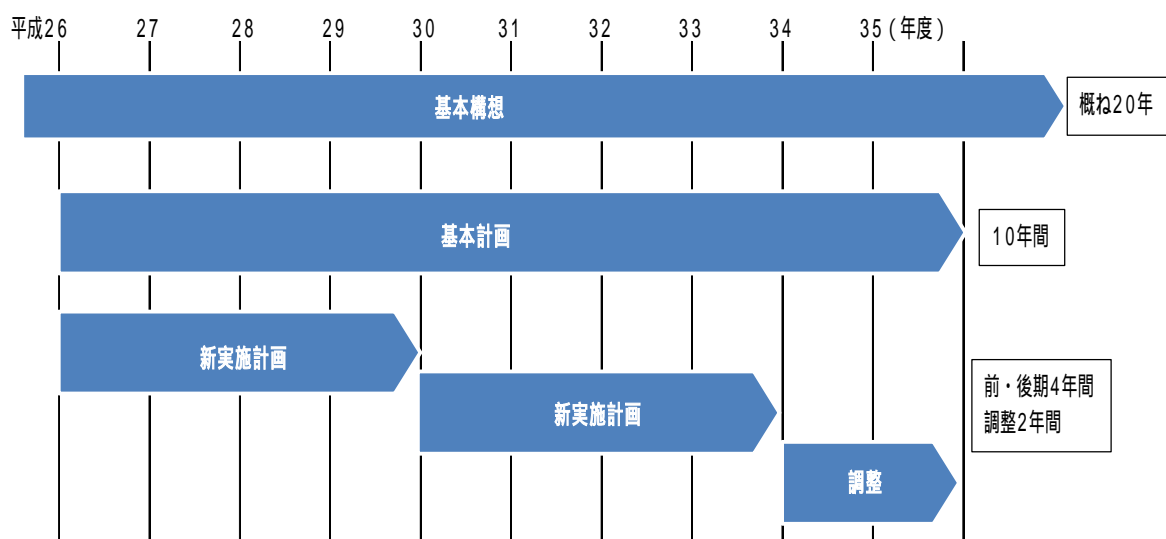
5. 計画の期間等

平成 26 年度(2014 年度)から平成 35 年度(2023 年度)までの 10 年間の計画ですが、今後、区を取り巻く社会経済状況などの大きな変化があった場合には、必要な調整を図ることとします。

基本計画等の体系と期間



計画期間



基本方針

基本構想が示す九つのビジョンの実現に向け、3つの基本方針を示します。

住民自治の確立 - 参加と社会的包摂 -

区民が主体的に地域を運営する住民自治の確立に向けて、区の計画や条例の策定などへの区民参加の機会を充実するとともに、地域行政を進め、住民の意思を尊重した区政運営を行います。

また、だれであれ同じ世田谷区の一員として受け入れ、それぞれが自らの意思で生き方を選択しながら地域社会に参加することができる、社会的包摂^{*}のしくみをつくります。

^{*}社会的に包み込むこと。だれであれ、それぞれの生き方を尊重され、同じ社会の一員として受け入れること。

環境と調和した地域社会の実現

みずとみどりに恵まれた良好な生活環境を守り、次の世代に伝えるとともに、都市の新たな魅力や活力を創出するため、一人ひとりの暮らし方や都市機能のあり方を見直します。

生活を支える環境・エネルギーへの取組みや災害への備えを、区民、事業者、行政それぞれが主体的に進めることにより、環境と調和のとれた、復元力を持った地域社会をつくります。

自治権の拡充と持続可能な自治体経営の推進

地方分権の動きの中で、東京都内で最大の人口を擁する区民や身近な基礎自治体として、地域の実情や区民のニーズを踏まえ、主体性や独自性を持った政策展開を図ります。

特別区制度改革を進め、区への権限移譲や財政自主権の確立など自治権の拡充をめざすとともに、限られた資源を最大に生かして行政経営改革に取り組むことにより、強固で安定した財政基盤を確立し持続可能な自治体経営を行います。

基本方針を実現する区政の運営

区民の知る権利の保障と区民への説明責任の全うという情報公開の理念に基づき、情報公開を徹底することにより、区民の区政参加を推進し、区民との信頼関係の下に公正で開かれた区政の実現に取り組みます。

さらに、基本方針に応じた政策の形成を進め、計画的に執行し、持続可能な自治体経営をめざし、具体的なプログラムを定め、健全な財政運営のもと、政策の実現を図ります。

世田谷区がめざすまちづくり像

基本計画の実現に向けて、88万人都市「世田谷」の拠点や軸を位置づけ、相互にネットワークを図り、個性と魅力あふれる「子どもが輝く 参加と協働のまち せたがや」をめざします。



1 広域生活・文化拠点

主として商業業務機能及び文化情報発信機能が集積し、全区的な「核」であると同時に、世田谷区を超えた広域的な交流の場を広域拠点とし、三軒茶屋、下北沢、二子玉川駅周辺の3地区を位置づけます。

2 主要な地域生活拠点

広域生活拠点に次いで商業・行政サービス等が多様に集積し、区民の交流の「核」となっていると同時に、地域間をつなぐ主要な交通結節機能を有し、バス交通や自転車利用等により、地域外に居住する区民も多く利用する拠点を「主要な地域生活拠点」とし、成城学園前と千歳烏山駅周辺地区を位置づけます。

3 地域生活拠点

区民の日常生活における商業・行政サービス等が集積し、地域の「核」となる区民の身近な交流の場を地域生活拠点とし、以下の各地区を位置づけます。

経堂、区役所、明大前、下高井戸、梅ヶ丘、用賀、等々力・尾山台、奥沢・自由が丘、祖師谷大蔵

4 災害対策拠点【区役所、各総合支所周辺地区】

地域の防災に関する機能を備える区役所および各総合支所周辺地区を災害対策拠点とし、庁舎の災害対策機能の強化や防災、災害対策を踏まえた街づくりを進めます。

5 保健福祉の街づくり重点ゾーン【梅ヶ丘駅周辺地区】

全区的な保健医療福祉の拠点となる梅ヶ丘病院跡地整備に合わせ、保健福祉の街づくり重点ゾーンとし、ユニバーサルデザインによる街づくりを重点的に進めます。

6 都市活力と交通の軸（交通を区内外にわたり広域的に連絡する軸）

環状7号線、8号線、甲州街道、玉川通り、目黒通り

7 主要生活交通軸（地域間の交通を担う軸）

茶沢通り、補助154号線、補助216、217号線、多摩堤通り、世田谷通り

8 みどりの拠点及び水と緑の風景軸

自然環境の視点から世田谷区の骨格的な要素となるもののうち、拠点性が高い要素をみどりの拠点とし、軸またはゾーンとしての評価が高い地域をみどりとみずの風景軸または、環境保全ゾーンとします。

(1)みどりの拠点【大規模公園等】 (2)水と緑の風景軸【国分寺崖線とその周辺】 (3)環境保全ゾーン【多摩川】

9 国際スポーツ交流の軸

平成32年(2020年)開催の東京オリンピック・パラリンピックにおいて、駒沢オリンピック公園や大蔵運動場等を中心に練習会場としての誘致やスポーツをテーマとした交流を形成する、国際スポーツ交流の「軸」とし、地域の発展を盛りあげます。

10 文化創造の軸

音楽や演劇、ファッションなど、さまざまなジャンルにおける、既成の枠にとらわれない新しい文化を創造、発信する文化創造の「軸」とし、まちの活性化を進めます。

11 歴史と文化の散策軸

烏山(寺町)、成城、世田谷美術館から九品仏を「散策軸」とし、良好な街並みや美術館等の資源、地域が育んできた文化・歴史に触れ、日常生活において身近に感じることができる環境を継承します。

12 知と文化の発信軸

世田谷通り沿いの三軒茶屋(大山道)にはじまり、世田谷文化生活情報センター、中央図書館、美術館等が相互に連携した知と文化の「発信軸」とし、「知のネットワーク」づくりに寄与します。

13 にぎわいと交流の軸

「甲州街道」は江戸五街道として親しまれ、明大前や千歳烏山のにぎわい、蘆花恒春園や寺町などの自然・歴史資源を大切に、京王線沿線駅周辺まちづくりを進め、にぎわいと交流の「軸」を形成し、まちの魅力を高めます。

マッチングによる政策の推進

1 意義

地域社会が成熟するなかで、これまで区と区民・事業者がともに積み上げた政策手法や社会資源について、多様化する区民ニーズへ対応し、課題解決できるように見直す必要があります。

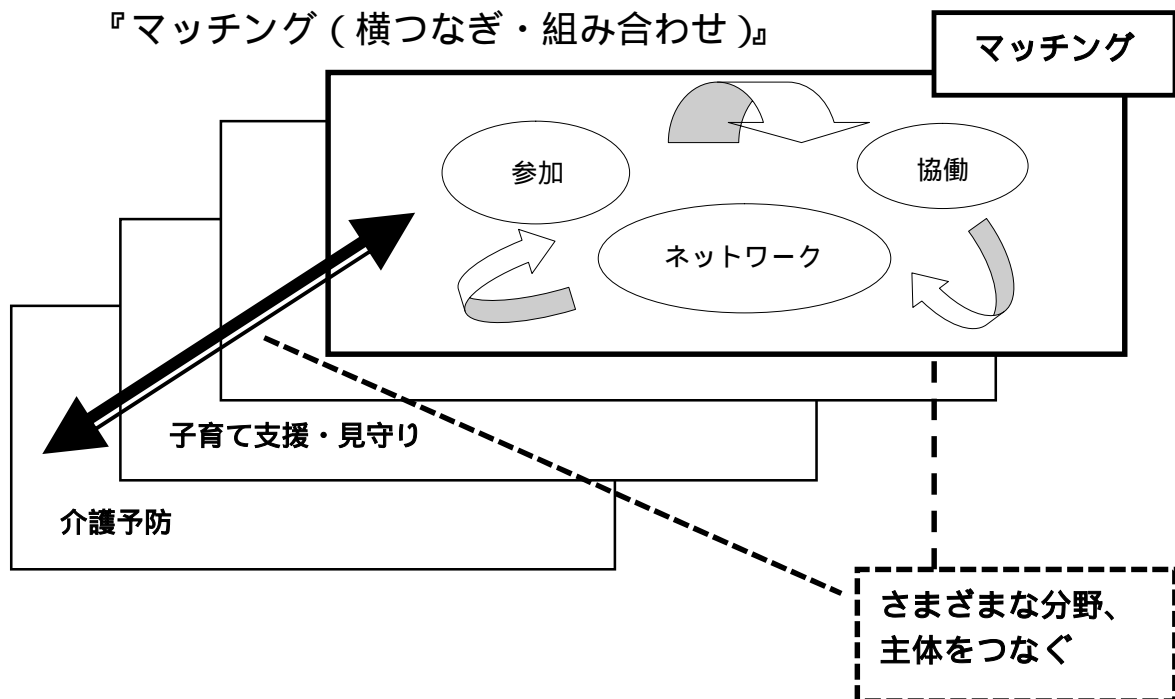
今後、確実に進行する高齢化や、都市化に伴う家族形態の多様化、災害に対する備えへの意識、環境問題等、多種多様な社会状況が取り巻くなか、限られた財源のなかでも、より効率的で効果的な政策手法や資源再配分の工夫が急務です。

そこで、縦割りを超え、さまざまな分野を組み合わせ、区民・事業者・区の連携協力により、多様化する区民ニーズに応え、最善の施策を組み立てていくことが重要です。

2 マッチングの定義と政策の推進

目的を共有し、縦割りを超え、さまざまな分野や主体を横つなぎ・組み合わせることで、課題解決の力を高めるよう、相互に協力して政策を進めることをマッチングと定義します。

本計画の重点政策ほかの政策を対象として、庁内関係部が協力し、庁内連携を強めながら、マッチングにより、効率的で効果的な政策の形成や推進に努めます。



(推進イメージ)

(視点)

「さまざまな分野を組み合わせているか」、「多様な主体の参加・協働や協力・連携ができないか」など

(例)福祉と都市整備、福祉と産業、文化と産業、教育と産業 / 区民と区、事業者と区民

(庁内の連携体制)

政策経営部、区民生活分野の関係部、保健福祉領域関係部、都市整備領域関係部
教育領域関連部ほか、連携のもとで進めます。

3 情報公開と区民参加

区が進めるマッチングの考え方や方法を、外部委員会から意見をいただくほか検証しながら、区民へ情報を提供しながら検討を進めます。

4 展開

組織の中で整理したノウハウを「指針」にまとめ、他の施策展開にも適用するなど区内に広げます。また、区民や事業者へも協力を呼びかけ、マッチングにより、ともに地域課題の解決を進めます。

よみもの【マッチングの事例】

「地域の絆推進」

～「地域の絆推進事業」により地域での交流が広がり、コミュニティの活性化を進めた事例～

内容

平成 23 年度～25 年度の地域の絆推進事業で、町会・自治会や地域活動団体にまちづくりアドバイザー派遣や地域・地区で交流会を進め、地域のつながりを強めてきました。

さまざまな分野を横つなぎ <縦割りから横つなぎ>

強化された団体同士のつながりを活かして、「地区防災力の強化」、「高齢者見守り」、「子育て支援」などさまざまな分野を超えて、地区まちづくりの推進が期待されます。

さまざまな主体を横つなぎ <参加・協働、ネットワーク>

地域の絆推進事業では、地域交流会が定着し、それまで交流のなかった団体相互の交流が進み、ネットワークができました。一部では地区交流も開催されるなど、地区単位のネットワークも形成され、地域や地区での活動団体間をつないでいます。

3 重点政策

3 重点政策

区をとりまく課題

この20年間、世田谷区をとりまく経済・社会環境は大きく変わりました。とりわけ、経済や文化を中心に人やモノ、カネ、情報が国境を越えて動きまわるグローバル化や地球資源の限界等の環境問題に直面しています。東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故は、日頃からの災害への備えや、エネルギー問題などの都市の生活を支える安全の問題を改めて認識しました。また、環境と共生する暮らしのほか、老朽化が進む都市基盤の更新を進めていく必要があります。

一方、人口や世帯動向によると高齢化が確実に進むなかで、高齢者の単身世帯（75歳以上38%）や高齢者のみ世帯（75歳以上28%）が増えています。核家族化や単身世帯の増加が日々の暮らしのなかで、孤立しがちな都市での生活に大きな影響を及ぼします。孤立や孤独に対応し、地域社会の安心な暮らしを支える、新たなつながりの構築が求められています。

また、子どもの人口は、緩やかな増加がしばらく続いていきます。子育て支援や教育の充実を進め、子どもが社会の中で育ち、成長を社会全体で支えるしくみが求められています。

世田谷には個性豊かな文化施設や区民活動、地域に支えられた産業や、豊かなみどりの風景など、暮らしの豊かさを支える資源が少なくありません。

こうした先人が築き、蓄積された、世田谷の地域コミュニティの力、世田谷の魅力を一層高め、次代に引き継いでいく責任があります。

今の変化の激しい時代、多様化する区民ニーズ、めまぐるしく変わる区政の課題に常に最善の施策を組み立て続ける必要があります。未来の見通しが容易ではないなかにおいて、今後10年間の施策展開を明確にするため、重点政策に取り組みます。

区がこれまで、区民とともに築いてきたさまざまな取り組みや知恵も踏まえて、区民とともに歩みを進めます。

重点政策のねらい

重点政策は、基本構想の「九つのビジョン」に定められた目標や理念を踏まえ、確実に主要な課題を解決し、諸施策を展開するにあたり、特に重要な政策についてその目的と方向性を掲げ、区の関係部門が連携し、区民・事業者とともに、総合的に展開することをねらいとしています。

今後10年間にわたり、区は、その実現に努めていきます。その過程のなかで、総力をあげて政策実現のノウハウを重ね、区民との協働を進めるなかで、基本計画全体をリードしていきます。

選定の視点

重点政策は、基本方針をもとに、分野別政策で取り上げた各課題に沿って、横断的に取り組んでいきます。計画の策定にあたり、情報公開を徹底するとともに、区民アンケート、区民ワークショップ、区民意見提案・発表会、パブリックコメント、シンポジウム、タウンミーティングと区民への説明と意見交換を重ねてきました。こうした中で、「総花的であり、もっと重点志向で優先順位づけが必要(パブリックコメントより)」「多様なテーマの参加の機会をつくるべき(ワークショップより)」などの意見をいただきました。そのうえで、この10年間を見据え、課題解決の要素となる施策を中心に重要性・先駆性・象徴性・創造性などを総合的に考慮し、「六つの重点政策」を選定しています。

【重点政策】

1 子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進	2 高齢者・障害者等の在宅生活を支え、孤立させないための地域包括ケアシステムと住まい	3 安全で災害に強いまちづくり
4 自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現	5 世田谷の文化の創造と知のネットワークづくり	6 豊かなコミュニティ活動の発展と住民自治の推進

本章では、基本構想における「九つのビジョン」及び、4分野に体系化した「分野別政策」ならびに「新実施計画事業」との関連を各頁に表記しています。

基本構想「九つのビジョン」

九つのビジョン	表記
一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする	個人
一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する	子ども教育
一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする	健康
一、災害に強く、復元力を持つまちをつくる	災害
一、環境に配慮したまちをつくる	環境
一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする	産業
一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する	文化
一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする	まち
一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする	参加

分野別政策（4分野）

「健康・福祉」, 「子ども若者・教育」, 「暮らし・コミュニティ」, 「都市づくり」

後段、65ページ以降を参照

1 子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進

「子育て応援都市をめざします」

平成 21 年(2009 年)から平成 25 年(2013 年)にかけて、5 歳以下の未就学児童が毎年約 1,000 人増加する傾向が続いています。これは、全国でも稀なことです。その反面、保育サービス待機児童の増加は深刻で、平成 30 年(2018 年)4 月までに保育定員を約 2 万人にする目標に向けて整備を進めています。

区では、全国に先がけて妊娠から出産、乳幼児からの育児支援をきめ細かく進めています(産後ケアセンター、さんさんサポート、おでかけひろば等)。

さらに、在宅子育てに力を入れ、子育て家庭を応援していきます。地域に根ざした質の高い教育環境を充実するとともに、子どもたちが自ら主役として、豊かに個性や能力を発揮できる場や機会を提供します。中高生世代の活動の場をひらくと共に、若者へと切れ目のない支援のしくみをつくります。

【現状と課題】

- (1) 経済、雇用環境から近年、保育サービスへのニーズが増大し、在宅子育て支援も含めて孤立しがちな子育て家庭を支える基盤を強くすることが求められています。
- (2) 質の高い義務教育だけでなく、配慮を要する児童、生徒への教育的ニーズの高まりや、虐待、いじめの増加など、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応した教育環境が求められています。また、声をあげにくい子どもの声を聞くしくみなど、支援を必要とする子どもへのサポートの充実が求められています。
- (3) 子ども・若者の居場所や地域と関わる機会が十分でなく、活躍の場が限られています。また、社会性やコミュニケーション等の問題が原因で就労や自立につながらないなど、さまざまな理由から生きづらさを抱えた若者が増えています。
- (4) 都市化の進展の中で子どもたちが自由に外遊びをするスペースは減少し、「子どもの声」が近隣問題になるなど、子どもを支える地域コミュニティの再生も課題です。

世田谷区の若年人口の推移

H1 ~ H25 まで (実績)

H25 ~ H35 (推計)

世田谷区の保育需要

中学生と乳幼児
とのふれあい体験



【施策の目標と取組み】

(1)子育て環境基盤の整備（指標：子育てしやすい環境意識調査）

潜在的なニーズも含め、多様化する保育需要に的確に対応するため、保育サービスの量的な拡充や、質の維持向上を実現し、保育サービス待機児解消に努めるとともに、幼児教育の充実を図ります。また、地域の子育て家庭の孤立を防ぐため、在宅での子育てを支援し、子育てひろばやおでかけひろばなど、親子が交流し、学びあう場を充実します。さらに、障害のある子どもや、ひとり親家庭、経済的困窮の影響を受けている子どもなど、支援が必要な家庭の子どもの育ちを支えていきます。

(2)教育環境と支援体制の充実（指標：教育相談の件数）

世田谷らしい豊かな教育基盤を活かして、「世田谷9年教育」の推進などを通し、子どもの一人ひとりの個性・能力を伸ばし、学校・家庭・地域が連携・協働して育みます。小中学校における特別支援教育にかかわる体制強化を進めるとともに、いじめ防止対策推進法も踏まえ、教育相談機能・不登校対策のさらなる充実を図ります。また、複雑化・多様化する子どもたちの声を聞くしくみづくりに取り組みます。

(3)若者が力を発揮する環境づくり（指標：若者就労率や社会とのかかわり、サポートセンター就業率）

支援の必要な子ども・若者を支えるための生活面や就職などの相談・支援機関、就労や自立支援団体などのネットワークの充実を図り、地域社会との信頼関係の構築や社会生活の移行をめざします。また、児童館や社会教育施設等、若者や青少年活動の場のさらなる活用を通じて、参加・参画と地域での主体的な活動を通して、担い手としての若者を支援します。

(4)子どもにやさしいまちづくり（指標：子育てしやすい環境意識調査）

地域と連携し、地域ぐるみで子どもを育て、教育していけるよう、地域における子ども・子育て支援活動や信頼される学校づくりを進めます。

【推進のイメージ】 調整中

	教育	子育て支援	若者の応援
連携して進める 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育サービスの拡充と質の維持・向上、幼児教育の充実 ・ 在宅子育ての支援とひとり親支援等の支援 ・ 中高生の居場所、子どもの居場所の充実 ・ 若者の就労・自立の支援 ・ 世田谷 9 年教育の推進 ・ 複雑化・多様化する子どもたちの声を聞くしくみづくり ほか 		
区民参加・協働で ともに進める政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・家庭・地域の連携 ・ 地域ぐるみで子どもを育て、信頼される学校づくり ・ 地域での親と子どもの交流と機会、提供によるコミュニティづくり 		

【関連施策】

分野別施策	新実施計画事業
子ども若者・教育	若者の交流と活動の推進、家庭・地域における子育て支援の推進、保育・幼児教育の充実、知育・徳育・体育の充実、特別支援教育の充実、支援を必要とする子どもと家庭のサポート、教育相談・不登校対策の充実

【基本構想】

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

写真・データ等



「高齢者を孤立させない都市をつくります」

区の高齢者人口は、165,900人（平成25年4月 住民基本台帳）ですが、単身世帯は50,667人（30%）、高齢者のみ世帯は60,329人（37%）です。

75歳以上に絞ると単身世帯は31,910人（38%）となります。三世帯同居で子や孫と暮らす高齢者は高齢者全体のなかで少なく、日頃の生活の困難に早めに気づき、対応していくには、単身世帯や高齢者のみ世帯を支える地域の見守りが不可欠です。

住みなれた地域のなかで、高齢者や障害者を支える場やつながりを創り出すために、さまざまな目的で多世代が共に集い、語る場が必要です。地域住民参加の場づくりやコミュニティ活動を広げ、出張所・まちづくりセンターに身近な福祉の相談窓口を開き、専門家が適切に支援することにより、地域で包括的に支えるケア体制をつくります。

【現状と課題】

- (1)保健福祉ニーズの増大や多様化が見込まれるなか、身近な地区において、一人ひとりの問題への適切な対応や困りごとを早期に発見、把握できる体制が必要です。
- (2)地域の課題解決のため、区と区民、地域の活動団体、事業者等が協働・連携して、社会資源を開発し、保健・医療・福祉のサービスを整えることが欠かせません。また、だれもがいつまでも元気に暮らせるために、生活習慣病対策や介護予防の取組みが重要であり、一層進める必要があります。
- (3)地域での見守りや支えあい活動のニーズに応えるには、その活動を担う人材の確保や育成、活動団体同士の連携や区が提供するサービスとの調整も必要です。
- (4)高齢者などを取りまく住環境の変化に対応し、良質で多様な住宅を確保し、あらゆる人たちが安心して暮らせるよう整備を進める必要があります。

世田谷区の高齢者人口の推移

H14～H25 まで（実績）

H25～H35（推計）

健康寿命・平均寿命の推移



【施策の目標と取組み】

(1)相談支援体制の整備（指標：相談件数の推移）

高齢者や障害者、子育て家庭等の支援を必要とする区民が、身近な地区で相談することができ、多様な困りごとの発見や把握に対応した様々なサービスにつなげ、マネジメントできる相談支援体制を全地区で確立します。

(2)保健・医療・福祉の基盤整備（指標：施設やサービス供給の数、健康寿命の延伸）

住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉サービスの基盤の整備や生活支援サービスの充実、専門分野の人材の確保・育成をします。また、健康づくりや介護予防、早期発見、早期対応の視点を重視した施策や事業を推進し、啓発することで区民の健康寿命の延伸を図ります。

(3)地域における支えあいの推進（指標：実施地区数）

地域で活動している住民や地域活動団体、事業者等と連携・協力するとともに担い手の発掘や養成を支援します。また、27 地区では、住民相互の日頃からのつながりを保つことにより、ともに助けあい・支えあう地域社会づくりを支援します。

(4)安心して暮らせる住まいの確保（指標：居住支援のマッチング数）

地域での生活の基盤となる住まいについて、民間事業者の活用、地域コミュニティの活性化の視点からの空き家の有効活用を検討し、だれもが安心して、さまざまな暮らし方に対応できるよう、グループホームや都市型軽費老人ホーム等を含む高齢者や障害者の多様な住まいの確保を図ります。

【推進のイメージ】 調整中

	相談支援体制	基盤整備(住まい含む)	支えあいの推進
連携して進める 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区における相談支援体制の確立 ・ 在宅生活を支える保健医療福祉サービスや、生活支援サービスの整備誘導 ・ 健康づくりと介護予防 ・ 地域での支えあい活動の支援 ・ 安心できる暮らしの基盤となる多様な住まいの確保 <p style="text-align: right;">ほか</p>		
区民参加・協働で ともに進める政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での支えあい活動、健康づくり活動への参加と広がり ・ 身近な地区での団体・事業者の連携 ・ 住まいの地域資源の活用、多様な住まい方の提案 		

【関連施策】

分野別施策	新実施計画事業
健康・福祉	生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進、介護予防の総合的な推進、認知症在宅支援の総合的な推進、相談支援機能の確立と強化、見守り施策の推進、地域支えあいの推進、在宅生活を支える保健福祉サービスの整備
都市づくり	様々な住まいづくりと居住支援

【基本構想】

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

写真・データ等



3 安全で災害に強いまちづくり

「災害に強く復元力のある都市をつくります」

今後想定される首都直下型地震等の災害に対して、住民の力で被害の拡大を防ぎ、復元力のあるまちづくりを進めます。火災の延焼防止のために、スタンドパイプの配置や防火水槽等の整備を急ぎます。初期消火のために、地区の防災力を構築する支援を身近な地区で行います。地区情報連絡会などの情報交換を重ねることで、コミュニティのなかで日常的に防災意識を根づかせます。

災害に強い街づくりをめざして、建築物耐震化や不燃化を進め、避難路や緊急輸送道路の整備、延焼遮断帯の形成等を進めます。特に木造住宅密集地域での不燃化を東京都と連携して促進します。また、気候変動に伴う集中豪雨が多発するなか、被害軽減のための豪雨対策を進めます。

【現状と課題】

- (1)ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増え、地域コミュニティが希薄化するなかで、住民同士が協力して災害に対応する力が弱まるのが懸念されます。また、災害があったときに、災害弱者が取り残される恐れもあります。
- (2)東日本大震災などの地震発生を受け、平成24年(2012年)4月、東京都は「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表しました。これによれば、震災時の火災による延焼が懸念される木造住宅密集地域の不燃化推進と、緊急輸送道路沿いの建築物の耐震化を図ることが喫緊の課題です。
- (3)近年、局所的な豪雨が増加しつつあり、新たな都市型災害として、対策が急がれます。
- (4)道路や橋梁などのインフラや公共施設の老朽化が進んでおり、事故等の未然防止に計画的に取り組む必要があります。

木造住宅密集地域(不燃化特区)

豪雨災害発生状況



【施策の目標と取組み】

(1)区民の防災意識、地区の防災力の向上（指標：区民防災意識、災害支援協定の数）

消防水利不足地区の解消のため、防火水槽の整備に努めるほか、防災知識普及のための啓発活動をはじめ、実践的な避難所運営訓練や地区での防災塾の実施を進め、自助・共助の推進を図り、地区の防災力の向上に努めます。また、関係団体と連携・協力のもと災害時要援護者支援の取組みを進めます。

(2)震災対策における緊急整備（指標：木密地域不燃化率）

木造住宅密集地域の不燃化推進や、道路や公園などの「都市の骨格づくり」を進め、災害への備え、減災による都市の復元力を高めていきます。そのため、東京都の不燃化特区制度を活用した取組みを進め、区民の理解と協力のもと、地域の基盤整備を進め、加速します。また、世田谷区耐震改修促進計画に基づく、建築物の耐震診断や改修など実施します。

(3)豪雨対策の推進（指標：雨水流出抑制対策量(m²)）

近年、集中豪雨が多発するなか、区民の生命と財産を守るため豪雨対策が求められています。このため、「世田谷区豪雨対策基本方針・行動計画」に基づき雨水流出抑制対策量(m²)を明示して取り組みます。また、東京都と連携して浸水対策、被害の軽減を進めます。

(4)社会インフラの適切な保全・更新（指標：橋梁の修繕・架替え数）

老朽化した道路や橋梁の点検を行いながら、都市基盤の適切な維持・管理を計画的に進めます。このうち、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕と架替えを進めます。

【推進のイメージ】 調整中

	地区防災の向上	震災・豪雨対策	社会インフラの更新
連携して進める 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災活動の呼びかけと機会の提供 ・ 木造住宅密集地域の解消、建物の耐震化の促進 ・ 消防水利不足の解消 ・ 公園、緑地の計画的整備 ・ 道路ネットワークの計画的整備 ・ 社会インフラの更新 		ほか
区民参加・協働で ともに進める政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区全体での防災情報の共有と防災意識の向上 ・ 避難所運営など、地区防災訓練への参加 ・ 災害時要援護者支援取組み 		

【関連施策】

分野別施策	新実施計画事業
暮らし・コミュニティ	地域防災力の向上
都市づくり	木造住宅密集地域の解消、建築物の耐震化の促進、豪雨対策の推進、道路ネットワークの計画的な整備、公園・緑地の計画的な整備、都市基盤の適切な維持・更新

【基本構想】

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

写真・データ等



4 自然の恵みを活かして小さなエネルギーで暮らす豊かなまちの実現

「自然エネルギーと新たな活力が生まれる環境共生都市をつくります」

環境共生都市は、自然エネルギーの活用やエネルギーの賢い利用によって実現します。太陽光などの自然のエネルギーやEV車・燃料電池車などの新しい技術の活用・普及を進め、住宅の断熱性能を高め、効果的な廃熱利用などを推進します。同時に、エネルギーコストや環境負荷を軽減し、平成22年度(2010年度)比15%の省エネルギーを平成32年度(2020年度)に実現します。

また、世田谷の豊かなみどりとみずの環境を次の世代に引き継いでいく責任があります。区民や事業者と協働し、併せてみどりを守り・増やす取り組みを進めるとともに、みどりの質の向上も図ります。

自然エネルギーの活用、効率的な利用は、新たな技術や産業を生み出す大きな活力となります。環境と調和した世田谷の産業施策を展開し、職住近接を進めるとともに、区民・事業者・行政が一体となって環境共生社会をつくります。

【現状と課題】

- (1)東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故は、エネルギーをとりまく状況を一変させ、節電・省エネルギーを心がけるライフスタイルが社会的要請となりました。また、区は「自然エネルギーを巧みに使うまち」を掲げ、「地産地消」と「地域間連携」を柱に自然エネルギーの活用に取り組んできました。今後もあらゆる場面で省エネルギーや再生可能エネルギーの利用を進めることが不可欠です。
- (2)地球温暖化は私たちの暮らしに大きな影響を与えています。猛暑高温の夏は子どもや高齢者にとって熱中症の危機を招き、大型台風や集中豪雨などによる過去に例のない水害も地球温暖化によるものとされています。一人ひとりが環境への負荷を減らす行動の実践を拡げ、足元から環境との共生社会への歩み速めることが必要です。
- (3)世田谷区のみどり率は平成18年(2006年)から23年(2011年)までに1ポイント減少し、24.6%となりました。農地は平成3年から23年にかけて143ha、約57%が失われました。一人当たりの公園面積も2.79㎡で、条例でめざす6㎡を大きく下回っています。

地球平均気温の推移

温室効果ガス排出量推移

エネルギー使用量(電気等)

緑被率とみどり率

- (4)商業、工業・ものづくり、農業の枠組みにとらわれず、地域を支える多様な産業を育成するとともに、地球規模で環境問題が深刻化するなか、限られた資源を有効活用し、環境への負荷の少ない産業活動を推進していくことが求められています。



【施策の目標と取組み】

- (1)再生可能エネルギーの利用拡大（指標：太陽光発電の普及数）

低炭素社会の実現に向け、これまでの都市のあり方を見直し、太陽光発電等の利用拡大、自転車利用環境の向上、住宅の環境性能の向上や、交流自治体との連携による自然エネルギーの創造と活用など、エネルギーの地産地消と環境に配慮したまちづくりを進めます。

- (2)環境負荷の小さいライフスタイルの普及（指標：世田谷区のエネルギー使用量）

少ないエネルギーを効率よく利用する方法や、環境と調和した暮らし方の提案などを通じて、省エネルギー・省資源と環境負荷の小さいライフスタイルへの転換を推進します。

- (3)みどり率の向上（指標：公園の面積率）

世田谷らしい、みどりとみずの豊かな住環境を守るために、区民や事業者と協働して身近なみどりを創りだすとともに、地域の植生や生物多様性に配慮してみどりの質の向上を図り、公園や緑地を計画的に整備するなど、「みどり33」の取組みを推進します。

- (4)職住近接の推進（指標：区内就業者数、起業への取組み状況）

企業の環境問題に対する理解や意識を高めるとともに、区内大学との連携や既存産業の技術向上、人材の育成などにより、ソーシャルビジネス等や地域を支える多様な産業を育成し、区内での就職に結びつける政策を充実させ、職住近接を進めます。

【推進のイメージ】 調整中

	環境	みどり	産業
連携して進める 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの活用促進 ・自然エネルギーの地産地消 ・省エネルギーと環境負荷の少ないライフスタイルの呼びかけ ・民有樹林地の保全と地域の緑化の推進 ・農地保全 		ほか
区民参加・協働で ともに進める政策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の小さいライフスタイルの実践 ・みどりの保全と広がり ・地域資源の活用や連携、新たな産業の芽の創出 		

【関連施策】

分野別施策	新実施計画事業
暮らし・コミュニティ	環境に配慮したライフスタイルへの転換と自然エネルギー利用の促進、エコ区役所の実現と環境に配慮した公共施設整備、世田谷産業の基礎づくり
都市づくり	世田谷らしいみどりとみずの保全・創出 自転車走行環境の整備

【基本構想】

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

写真・データ等



「文化・芸術・スポーツを多世代で楽しむ都市をめざします」

区内には多くの文化・芸術にかかる多彩な区民の活動が息づいています。子どもから高齢者まで、日常の中に文化・芸術の表現活動を楽しむ姿があります。また、区の美術館・文学館・劇場の活動は活発で、社会的影響を生む発信機能があり、また区内には第一線で活躍するアーティストが数多く住み、生涯学習活動も積極的です。

区民にとって身近な図書館は、区民の課題解決や学び、交流の機会を充実し、文化施設や区内大学などとの連携を深めながら、多世代が集う知と学びと文化の情報拠点とします。また、だれもがスポーツに親しみ、地域で参加できる総合型地域スポーツクラブの育成支援など、区民が生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ機会を増やします。

【現状と課題】

- (1)区内には、さまざまな美術館や劇場などの文化施設、有形・無形の文化財や史跡などの多彩な文化・芸術資源に恵まれています。人々にあまり知られていないものもあります。世田谷の文化が持つ魅力の発信を強化する必要があります。また、区民の生涯学習活動や文化活動が活発に展開され、交流や連携が広がっています。
- (2)区民の学習活動の基盤となる図書館は、資料・情報や学習活動支援を求め、多世代・多様な区民が集まり、地域のなかになくしてはならない空間となっています。地域の知と学びと文化の情報発信拠点としての図書館をめざし、学び・交流・活動の場として、コミュニティの醸成につながるような取り組みが必要です。
- (3)区は総合運動場をはじめ、地域体育館、地区体育室、学校施設などスポーツの場の提供に努めているほか、地域では総合型地域スポーツクラブが設立され、スポーツに親しむ機会が広がっています。一方、さまざまなスポーツのニーズへの対応が求められています。

区内の文化施設の数

図書館の利用者数推移

(地域館・中央館)



【施策の目標と取組み】

(1)区内外への世田谷の文化の魅力の浸透（指標：主要文化資源認識率）

美術館や文学館、劇場、文化財・史跡など、区内に点在する多彩な文化・芸術資源をつなげ、まちなか観光の視点も取り入れた取組みにより、世田谷の文化を区内外へ広く発信し、まちの魅力とにぎわいの創出につなげます。

また、子どもから高齢者まで区民一人ひとりや団体が文化に親しむ環境づくりや交流と連携によるネットワークづくりを支援します。内外で活躍するアーティストの芸術や創造性豊かな文化事業にふれる機会などを通じて、質の高い、心豊かな暮らしを支える地域社会をつくりまします。

(2)新たな図書館機能の創造（指標：資料の貸出し数の変化）

図書館にある情報や、知の蓄積を多様な区民ニーズに対応し、より柔軟に提供できるよう、図書館ターミナルをはじめ新たな図書館機能の整備を進め、中央図書館、地域図書館などからなる図書館ネットワークを確立します。

また、資料の充実、ICTの活用、文化施設や区内大学との連携を深め、区民の課題や学びによる生活の質を高める知と学びと文化の情報拠点とします。地域に開かれ、区民が生涯を通じて学びあい、文化等に親しむとともに世代を超えて交流ができ、暮らすことに価値観を感じられる場をめざします。

(3)スポーツの新たな価値の創造（指標：成人の週1回以上のスポーツ実施率）

区民が生涯を通じ、身近な地域で「いつでも」「どこでも」「だれでも」「いつまでも」気軽にスポーツ・レクリエーションに親しみ、楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現をめざします。

【推進のイメージ】 調整中

	文化の創造	知のネットワーク育て支援	スポーツの推進
連携して進める 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・区内外への文化の魅力の発信 ・新たな図書館機能の創造 ・区内大学とのネットワーク ・区民文化活動の振興 ・生涯スポーツの推進 		ほか
区民参加・協働で ともに進める政策	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な文化活動への参加 ・新たな図書館機能づくりのための参加協力 ・大学や民間の博物館、図書館のネットワーク 		

【関連施策】

分野別施策	新実施計画事業
子ども若者・教育	知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造
暮らし・コミュニティ	文化・芸術資源の魅力発信と子どもの創造性の育み 地域におけるスポーツ活動の推進、まちなか観光の推進

【基本構想】

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・ 産業 ・ 文化 ・ まち ・参加 】

写真・データ等



「コミュニティ活動で互いに支える都市をつくります」

少子高齢化社会の本格的な到来とともに、区は子育て支援から高齢者見守りまで守備範囲を大きく広げることになります。限られた予算と職員数で拡大する行政需要を担うには、区民が参加し運営する身近な福祉や支えあいの活動としっかりとむすびつけていく必要があります。地域や地区のなかで、区民が互いに力をあわせて、課題に取り組み、解決策を探ります。

都市化のなかで拡散し、希薄となる地域コミュニティを新たに参加・協働、ネットワークでつなぎ、住みやすい安心できる地域をつくりだしていきます。

【現状と課題】

- (1)災害時などには、近隣の人々と顔の見える関係であることが大きな助けになります。また、高齢者のひとり暮らしの見守りにもコミュニティの役割が必要です。しかし、近隣同士で顔の見える関係が持ちにくく、つながりが希薄になってきています。
- (2)町会・自治会や地域密着型のNPOなど、地域の課題解決に取り組む地域活動団体の活動が盛んですが、活動の中心を担う人材の高齢化、後継者不足などにより、活動が停滞する例も見られます。新たな人材の確保や、参加のきっかけをつかめない人たちの掘り起こしが課題です。
- (3)地域社会は多様な価値観や営みで形作られており、地域活動団体の使命もそれぞれに異なります。そのようななかで、共通する課題の解決に向けて取り組むためには、相互に話し合い、協力しあう関係が必要です。

区民意識調査

(地域活動への参加率)

町会・自治会の加入率推移



【施策の目標と取組み】

(1)地域活動への参加人数の向上（指標：地域活動の参加人数）

地域には、子どもやお年寄りの見守り、お祭りやイベント、防災、防犯活動、介護予防や健康づくり、スポーツなど、さまざまな参加の場があります。これまで近隣や地域でのつながりをあまり持っていない区民に対し、情報を積極的に提供し、参加できる場をつくっていくことで、子どもから高齢者までの幅広い世代の参加・参画を促します。

(2)地域活動団体の活動の活発化（指標：地域活動団体数、地域活動団体の人材確保数）

地域活動団体が将来にわたって活発に活動できるよう、活動の担い手となる人材の確保を、情報発信の支援などにより支えていきます。また、地域活動団体の交流を促進し、相互に活動のノウハウの交換や、人材の発掘・育成で協力しあうことによって、地域活動団体の活動の幅や能力が高められるように支援します。

(3)地区における協働の基盤づくり（指標：地区における情報交換、交流の場）

地域住民などが協働して地域の課題を解決し、公共サービス(例えば、ふれあいの家等)を運営していくという新たな住民自治のしくみづくりに向け、住民や活動団体、事業者、行政などとの連携を進めていきます。出張所・まちづくりセンター単位を基本として、さまざまな主体が集い、情報や意見を交換し、ゆるやかにつながれる場をつくり、協働の基盤を深めます。

【推進のイメージ】 調整中

	参加の支援	団体への支援	協働基盤
連携して進める 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災、見守り、福祉、健康づくり・スポーツまで、さまざまな地域活動へ参加する機会の提供 ・ 地域活動団体の活発化のための支援、地域活動人材の確保育成への協力 ・ 地区まちづくりへの支援と協力 		ほか
区民参加・協働で ともに進める政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域・学校・家庭の連携 ・ 地域ぐるみで子どもを育て、信頼される学校づくり ・ 地区での防災と見守り活動 		

【関連施策】

分野別施策	新実施計画事業
健康・福祉	介護予防の総合的な推進（再掲）、認知症在宅支援の総合的な推進（再掲）
暮らし・コミュニティ	豊かな地域社会づくりに向けた区民による協働のまちづくり 犯罪抑止の取組み
都市づくり	地区街づくりの推進

実現の方策・・・「地域行政の推進」、「情報公開と区民参加の推進」

【基本構想】

九つのビジョン 【 個人 ・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・ 参加 】

写真・データ等



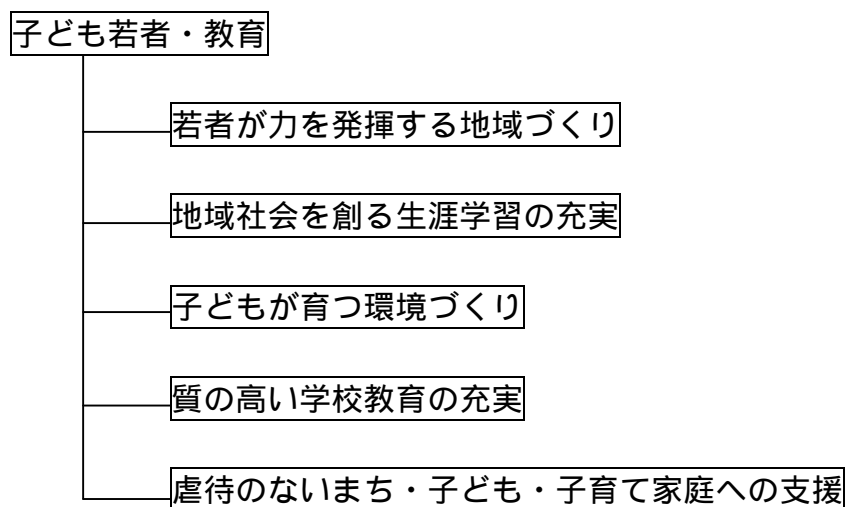
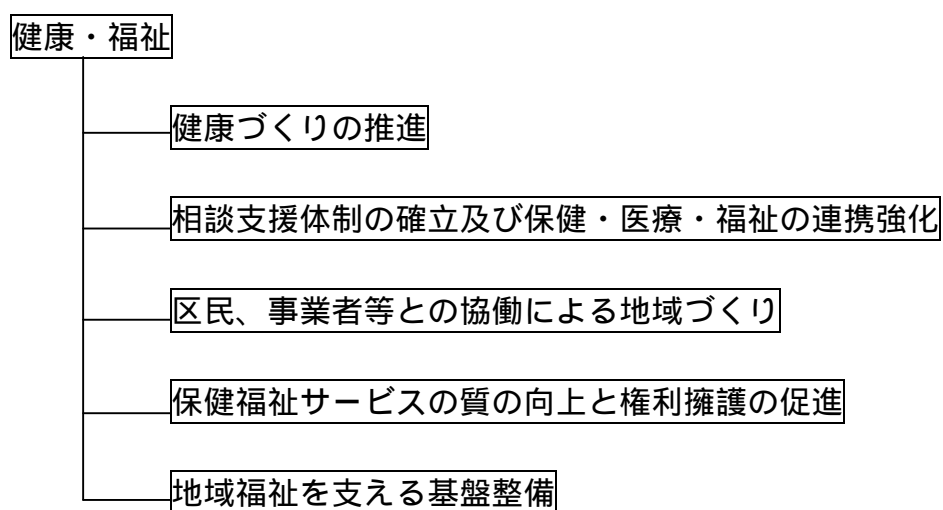
4 分野別政策

4 分野別政策

世田谷区基本構想（平成 25 年/2013 年 9 月議決）の九つのビジョンを行政の各分野において具体化し、その計画課題への対応について、4 つの分野別の体系で表したものです。

世田谷区基本構想で示された目標や理念を踏まえて、法定計画などの個別計画を策定するため、各分野の課題や方針、施策の方向を明らかにしています。

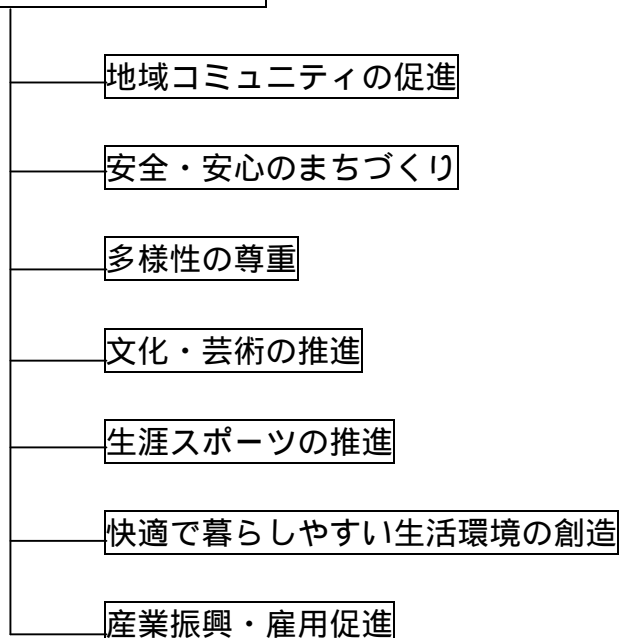
各分野の項目は、「現状・課題等」、「取組み事業の内容」、「関連する法令、条例、個別計画等」、「取組みの事業体系」から構成されています。



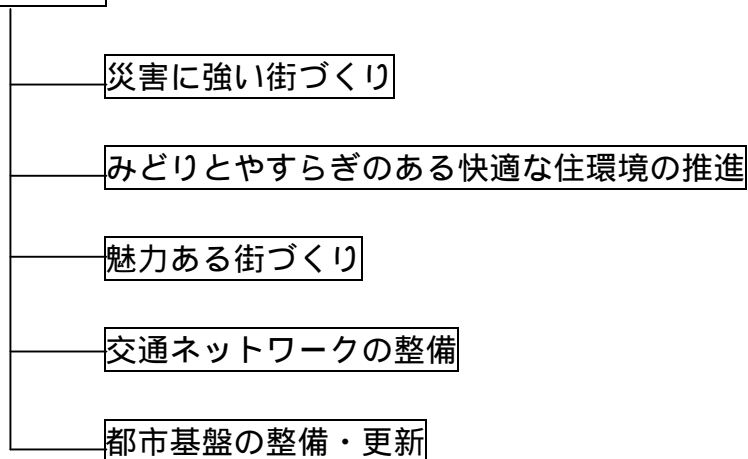
本章では、基本構想「九つのビジョン」との関連を各頁に表記しています。

九つのビジョン	表記
一、個人を尊重し、人と人とのつながりを大切にする	個人
一、子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する	子ども教育
一、健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする	健康
一、災害に強く、復元力を持つまちをつくる	災害
一、環境に配慮したまちをつくる	環境
一、地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする	産業
一、文化・芸術・スポーツの活動をサポート、発信する	文化
一、より住みやすく歩いて楽しいまちにする	まち
一、ひとりでも多くの区民が区政や公の活動に参加できるようにする	参加

暮らし・コミュニティ



都市づくり



健康・福祉

だれもが住みなれた地域で健康で安心して暮らし続けられるよう、ライフステージや健康状況に応じた一人ひとりの健康づくりを維持できる環境や予防施策を推進していきます。

また、高齢者・障害者から子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談し、適切な支援が受けられるよう地域包括ケアシステムの構築をめざします。

1. 健康づくりの推進

【現状・課題等】

世界的にがんや循環器疾患などの NCD（Non Communicable Disease：非感染性疾患）の予防と管理を行う政策の重要性が認識されているなか、区においても肥満や糖尿病、がんなどの生活習慣病が増加傾向にあり、疾病の発生予防と重度化予防を重視した生活習慣病対策が課題です。

各地域では、育児相談、こころの健康相談ほか各種の健康相談とともに、区民との協働のもとでさまざまな健康づくり施策を推進しています。一方で、「世田谷区民の健康づくりに関する調査」(平成 22 年度)では、健康づくりに関する意識は高いものの、実践に結びついていない実態が見られます。ライフステージに応じて健康に関する高い意識を実践的に結びつけることができる環境整備に努める必要があります。

国では、平成 23 年(2011 年)にがん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病に精神疾患を加え、5 大疾病にするなど、こころの健康づくりが必要になっています。とりわけ、うつ病をはじめとする疾患は自殺との関連が深いといわれています。全国的に自殺者が高い水準で推移し、世田谷区においても毎年 150 人前後が自殺で亡くなっていることから、こころの健康づくりへの支援が課題です。

新型インフルエンザ等の新興・再興感染症、食品等の食中毒、医薬品による健康被害等、生命や健康を脅かす事態が発生しており、感染症等の健康危機に備えた体制整備や災害時における要医療者の支援、飲料水や食品の安全・安心の確保などが課題です。

世田谷区の介護保険の認定率は、全国や東京都の平均と比較して高い水準で推移しています。一方で、平均寿命は、全国平均を上回っているとともに東京 23 区の中でも上位に位置しています。介護が必要になる恐れがある高齢者を適切に把握し、介護予防教室への参加を積極的に促していくとともに、介護予防の取組みを区民全体へ周知を図る必要があります。

認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らせる社会をつくとともに、区民一人ひとりが認知症の発症予防や遅延をめざす栄養や運動など、認知症予防プログラムを一層推進していくことが必要です。

【取組み事業の内容】

(1)生涯を通じた一人ひとりの健康づくりの推進

・社会全体に大きな影響を及ぼすさまざまな健康課題や、区民の健康づくりの基本となる課題として、がん対策を含む「生活習慣病対策の推進」と自殺予防対策を含む「こころの健康づくり」を重点的かつ総合的に取り組みます。

(2)健康に関する安全と安心の推進

・新型インフルエンザ対策等の新興・再興感染症対策の充実や災害発生時に備えた医療体制等の整備等、区民の健康に関する安全と安心を確保するため、必要な環境整備や健康危機管理に取り組みます。

(3)介護予防の総合的な推進

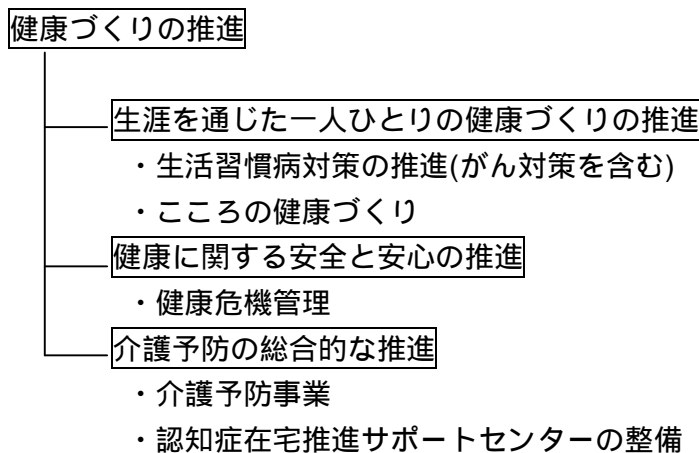
・介護が必要となる高齢者（二次予防事業対象者）を効率的・効果的に把握し、介護予防事業の普及啓発を行います。介護予防教室の案内に努め参加者を増やすなどを通して、健康づくり、スポーツ等との政策と連携し、区民の多様なニーズに対応した施策の展開を図ります。

・認知症対策について、医療や介護等関係機関との連携を強化し、認知症の方を早期に発見し、医療や福祉による早期対応のため、認知症在宅推進サポートセンターの整備に取り組みます。

【関連する法令、条例、個別計画等】

地域保健法、健康増進法、食育基本法、がん対策基本法、自殺対策基本法
健康づくり推進条例、健康せたがやプラン第二次、第3期障害福祉計画
第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【取組み事業の体系】



九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

2. 相談支援体制の確立及び保健・医療・福祉の連携強化

【現状・課題等】

世田谷区の高齢者人口は増え続けており、平成 25 年(2013 年)の約 16 万 3 千人から今後も増加傾向が続く見込みです。平成 37 年(2025 年)には、団塊の世代が後期高齢者(75 歳以上)になり、高齢者人口に占める後期高齢者の割合がさらに大きくなり、今後も支援が必要な高齢者の増加が予測されます。障害者の数も年々増加傾向にあり、また難病や発達障害等が新たな対象となるなど、障害者制度の対象が拡大しています。

高齢者、障害者、子どもなど、個別のケースと制度(法令)に沿った相談支援を行っていますが、介護と障害、子育て等の問題が同時に発生し、複合化しているケースが増えています。地域の人が問題に気づき、身近に気軽に相談できる体制の整備が必要です。

住民が地区の身近なところで気軽に相談ができるように、地区の身近な行政拠点である「出張所・まちづくりセンター」などで、相談機能の利便性の向上を図る必要があります。また、多様化、複雑化する問題や制度のはざまの問題、複合化した問題に対して、適切な支援が受けられるように、コーディネート機能の強化を図っていく必要があります。

高齢化の進展に加え、療養病床再編や入院期間短縮の動きもあり、医療と介護を要する高齢者の地域での在宅生活への支援の重要性が増しています。

【取組み事業の内容】

高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される、「地域包括ケアシステム」の構築をめざします。

(1) 相談支援機能の確立と強化

- ・高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者などの生活上の困りごとや悩みに対して、早期に相談窓口足を運び相談を受けられるよう、あしんすこやかセンターと社会福祉協議会とともに、身近な地区での総合相談を実施します。

- ・高齢者の介護ニーズや児童の保育ニーズなどのように顕在化している問題だけでなく、虐待、DV、自殺や引きこもりなど、見えにくい課題や、多くの問題が関係しあっている複合問題などを地域のなかで発見・把握し、行政と区民、地域の活動団体、事業者等が協働・連携して地域課題に取り組み、解決を図ります。

(2) 保健・医療・福祉の連携強化

- ・住みなれた地域で高齢者等が在宅療養生活を安心して送れるよう、「医療連携推進協議会」のもとにさらなる保健・医療・福祉関係者の連携を推進します。

【関連する法令、条例、個別計画等】

介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
地域保健医療福祉総合計画、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
せたがやノーマライゼーションプラン、第3期障害福祉計画

【取組み事業の体系】

相談支援体制の確立及び保健・医療・福祉の連携強化

相談支援機能の確立と強化

- ・相談支援の確立

保健・医療・福祉の連携強化

- ・医療連携の推進

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

3. 区民、事業者等との協働による地域づくり

【現状・課題等】

地縁や血縁などの絆の希薄化が進んでいるとともに、プライバシーを重視したライフスタイルが定着してきており、孤立死や虐待、消費者被害などの問題が増えています。人口問題研究所の調査によりますと、65歳以上のひとり暮らし高齢者のなかで、だれかと話をしたのが「2週間に1回以下」と答えた男性が17%、同じくひとり暮らしでも女性は4%でした。特に男性に孤立化の傾向が強いことがわかります。

高齢者等への支援を必要とする人の日常生活の異変を速やかに相談機関や専門機関につなげ、必要なサービスや支援、見守りを提供するなど、地域におけるネットワークづくりに区民・事業者など、さまざまな団体が関わっていくことは重要です。

すでに区内では、700を超える高齢者のサロン等が運営されています。ひとり暮らしの高齢者等が、地域と関わりを持ちながらいつまでも安心して生活できるよう、地域住民による自主的・自発的な支えあい活動を支援し、拡充していく必要があります。また、これらの活動を支える拠点(例：ふれあいの家、地域共生のいえ等)の確保が課題であり、既存施設の有効活用など多様な手法による確保に努め、だれもが気軽に立ち寄れる場所づくりが大切です。

地域においては、さまざまな課題やニーズが潜在しています。区民や事業者等と連携・協力し、身近な地域の福祉的課題を解決していくしくみづくりが必要です。また、団塊の世代が高齢期を迎えるなかで、新たな地域の担い手を発掘・育成・活用して、地域住民が主体的に参加する新たな地域の支えあい活動を創出していく必要があります。

近年の自然災害の被害者の多くが高齢者等であることから、災害時要援護者対策についての支援体制をつくることが課題です。

【取組み事業の内容】

(1)見守り施策の推進

・地区のさまざまな活動団体が主体的に参加するネットワークを展開し、地区内に普及啓発を図ることにより、高齢者の異変をいち早く発見し、あんしんすこやかセンターなどの相談機関に速やかにつなげ、見守りや必要な支援を提供するしくみを構築します。

(2)地域支えあいの推進

・社会福祉協議会と連携し、活動の場の確保や整備を進めるとともに、住民と協働し地域福祉を向上させるため、見守りや権利擁護施策等における地域人材の発掘、育成・活用を推進します。地域・地区の区民によるコミュニティスペースを活用した活動を支援し、空き家・空き室を地域福祉の社会的資源として活用し、住民運営の公共サービスの裾野を広げます。

(3)地域防災力の向上（再掲）

・地域関係団体との協力のもと、地域における災害時要援護者への支援に取り組みます。

【関連する法令、条例、個別計画等】

地域保健医療福祉総合計画

せたがやノーマライゼーションプラン - 世田谷区障害者計画 -

第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第3期障害福祉計画

【取組み事業の体系】

区民、事業者等との協働による地域づくり

見守り施策の推進

・地区高齢者見守りネットワーク

地域支えあいの推進

・人材の発掘をはじめとした地域資源の創出

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

4. 保健福祉サービスの質の向上と権利擁護の促進

【現状・課題等】

権利擁護の取組みとして、成年後見センターを中心に、あんしんすこやかセンター等と連携し、相談や利用支援を推進しています。人として尊重され、誰もが安心して暮らすことができる社会をつくるためには、保健・福祉のなかに人権・権利擁護はしっかり位置づける必要があります。他者の尊重や、痛みを受け止めて尊重する福祉サービスが必要となります。

地域住民の互助による見守りや支えあいの取組みをより一層促進し、近隣の住民同士の協力関係を築くとともに、虐待防止のネットワークや、成年後見制度など、権利擁護の取組みを充実させ、支援を必要とする人の生活の安心を守っていく必要があります。

福祉ニーズが多様化・複雑化し、サービス提供事業者も年々増加しているなか、サービスの質を確保することで区民が安心してサービスを利用できる環境整備への取組みが、一層重要性を増しています。

福祉サービスを提供する事業者は、常に利用者の立場に立ち、主体的にサービスの改善に努めなければなりません。事業者間でサービスの質の向上に対する意識に格差があり、必ずしも十分な取組みに繋がっていないことが課題となっています。

福祉サービスの利用者は、サービスを自己選択する上でサービス内容に関するさまざまな情報を必要とします。今後は、サービス内容や評価に関する情報の公開に一層取り組むとともに、利用者が情報を有効に活用できるよう支援する必要があります。

地域主権改革等により、事業者への区の指導権限等が拡充するなか、区は法令基準を徹底することでサービスの質を担保しなければなりません。また、福祉サービスの質を効果的・持続的に高めるには、利用者や区民にサービス提供に積極的に関与してもらう環境を整えることが課題となります。

【取組み事業の内容】

(1)高齢者・障害者の権利擁護の促進

・認知症の方や知的障害、精神障害をお持ちの方などの地域生活の安心を支援するため、権利擁護の取組みについて、成年後見制度等の普及啓発や区民後見人の育成を図ります。また、後見活動の長期化・多様化に対応するため法人後見活動の取組みを推進するなど、社会動向を注視しながら利用者のニーズにあった支援に社会福祉協議会と連携して取組みます。

(2)保健福祉サービスの質の向上

・高齢者や障害者、子ども等が住みなれた地域で自分らしく生活するためには、質の高い保健福祉サービスを安心して利用できる環境が必要です。そのため、事業者のサービスに関する情報を積極的かつ分かりやすく発信し、利用者の自己選択を支援するとともに、計画的かつ適正な指導検査によってサービスの質を担保します。

【関連する法令、条例、個別計画等】

地域保健医療福祉総合計画

せたがやノーマライゼーションプラン - 世田谷区障害者計画 -

第3期障害福祉計画、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

【取組み事業の体系】

保健福祉サービスの質の向上と権利擁護の促進

高齢者・障害者の権利擁護の促進

・成年後見制度等権利擁護の取組み

保健福祉サービスの質の向上

・第三者評価による質の向上

5. 地域福祉を支える基盤整備

【現状・課題等】

高齢化の進展に伴い、要介護高齢者も増えるなか、今後も引き続き高齢者へのサービス基盤を確保していく必要があります。国が介護給付の中・重度者への重点化を方針として打ち出すなか、軽度者の日常生活を支援する生活支援サービスの提供に取り組むとともに、介護予防の施策を効果的に展開していく必要があります。

障害者が地域で自立した生活が送れるよう、住まいの場であるグループホーム等の整備に取り組んでいますが、基盤は充分とはいえない状況です。

障害者就労支援センターが中心となり、施設の就労支援へのサポートなどを行うことにより、障害者就労は着々と進んでいますが、さらに発達障害などの障害特性に合わせた就労支援を進め、多様なニーズに応じた働き方について検討する必要があります。

障害者のライフステージに応じた日中活動を中心とした社会参加が進められるよう、個別ニーズに応じた多様な活動の場、移動支援やコミュニケーション支援等の充実が必要です。

急激な社会状況の変化に応じた新たなサービスや、地域での着実なサービス提供を一層推進していくため、保健医療福祉の連携がますます重要となることに加え、良質で多様な住まいの確保とともに、区民の在宅生活を支える全区的なしくみづくりが必要となっています。

高齢者をはじめとして子ども・障害者も含めた支援のできる区民ボランティアや専門職などの福祉人材の確保及び育成とともに、家族の支援を充実していく必要があります。

若年層の自立支援に力を注ぎ、就労支援策や生活保護を受けずに自立が図られる支援、生活保護から早期に自立できるように就労意欲の喚起等の、若者が再チャレンジできるとともに、将来に期待が持てるしくみが求められています。

【取組み事業の内容】

(1)在宅生活を支える保健福祉サービスの整備

- ・高齢者や障害者等が可能な限り住みなれた地域で日常生活を送ることができるよう、地域密着型サービスや障害者グループホーム等の計画的な整備・誘導を図るとともに、家族介護者の負担軽減等を図るため、ショートステイの基盤確保を推進します。
- ・障害者の社会参加を推進するため、障害者の就労支援を促進するとともに、個々のニーズに応じた多様な活動の場、日中活動プログラムの充実を図ります。
- ・都立梅ヶ丘病院跡地の一部を活用して、相談支援・人材育成、健康づくり、高齢者支援、障害者支援等の全区的な保健・医療・福祉の拠点機能の整備を図ります。また、梅ヶ丘駅周辺地区を「保健福祉の街づくり重点ゾーン」とし、全区的な福祉の拠点とします。

(2)福祉人材の確保及び育成

- ・福祉・人材育成研修センターの機能を見直して、子どもや障害者への対応も含めた福祉人材育成拠点として発展させ、多機関・多職種との連携を推進するなど、機能の拡充を図ります。

(3)総合的な生活困窮者への支援

- ・生活困窮者の就労に関する相談や支援、自立支援等に関する課題を整理し、さまざまな機関との連携を図り、新たな就労支援のしくみを整備します。

【関連する法令、条例、個別計画等】

介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、第3期障害福祉計画、せたがやノーマライゼーションプラン、梅ヶ丘病院跡地利用基本構想調整プラン

【取組み事業の体系】

地域福祉を支える基盤整備

在宅生活を支える保健福祉サービスの整備

- ・地域密着型サービスの基盤整備
- ・障害者グループホーム等の整備誘導
- ・障害者就労の促進
- ・全区的な保健医療福祉拠点の整備

福祉人材の確保及び育成

- ・福祉・人材育成センターの機能拡充

総合的な生活困窮者への支援

- ・自立支援の推進

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】



よみもの

基本計画(素案)への区民意見提出手続(パブリックコメント)で

いただいた主な区民意見(分野別政策「健康・福祉」)

分野別政策 中項目	意見概要
相談支援体制の確立 及び保健・医療・ 福祉の連携強化	だれもが安心して生きがいのある生活を送ることが出来る地域福祉を推進してほしい。
区民、事業者との協 働による地域づくり	市民が日常生活を送る生活圏において、地域福祉の提供者としての参加することができる場であり、また、必要に応じて利用者として支援を受けることもできる「循環型」による地域支援の仕組みをつくるのはどうか。
区民、事業者との協 働による地域づくり	ますます、高齢化社会を迎える中で、高齢者と若い人々とお互いに支え合う街づくりを望む。
保健福祉サービスの 質の向上と権利擁護 の促進	障害者や認知症の人については、私たち周りがきちんと勉強することによって理解できる。勉強することによって理解が進めば問題も少なくなる。
地域福祉を支える基 盤整備	最も大切なことは「人材の育成」になる。障害をもつ人々や高齢者がどのような希望をもって地域で暮らしていきたいか、よく理解する必要がある。

子ども若者・教育

子どもをとりまく状況は、就学前児童の人口が増え、保育待機児や在宅子育て支援等が重要となります。また、地域社会があたたかく子育てを見守り支えることや、多世代が子どもに関わる地域の教育力の向上が期待されます。また、子どもや子育て家庭への支援やサポートも行います。

これまで行政との接点が多くなかった若者に地域を担ってもらうことが必要です。一方、コミュニケーション力が不足するなど、自立した生活ができない若者等へ学校、家庭、地域で一体となった支援に取り組みます。

1. 若者が力を発揮する地域づくり

【現状・課題等】

若者が活発に地域で活動することで、子どもから高齢者までの世代を超えた交流の活性化を生み出します。また、若者自身もさまざまな経験を積み重ねながら成長する機会となり地域の担い手となります。しかし、地域に関心を示さない若者、参加の機会や情報を得られない若者も多く見受けられ、孤立化して悩んでいる若者も少なくありません。

地域の中にも中学・高校生世代が中心となって、同世代だけでなく多様な地域住民とも主体的に関わりを持ちながら、自主的に活動できる場所が必要とされています。今できることに加え、地域の担い手となる若者の育成と、活躍できる身近な場づくりが求められています。さらに中高生世代の居場所としての役割も果たしている児童館や社会教育施設の機能を拡充するために、活動時間帯、使用目的などに応じた使用方法等のあり方を検討していきます。

フリーターや派遣労働をはじめとした非正規雇用の増加とともに、就労意欲があるにもかかわらず就労に結びつかない、また、自らの適性にマッチした仕事に就くことができない若者が増えています。学校や社会での居場所を見つけられないひきこもり、ニートといわれる就労が困難な若者の支援の必要性が高まっています。

長い間の孤立した生活から社会性やコミュニケーション力などの問題が生じて、生きづらさを抱えたまま自立した生活ができない若者や、親の収入に依存した生活を送る若者の状況は社会的損失でもあり、こうした若者は将来の生活困窮者の予備軍とも想定されています。

小・中学生のころからのいじめや社会への不適応が原因で、不登校やひきこもり、精神疾患等の二次障害を抱え、社会に居場所のない若者が見られることから、家庭・学校・地域の連携した予防的支援が必要になっています。

【取組み事業の内容】

若者が多様な交流のなかで成長し、活躍する場を地域とのかかわりのなかで作し、若者を核とした地域の活性化をめざすとともに、対人関係をうまく築けない若者などへの支援に取り組みます。

(1)若者の活動と交流の推進

・若者が地域や社会とつながることができる場や機会の充実に取り組み、若者の持つ構想力や行動力、活動力などを町会・自治会・地域活動団体の協力・連携により、地域の活性化に活かします。また、NPOなどが担っている多様な社会参加の活動とつなぎます。

(2)若者の社会的自立の促進

・若者に対して、将来の職業イメージの醸成、進路への方向性を自ら定め、能力を活かせるよう支援するとともに、就職活動の実践能力を高め、就労に結びつけます。また、小・中学校では、子どもたちに、社会の構成員としての自覚を醸成し、社会的・職業的自立に向けた能力を育成します。

(3)生きづらさを抱えた若者*の支援

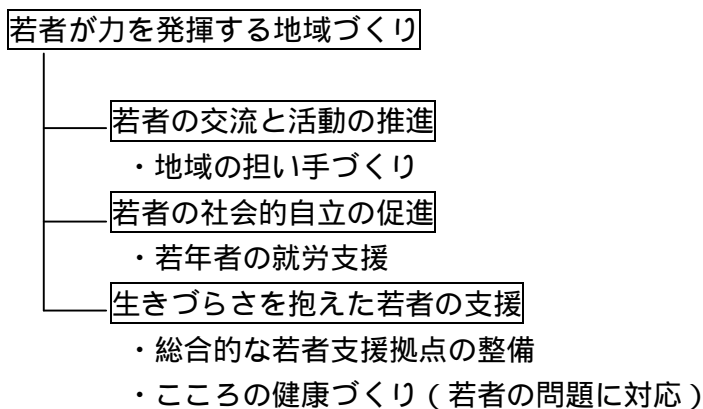
・安心して利用でき、対人関係や社会生活に対する自信を取り戻せるような「居場所」を創設し、相談支援機能の強化を図るとともに「専門支援機関」と有機的に連携し、重層的に支援が行えるしくみを構築します。また、若者の問題に対応したところの健康づくりに取り組みます。

* 学校生活や就労時の体験、対人関係でのつまづきなどを起因として、社会生活や他者との関わりがうまくいかず、めざす生き方に向かって進めない、または、めざす方向がわからないために悩んでいる若者を指します。

【関連する法令、条例、個別計画等】

次世代育成支援法、子ども計画後期計画、(仮称)第2次教育ビジョン、産業振興計画

【取組み事業の体系】



九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

2. 地域社会を創る生涯学習の充実

【現状・課題等】

教育委員会における学校・家庭・地域の連携、協働による地域の教育基盤の整備は、PTAや青少年委員の活動などによって一定の成果をあげています。今後は、地域の多様な社会的資源と連携協働して、区民参画型の事業を充実させ、学習の成果を社会生活や、地域コミュニティへの参加に結び付けていく支援が求められています。また、学校や地域で市民大学、区内大学等とのネットワークや、文化・芸術・スポーツを子どもたちや区民が身近に親しむ機会をつくる必要があります。

図書館については、課題解決支援機能の拡充、区民ニーズや社会状況の変化に柔軟に対応できる図書館ネットワークや運営体制の検討、電子化への対応、子ども読書活動の推進に取り組むとともに、来館困難者を含む図書館未利用者のニーズなども踏まえ、多様化する課題へ対応する新たな図書館機能の検討・充実が求められています。

区内で発見され、継承されている文化財について、登録・指定制度を活用した適切な保護・保存を図るとともに、郷土の歴史、文化を学習しようとする多様な区民ニーズに対応できる場と機会が求められています。

【取組み事業の内容】

(1)生涯学習社会の実現

・区民が地域の生涯学習事業への区民の主体的な参画と活動支援を通して、学習の成果を活かし地域の絆を育てるコミュニティの創造をめざします。また、市民大学や区内大学等との連携を強めて区民ニーズに応えます。

(2)社会教育の充実

・地域で共に学びあい、育ちあう学習活動を支援して、学習の成果を活かして社会的な貢献につながる環境づくりを進めるとともに、活動のためのネットワークを充実し、地域の多様な人材が次代の担い手となるように支援します。

(3)知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造

- ・中央図書館の機能拡充をめざすとともに、図書館ネットワーク(まちかど図書室、図書館ターミナル含む)や、施設の整備・充実、課題解決支援の方策を検討・実施します。また、子ども読書活動推進のため、学校・家庭、地域における子どもの読書活動の充実を図ります。
- ・資料の充実、ICTの活用、文化施設や区内大学との連携を深め、区民の課題や学びによる生活の質を高める知と学びと文化の情報拠点とします。
- ・新たな図書館機能について検討を進め、新たな図書館像を示す(仮称)第2次図書館ビジョンを策定します。

(4)文化財の保護・普及活動の推進

- ・文化財の普及・啓発を担う自主的な区民組織との連携や区民ボランティアの育成・活用など、区民と協働した取組みにより、文化財等の保護・保存及び普及・啓発を行います。郷土の歴史、文化を学習しようとする区民を総合的に、継続的に支援できる場として(仮称)郷土学習センターを整備し、郷土の歴史・文化を継承します。

【関連する法令、条例、個別計画等】

(仮称)第2次教育ビジョン、教育の情報化推進計画、図書館ビジョン(第3期行動計画)、第2次子ども読書活動推進計画(第2期行動計画)、第2期文化・芸術振興計画

【取組み事業の体系】

地域社会を創る生涯学習の充実

生涯学習社会の実現

- ・学校を核にした地域コミュニティづくり
- ・市民大学、区内大学等との連携

社会教育の充実

- ・地域資源を生かした学習の充実

知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造

- ・中央図書館の機能拡充、図書館ネットワークの整備

文化財の保護・普及活動の推進

- ・(仮称)郷土学習センターの整備

3. 子どもが育つ環境づくり

【現状・課題等】

少子化や核家族化の進展により、子ども同士や多世代がかかわりを持つ機会、生き生きと遊び、育つ場と機会が少なくなっています。また、妊娠から安全で安心な出産、子育て環境の整備等の子どもと親の健康づくりに一層取り組む必要があります。

家族構成や生活形態の変化など社会環境の変容とともに、子どもや家庭と地域社会との関わりが希薄になっており、子どもが生き生きと地域の中で育ち、学ぶことができるよう地域の子育て力、教育力の向上が必要です。

仕事と子育ての両立を図るため、区民の価値観や就労形態に応じたワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

また、女性の就労率の高まりや就労構造の変化に伴い、子ども・子育てに対するニーズが多様化するなか、国の新たな子ども・子育て支援の方向性を踏まえたサービス提供体制の充実を図るとともに、区民が安心して保育サービス・幼児教育を選択・利用できるような質の向上が求められています。

親と子が向き合う時間が減っていること、地域のさまざまな立場の大人と出会う機会の少ないことなどに加え、ゲーム機や情報通信機器の普及による子ども同士の遊び方の変化などの影響もあり、人とコミュニケーションが上手く取れない子どもも増えており、対策が必要となっています。

区内に25箇所ある児童館では、乳幼児からの子育て支援や小・中学生の放課後の居場所、地域とつながるコミュニティの場としての役割を充実する必要があります。

【取り組み事業の内容】

(1) 地域の子育て支援の推進

・学校・家庭・地域が連携し、子ども同士が安全に遊び、それを見守る地域の人がいる場づくりや、親子が参加できる交流・講座等、子どもと親の健康づくりや地域で子育てを支援する場と機会を増やします。

(2)保育・幼児教育の充実

・国の子ども・子育て関連3法等を踏まえ、幼児教育の充実のための研究・研修等の機能や、地域の子育て支援の拠点的功能を担う施設整備、保育施設間におけるネットワークの支援や人材育成の強化等、幼児教育と子育て支援事業の充実に向け、環境の整備を図ります。

(3)子育て家庭の支援の推進

・家庭教育への支援、子育てや子育て支援に関する情報提供を充実するとともに、子育て中の親子が身近な場所で気軽に立ち寄り、交流・相談ができる場や子どもを一時的に預かる場を充実することにより、保護者の学びの機会の充実、育児や子育ての負担感の軽減や孤立の予防を図ります。

(4)子どもの成長と活動の支援

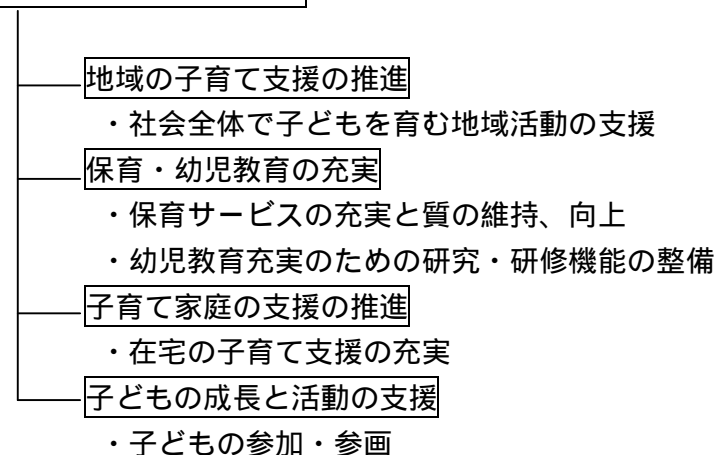
・地区の子育てネットワークの強化・充実を図ることにより、それぞれの年齢や成長に対応する体験や社会参加の場を確保し、子どもの自主性を尊重しながら自立を応援します。また、中高生世代の社会参加への意欲醸成、次代の担い手づくりなど、活躍できる環境を整え、児童館や社会教育施設を活用した活動支援に取り組みます。

【関連する法令、条例、個別計画等】

次世代育成支援法、子ども・子育て関連3法、母子保健法、子ども計画後期計画(仮称)第2次教育ビジョン

【取組み事業の体系】

子どもが育つ環境づくり



九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

4. 質の高い学校教育の充実

【現状・課題等】

たくましく生きていくための基盤となる豊かな人間性、豊かな知力、健やかな身体を育み、子どもたちの自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、理数・英語教育や、体力の向上、教育の情報化など、変化の激しいこれからの社会に欠かすことのできない資質・能力を育む授業を推進する必要があります。

「障害者の権利に関する条約」を踏まえたインクルーシブ教育システムの構築など、共生社会の実現に向けたさまざまな取組みを踏まえ、特別支援教育を一層推進することが求められています。

子どもたちの教育に直接携わる教員の資質・能力の向上が必要とされています。特に、近年増加している若手教員の育成が急務となっています。また、教員の職務は増加しており、子どもたちに向き合う時間や教員同士のコミュニケーションが減少していることから、校務の改善に向けた取組みも急がれます。

学校が、東日本大震災以降、災害時の避難所として果たす役割が一層注目されるなど、地域コミュニティに果たす役割も重視され、児童・生徒の学習・生活の場だけでなくさまざまな役割を担うように変化してきています。

【取組み事業の内容】

(1) 知育・徳育・体育の充実

・子どもたちの考える力と表現する力、それらを支える学ぶ意欲と基礎・基本を育成し、自尊感情や自己肯定感の醸成を図るとともに、理数・英語教育の充実や教室内のICT環境を整備し、デジタル教材を活用した「わかる授業」の実施、教育の情報化の推進、一人ひとりの体力向上や食育の推進に取り組みます。

(2) 特別支援教育の充実

・特別支援教育を一層進めるために、障害の種別や地域バランス等に配慮しながら、特別支援学級の計画的な整備や学校での指導体制、学校への支援体制の充実を図ります。

(3)信頼される学校づくり

・教員の研修・研究機能を強化し、資質・能力を高めるとともに、校務の効率化を図るための校務システムの改善等を進め、教員が児童・生徒と向き合う時間を増やす取組みを推進します。

(4)教育環境の整備

・老朽化等への対策と快適な学習環境整備のために、ユニバーサルデザインに基づいた改築や、改修等を計画的・効果的に進めていきます。また、避難所や地域活動の拠点など地域コミュニティの核としての役割を担えるよう配慮しながら実施します。

【関連する法令、条例、個別計画等】

次世代育成支援法、(仮称)第2次教育ビジョン、教育の情報化推進計画、子ども計画後期計画、障害者基本法、せたがやノーマライゼーションプラン

【取組み事業の体系】

質の高い学校教育の充実

知育・徳育・体育の充実

・世田谷9年教育の推進

特別支援教育の充実

・特別支援教育の充実

信頼される学校づくり

・教員の資質向上による質の高い学校教育の実現

教育環境の整備

・学校施設の整備

5 . 虐待のないまち・子ども・子育て家庭への支援

【現状・課題等】

区に寄せられる育児の悩みや孤立を訴える相談件数が増えていることに加え、支援を要する家庭の課題が困難かつ複雑化しており、早い段階からの継続した支援の必要性が高まっています。

児童虐待の防止に向けては、早期発見・早期支援が重要であるとともに、継続的な支援が必要なことも少なくありません。子どもや子育て家庭にかかわる人材育成、関係機関のネットワーク強化など、地域における支援体制の充実を図る必要があります。

若年齢での妊娠や出産といった子育てにおけるきめ細かい支援が必要な層や、ひとり親に対する子育て支援の講習や相談機会を増やす必要があります。

ひとり親家庭やステップファミリー（継父母と生活する家庭）などが増加しており、継続した支援の取組みの拡充が必要です。また、地域から孤立しがちな10代同士の若年の子育て家庭や外国人の家庭などへの、きめ細かな対応が求められています。

地方分権の動きにおいて、都と特別区の役割を整理するための方向性について、検討が進められており、児童相談所設置などの児童福祉事務の移管については、その実現に向けて準備を重ねていきます。

いじめや不登校、性や思春期のこころの問題、虐待など、複雑化・多様化している児童・生徒とその保護者が抱えるさまざまな問題の解決を支援することが求められています。

妊娠から出産、産後ケア等、家族の子育て機能や地域での支援が低下しており、子どもを育み育てようとする親への支援が必要となっています。

【取組み事業の内容】

(1) 支援を必要とする子どものサポート

・「せたホッと」をはじめ、子ども自身が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、身近なところに子どもが気軽に立ち寄れる、相談ができる、学習支援を受けられる場をつくるなどの支援の充実を図ります。

(2) 支援を必要とする家庭のサポート

・気軽な相談機会の提供による早期対応から、複雑化した課題に対応する専門性の高い支援まで行う子ども家庭支援センターの機能を充実し、子育て家庭を切れ目なく重層的に支える態勢を築きます。

(3) 教育相談・不登校対策の充実

・児童・生徒とその保護者が抱える問題の解決を支援するため、子どもの心理的要因や家庭の福祉的要因等への対応を含めた学校内外の教育相談機能の充実および、ほっとスクールの拡充等の不登校対策の充実を進めます。また、医療、福祉など関係諸機関や若者支援施策との連携を図ります。

【関連する法令、条例、個別計画等】

子ども計画後期計画、健康せたがやプラン第二次
(仮称)第2次教育ビジョン

【取組み事業の体系】

虐待のないまち・子ども・子育て家庭への支援

支援を必要とする子どものサポート

・子どもに関わる人材育成、相談機能の充実と継続した支援の環境づくり

支援を必要とする家庭のサポート

・子ども家庭支援センターの機能強化、子育て家庭への支援の充実

教育相談・不登校対策の充実

・教育相談機能の充実、不登校対策の充実

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】



よみもの

基本計画(素案)への区民意見提出手続(パブリックコメント)で
いただいた主な区民意見(分野別政策「子ども若者・教育」)

分野別政策 中項目	意見概要
若者が力を発揮する 地域づくり	若い人、10代後半の生きづらさを抱えている人に焦点を当てるのは非常にいいことであるが、具体的にどうするのか。
地域社会を創る生涯 学習の充実	豊かな心がその地域に養われるよう、いつでも自分が必要としたときにさらに学び直せる環境を整えてほしい。
地域社会を創る生涯 学習の充実	図書館を区の周辺部も含めて整備してほしい。運営について、民間活力を有効利用して、指定管理者制度やNPOに運営の一部を任せたり、公民館機能をつけてはどうか。
子どもが育つ環境づ くり	子どもたちが健全に育つことができるよう、遊び場所を整備するなど、重点的に投資し、子育て支援の多いまちにしてほしい。
質の高い学校教育の 充実	英語教育の充実をはじめ、自分の意見素直に言える環境づくり、スポーツ教育や介助・介護の社会参加、安全なITの使用方法等を教えてほしい。

暮らし・コミュニティ

東日本大震災の経験から災害時の地域コミュニティの役割が重要との認識が広がりました。区民一人ひとりが自治の担い手として、地域社会がふだんから協力しあう関係が築かれ継続できるように支援します。

町会・自治会をはじめ、地域活動団体間のネットワークが形成され、役割を意識し、次世代育成、人づくりなどの活動ができる環境を整備します。

1. 地域コミュニティの促進

【現状・課題等】

東日本大震災以降、いつやってくるかわからない災害時の支援に向けて、身近なコミュニティの役割が改めて見直されました。

地域社会は少子・高齢化の進展や、これに伴う地域コミュニティの担い手の高齢化などとともに、1世帯あたり、2人を割る少人数世帯は変わらないものの、世帯数の増加などにより、一層希薄化していくものと思われます。

区民の一人ひとりが住民自治の担い手であるという自覚を持って、主体的にまちづくり、コミュニティづくりに関わっていくことが求められています。

多くの区民が地域の活動に参加し、地域で活動する団体間の連携・ネットワークが十分に形成されることで、それぞれの活動が活性化され、地域コミュニティの基盤が強化されていくことが必要です。

地域の担い手である区民、町会・自治会、NPOや民生児童委員、消防団、環境団体、社会教育団体ほか、各分野の地域活動団体、事業者などのさまざまな活動主体が、区とともに、区政や地域の課題について情報共有を進めるとともに、目標を共有し、相互の責任や役割を認識しながら連携・協働し、公共サービスや地域の課題解決を担っていくことが求められています。

高齢者の健康長寿を推進するためにも、高齢者の多様な活動を支援していくとともに、元気な高齢者が地域社会と関わりを持ち、地域活動の担い手として活動できる環境づくりが求められています。

【取組み事業の内容】

(1)区民の地域活動への参加促進

- ・子どもから高齢者までの幅広い世代による、持続的なさまざまな地域活動への参加・参画を促すための支援や環境整備に取り組みます。

(2)区民が参画する団体の活性化促進

- ・地域活動団体、NPO等の市民活動団体等の団体間の連携やネットワークの形成、機会の創出、情報提供等、活動団体の魅力向上や活性化へ向けた継続的な支援を行います。

(3)区と活動主体及び活動主体間同士の連携・協働促進

- ・行政との協働に加え、活動主体間相互の協働のさらなる推進に向けたネットワーク形成の環境整備や支援を行います。

(4)地域住民が参加、運営するしくみづくり

- ・区民や活動団体とともに、地域の住民等が地域の課題を解決し、公共サービス(例えば、ふれあいの家等)を運営する新たなしくみづくりに取り組みます。

【関連する法令、条例、個別計画等】

【取組み事業の体系】

地域コミュニティの促進

区民の地域活動への参加促進

- ・子どもから高齢者まで幅広い世代による地域活動への参加、促進

区民が参画する団体の活性化促進

- ・地域活動団体の自主的活動への支援

区と活動主体及び活動主体間同士の連携・協働促進

- ・活動主体間の自主的な連携・協働への支援

地域住民が参加、運営するしくみづくり

- ・公共サービス運営の新たなしくみづくり

九つのビジョン 【 個人・子ども・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

2. 安全・安心のまちづくり

【現状・課題等】

災害発生時には、行政による「公助」だけでなく、住民一人ひとりによる「自助」や地域住民による「共助」の取組みが非常に重要です。区の災害対策の拡充を図るとともに、地域の町会・自治会・地域活動団体による協力した助けあい活動との連携が必要です。地域の助けあい活動が円滑に行われるためには、日頃からの防災意識の自覚や主体的な取組みが必要ですが、一方で、近年の自然災害の被害者の多くが高齢者等であることから、災害時要援護者対策についての支援体制をつくることも課題です。

世田谷区内の犯罪発生件数は、平成14年(2002年)をピークに10年連続で減少していますが、「振り込め詐欺」は後を絶たず多額の被害が発生しており、被害者の多くが高齢者であることを踏まえると、高齢者を狙った犯罪防止が強く求められています。また、犯罪発生件数が減少し、治安自体は改善傾向にあるにもかかわらず、区民意識調査の結果からも「防犯・地域安全の対策」へのニーズは依然高い状態にあり、「犯罪被害に遭うかもしれない」という不安感の解消が必要です。

消費生活と経済社会との関わりが多様化・複雑化し、地域や家族のつながりが希薄化するなか、高齢者世帯を狙った悪質商法等の消費者トラブルも深刻化しています。また、一人ひとりの消費者の自立を支援するために、学習機会の提供や各種講座の実施等、消費者啓発・教育の充実が求められています。

【取組み事業の内容】

(1) 地域防災力の向上

・災害時の被害を最小限にするため、住民の防災意識をより一層高め、地区における防災塾の実施等による自助・共助の推進を図り、災害時に備えた地域防災計画の推進、備蓄物資の充実、避難所等の生活環境の整備、災害時要援護者への支援に取り組みます。併せて、出張所・まちづくりセンターを地区防災支援担当として位置づけ、地域で支えあう体制を作り機能強化を図ります。

(2) 防火・防災力の向上(再掲)

・消防水利が不足している地域等への災害時消火用井戸の整備に向けた取組みや、補完的機能としてスタンドパイプの配備を進めます。また、防火水利不足地区の解消をめざして、防火水槽の設置を消防署と連携して取り組みます。

(3)犯罪抑止の取組み

- ・多様化する犯罪を抑止するため、区内警察署や関係機関との連携・協力し、区民の防犯意識の向上や、犯罪被害防止に向けた啓発活動の充実、区民の自主的な防犯活動に対する支援や、防犯パトロールの実施とともに、防犯設備の整備を促進します。

(4)消費者の自立支援

- ・高齢者や若者など消費者被害に遭いやすい区民に対して、出前講座等の啓発事業を進め、消費者被害の未然防止を図ります。

(5)消費生活相談の充実

- ・複雑化・多様化している消費者トラブルについては、消費生活相談の機能を強化し、さらに高齢者に対しては、具体的な犯罪事例の説明など、わかりやすい対応を行います。

【関連する法令、条例、個別計画等】

災害対策基本法、災害対策条例、地域防災計画、消費者基本法、消費生活条例
消費生活センター条例

【取組み事業の体系】

安全・安心のまちづくり

地域防災力の向上

- ・出張所・まちづくりセンターの防災機能の強化
- ・災害時要援護者支援の推進
- ・自助・共助の推進

防火・防災力の向上

- ・防火水槽の設置、災害時消火用井戸の整備
- ・スタンドパイプの配備、防火水利不足地区の解消

犯罪抑止の取組み

- ・わかりやすい情報発信、啓発活動の充実、防犯設備の整備促進

消費者の自立支援

- ・関係機関との連携による消費者教育の展開

消費生活相談の充実

- ・消費生活相談の機能強化

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・**災害**・環境・産業・文化・まち・**参加** 】

3. 多様性の尊重

【現状・課題等】

基本的人権が侵されることなく、一人ひとりが自分らしく生き、すべての人が尊重される社会の実現に向け、多様性を認め合うとともに、人権課題への理解を深め、あらゆる人権侵害の根絶に向けた人権意識の啓発・理解促進が必要です。

これまでの区の実践が必ずしも、固定的性別役割分担意識の解消につながっていないことから、より一層の男女共同参画意識の啓発が必要です。

DVに関する相談件数は依然として増加傾向にあり、DV防止のためには啓発・相談充実、関係機関との連携強化による支援のあり方が重要です。

世田谷区内の在住外国人の人口比率は1.8%程度と低いものの、人口は平成26年(2014年)1月1日現在で、14,845人と多くの外国人が暮らしています。災害時の対応や福祉・保健・教育などの行政サービス情報を多言語で提供するなど、多文化共生施策の推進が求められています。

【取組み事業の内容】

(1)人権の尊重

- ・すべての人は、自分の存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる権利「人権」を持っています。一人ひとりが自分らしく生き、他の人たちとともに、皆が幸せに暮らせる社会の実現に向けた人権擁護の取組みを進めます。
- ・女性や子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどを理由に差別されることなく、多様性を認め合い、人権への理解を深めるため、人権意識の啓発や理解の促進を推進します。

(2)男女共同参画の推進

・男女共同参画に関する区民意識・実態調査により実態を把握し、男女共同参画推進のためのさまざまな取組みを進めるとともに、男女共同参画センター“らぶらす”における事業の充実による男女共同参画意識の向上を図ります。

(3)DV 防止の取組み

・DV 防止の取組みとして、学校や地域でも若年からのデートDVを含めたDVの未然防止・早期発見の取組みを充実します。

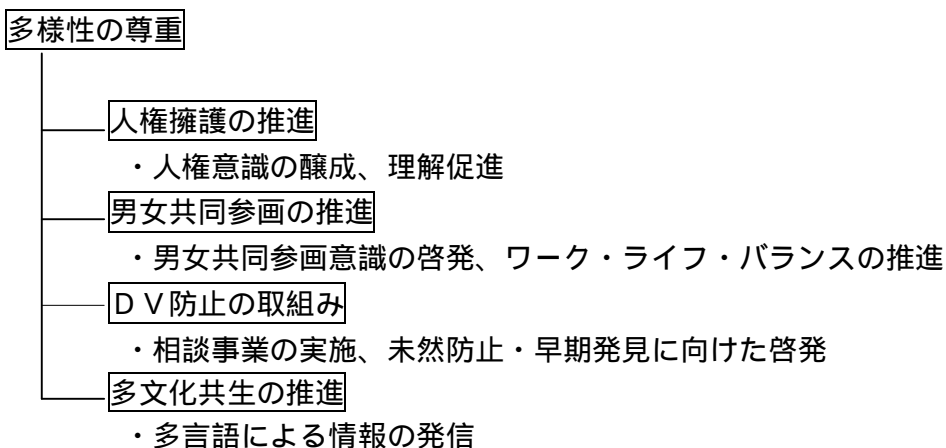
(4)多文化共生の推進

・ライフイン世田谷（外国語版の便利帳）や区のホームページの自動翻訳など、多言語による情報提供を進めるとともに、福祉・保健・教育など、さまざまな行政サービスにおいて多言語による情報発信を充実させ、また、災害時の外国人支援についても、その対応力を高めます。

【関連する法令、条例、個別計画等】

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、男女共同参画プラン調整計画、配偶者等暴力防止基本計画、ワーク・ライフ・バランス推進指針

【取組み事業の体系】



九つのビジョン 【 個人 ・ 子ども教育 ・ 健康 ・ 災害 ・ 環境 ・ 産業 ・ 文化 ・ まち ・ 参加 】

4. 文化・芸術の推進

【現状・課題等】

世田谷の特徴に挙げられるのは、「文化・芸術にゆかりの深い都市」で近代になってから、多くの文化人・芸術家が居を構え、活発な創作を重ねてきました。現在も国内外ともに活躍する著名な文化芸術分野の方々が多く住んでいます。

区内には、世田谷美術館、世田谷文学館、世田谷パブリックシアターほか、民間の美術館、劇場、ライブハウス等の文化施設など、多彩で豊富な文化資源がありますが、それが区民に十分に伝わり、享受されているとはいえない状況にあります。

文化・芸術は、人々に、潤いある生活や心豊かな人生をもたらすとともに、人々をつなぐ力があります。こうした文化・芸術の持つ力は、教育、福祉、観光・産業等への効用が認識され、コミュニティの活性化を押し進めるものとして期待されています。

子どもの頃から文化・芸術に触れ、想像力と創造性を育み、多様な価値観を受け入れる心を養うことが重要です。区内では個人や団体による文化・芸術に関する自主的かつ積極的な活動や文化施設を支えるボランティアによる活動等が多く行われています。また、世田谷区は文学・映画などの作品の舞台としても数多く登場しており、このことは世田谷の魅力であり、財産であります。

区内に多数存在している文化・芸術活動団体による、自主的な団体同士の交流ネットワークのしくみ、高齢化社会に対応した、文化施設の整備や交通の利便性を高める取組みなど、ソフト・ハード両面の工夫を図ることが求められています。

文化・芸術活動を行うための練習及び発表会場が少なく、活動場所の確保、多目的ホールや音楽ホールの整備が求められています。

【取組み事業の内容】

(1) 多彩な文化・芸術資源の魅力発信

・民間や大学施設と協働して、区内の美術、文学、音楽、演劇、伝統芸能など、文化・芸術資源の情報を一元化し、提供する取組みや、気軽に地域を散策できる文化マップを発行するなど、区内外への情報発信を行います。

(2) 文化・芸術の振興と活動支援

・区民に芸術性豊かな文化事業を提供するとともに、区民生活に役立つ文化・芸術の取組みを推進します。また、若手や区内在住のアーティスト、区民の文化・芸術活動、相互交流やネットワークづくりへの支援を行います。

(3) 文化・芸術活動の場の充実

・区民が文化・芸術の表現活動を行うためのさまざまな場と機会を築きます。また、発表や鑑賞のための場の充実に図ります。

【関連する法令、条例、個別計画等】

文化及び芸術の振興に関する条例、第2期文化・芸術振興計画

【取組み事業の体系】

文化・芸術の推進

多彩な文化・芸術資源の魅力発信

・新たな文化・芸術情報の発信

文化・芸術の振興と活動支援

・芸術性豊かな文化事業の実施
 ・文化・芸術の力を区民生活に発揮する取組みの推進
 ・若手アーティスト、区民の文化・芸術活動への支援
 ・民間施設等との連携等による場の確保と充実

文化・芸術活動の場の充実

・文化・芸術の表現活動の場と機会の充実
 ・発表や鑑賞の機会の充実

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

5. 生涯スポーツの推進

【現状・課題等】

現在、区内の各種スポーツ・レクリエーション活動に携わる賛助会員団体数は47団体あり、そこに加盟している各競技団体や、けやきネットに登録してスポーツ活動をされている団体総数は19,000団体を超え、多くの区民がスポーツに親しんでいます。毎年開かれている区民体育大会やスポーツ団体と区との共催大会などは、約5万人の選手が参加しています。さらには、秋の世田谷246ハーフマラソンは人気の種目でもあり、公認競技大会として認知されています。

一方、文部科学省が実施している「体力・運動能力調査」によると、昭和60年(1985年)以降、子どもの体力は低下傾向にあります。平成13年(2001年)以降は、その傾向に歯止めがかかってきていますが、昭和60年と比較すると、依然として子どもの体力は低い水準にあります。

スポーツを行う理由は、世代や性別によって異なっており、そうしたなかで、それぞれがスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠なものであり、区民の誰もが健康の保持増進を図るため、ライフステージに応じたスポーツ活動の推進を行っていくことが必要です。

地域スポーツ振興の担い手としての総合型地域スポーツクラブは注目されています。世田谷の総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体となって運営しており、地域コミュニティの形成・活性化につながっています。さまざまな年代の人たちが集まり、年齢や興味・関心、技術等に応じたスポーツに参加する機会を提供するクラブとして注目されており、区民が主体的に参画する地域スポーツ環境のさらなるしくみづくりや支援、多様化するスポーツニーズに対応できるスポーツの場の確保や整備が必要です。

【取り組み事業の内容】

(1)地域におけるスポーツ活動の推進

・区民の健康増進や体力向上、さらには人と人との交流の促進、地域の活性化を図るため、区民が主体的に運営し、地域コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブのさらなる設立・育成を区内全域に拡大します。また、これらを牽引できるような地域のスポーツ指導者等の確保、充実に努めるとともに、ライフステージに応じたスポーツに触れる機会や楽しむ機会を創出します。さらには、障害のある区民も安心してスポーツを楽しむことができるよう関係所管部とも連携し、障害者スポーツの充実に取り組みます。

(2)子どもの体力向上に向けたスポーツ施策の充実

・幼児期からの子どもの体力向上方策の推進、学校の体育に関する活動の充実、子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実に努めます。

(3)スポーツの場の確保・充実

・既存のスポーツ施設等において、子どもや高齢者、障害者など、誰もが安全に気軽に利用できるようスポーツ施設の充実に取り組み、夜間照明設備設置等による施設利用の拡充を図ります。特に、大蔵運動場と大蔵第二運動場の一体的整備については、世田谷を代表する施設として、多種目、多世代、多機能な施設整備に取り組みます。また、公共的空間等を活用した新たな場の整備にも取り組みます。

【関連する法令、条例、個別計画等】

スポーツ基本法、スポーツ基本計画（文部科学省）、東京都スポーツ推進計画
スポーツ推進計画（平成26年度～平成35年度）

【取り組み事業の体系】

生涯スポーツの推進

地域におけるスポーツ活動の推進

・総合型地域スポーツクラブの設立、支援

子どもの体力向上に向けたスポーツ施策の充実

・スポーツ事業、学校、地域における体力向上のための支援

スポーツの場の確保・充実

・大蔵運動場と大蔵第二運動場一体化に向けた整備、公共的空間等を活用した場の整備、既存スポーツ施設等の拡充

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

6. 快適で暮らしやすい生活環境の創造

【現状・課題等】

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、エネルギーを取り巻く状況は大きく変わり、節電や省エネルギーのライフスタイルへの転換が求められています。区では「自然エネルギーをたくみに使うまち」を幅広く区民に呼びかけ、「地産地消」と「地域間連携」を実施する環境都市が求められています。

地球温暖化等の環境問題が生じ、環境に対する負荷が大きい大量生産、大量消費の社会経済システムから循環型社会への移行が求められています。温暖化の主たる原因である二酸化炭素の区における排出量(平成22年度/2010年度)は、平成2年度(1990年度)と比べ、12.6%増加し、民生家庭部門と民生業務部門の増加が主な原因となっています。良好な環境を将来の世代に引き継ぎ、持続可能な社会を形成していくため、単なる物質的な豊かさや利便性を追求するのではなく、環境に負荷をかけない社会に移行していくことが必要であり、ライフスタイルそのものの転換を区民一人ひとりに働きかけていくことが必要です。

省資源・省エネルギーの一層の推進は、持続可能な社会の形成に不可欠であり、区民一人ひとりが、ごみの発生・排出抑制に目を向け、不要なものを持たない、ものを大切に暮らす方に転換していくことが必要です。

世田谷らしい、自然環境や良好な住環境を次世代に引き継いでいくために、きれいな空気・水・土を確保し、騒音や振動を減らし、快適に暮らすための生活環境を確保していくことが必要です。

【取組み事業の内容】

(1)環境に配慮したライフスタイルへの転換

・「小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」の実現に向け、継続的な省資源・省エネルギー、二酸化炭素の削減に向けた行動の啓発を図るとともに、環境教育・環境学習を推進します。併せて、一人ひとりの区民、事業者それぞれが環境に配慮した行動の実践を図ります。また、平成32年度(2020年度)の区全体のエネルギー使用量を震災前の平成22年度(2010年度)比で15%以上削減します。

(2)自然の恵みを活かしたエネルギー利用の促進

・自然エネルギーを有効に活用し、持続可能な地域社会を築くために、区民や事業所の再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギーの地産地消や、交流自治体等との地域間で連携したエネルギーの活用に取り組み、「小さなエネルギーで豊かに暮らすまち世田谷」の実現をめざします。

(3)ごみ減量と循環型社会の形成

・健康で快適な生活を次世代に引き継ぐことができる「環境に配慮した持続可能な社会」をめざし、ごみの発生を抑え、資源の有効活用を推進します。そのため、暮らしや活動

におけるもの全体の流れを見据えて、ごみそのものの減量に重心をシフトしつつ、3Rの考えのもと、区民一人一日あたりのごみ排出量 540g 以下をめざし、広く区民に呼びかけながら、計画的に取り組みます。

(4)快適で安らぎのある生活環境の維持・確保

・快適で安らぎのある生活環境を確保するため、環境美化の推進や、大気や水質の汚染を防止するための環境監視の取組み、都市生活型公害の抑制に努めます。

(5)エコ区役所*の実現と環境に配慮した公共施設整備

・公共施設における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入、緑化を進めるとともに、環境マネジメントシステム等の環境配慮の取組みを推進し、率先して環境負荷の低減に取り組みます。

*ここでいう「区役所」は、庁舎だけでなく、区立小・中学校、区民施設等、すべての区施設を指します。

(6)災害時に不可欠なエネルギーの確保

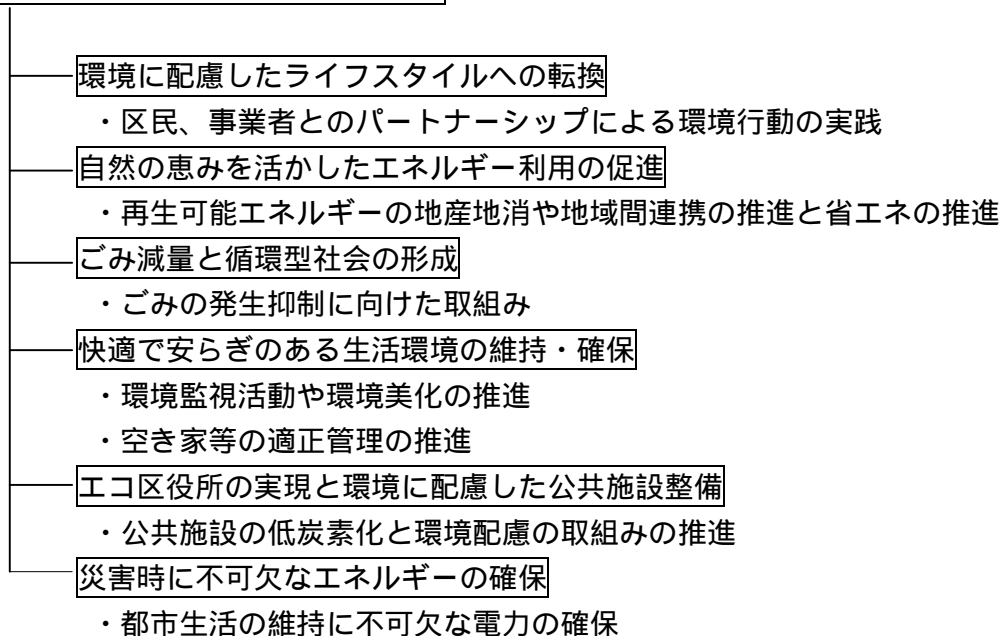
・ライフラインが使用不能な場合でも、災害対策拠点において災害活動に必要不可欠な水や電源の確保やし尿処理について検討し推進します。

【関連する法令、条例、個別計画等】

環境基本条例、環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、一般廃棄物処理基本計画、みどりのみずの基本計画、第三次住宅整備方針、災害対策条例、地域防災計画

【取組み事業の体系】

快適で暮らしやすい生活環境の創造



九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

7. 産業振興・雇用促進

【現状・課題等】

世田谷は住宅都市とともに、多様な産業・多くの市場が揃っています。住宅都市という都市の特性を踏まえて、本社機能のみの事業所や、小規模工場などの操業は住宅と混在しながら現在でも質の高いものづくりを行っています。昭和40年代(1965年代)以降、土地の高騰や宅地化の進行、公害問題等で工場や事業所の区外移転が進み、区内の工場、事業所数は減少しています。企業・従業員ともに、ワーク・ライフ・バランスの取組みの必要性を認識しているものの、取組みを行っている企業の割合は半数以下であり、従業員の認識は1割程度と低い状況にあります。雇用・就労の多様化を基点に、産業界と地域人材がともにつくる就業機会の創出をめざし、ライフステージに合わせて安心して働ける環境の整備が必要です。

大型店やチェーン店の進出、小売業間の競争激化、個店経営者の高齢化や後継者難など、商店街を取り巻く状況は厳しく、区内商店街の会員数は減少しています。

区内の事業所数は約24,500事業所(公務を除く)あり、従業員数は約24万人です(総務省調査「平成24年経済センサス」より)。平成21年(2009年)と比較すると、事業所数・従業員数ともにわずかに減少していますが、ほぼ横ばい状態です。業種の構成としては、卸売業・小売業が27.4%と全体の4分の1以上を占めており、次いで、宿泊業・飲食サービス業が14.1%、生活関連サービス業・娯楽業が10.1%、医療・福祉が9.6%となっています。このように世田谷の産業は、購買力の高い住民に支えられた小売業・サービス業が多いことを特徴としています。

区内農家は農地を効率的に利用するなど、区民に配慮した農業経営を行い、農産物直売所による顔の見える販売形態が魅力の一つとなっていますが、相続発生や土地に対する高額な税負担により農地を手放す傾向にあり、区内の農地面積、農家数は減少しています。

区内の観光資源や新たな発想から独自性のある世田谷の魅力、ブランドを創出し、区内外への発信と地域の活性化を進めていますが、さらなる民間事業者との連携、強化が必要です。

【取組み事業の内容】

(1)世田谷産業の基盤づくり

- ・起業・創業を支援するとともに事業者間の交流を促進させ、新たな付加価値や新たなビジネスの創出を支援するほか、社会情勢の変化や事業者、区民のニーズを踏まえ、世田谷の特性を活かした産業振興を推進します。
- ・商業、工業、農業の枠組みにとらわれず、福祉、環境や建設なども含め、地域を支える多様な産業を育成していきます。

(2)世田谷人材の充実と活用

- ・地域産業の経営基盤の強化と次世代の担い手を確保するために、各産業の柱となる人材や後継者の育成を推進するとともに、働く人と事業者のニーズにマッチした多様な就業機会の創出と、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、三軒茶屋就労支援センターを活用し、安心して働き続けられるよう雇用環境の整備を図り、職住近接につなげます。

(3)商業・サービス業の振興

・地域住民の生活を支えるための商品・サービスの提供、安全・安心への対応、居場所づくりなどを進め、生活支援拠点としての商店街づくりを推進します。併せて、高齢者や障害者にやさしい商店街づくり、コミュニティの拠点づくりを進めます。

(4)工業・ものづくりの振興

・準工業地域の保全やものづくり事業所の特性を活かし、企業における環境に配慮した取組みの支援や住工共生のまちづくりを進めるなど、工業・ものづくりの振興を推進するとともに、大学を含めた多様な人材、立地条件などを活かし、新たな技術や製品の開発など、ものづくり産業の高度化を促進します。

(5)都市農業の振興

・世田谷農業の将来を担う農業者を支援し、安定した経営の確保をめざすとともに、区民へ身近に農作業体験ができる場や機会を提供することにより、都市生活に欠かすことのできない貴重な財産である世田谷の農業・農地を保全し、都市農業の振興を図ります。

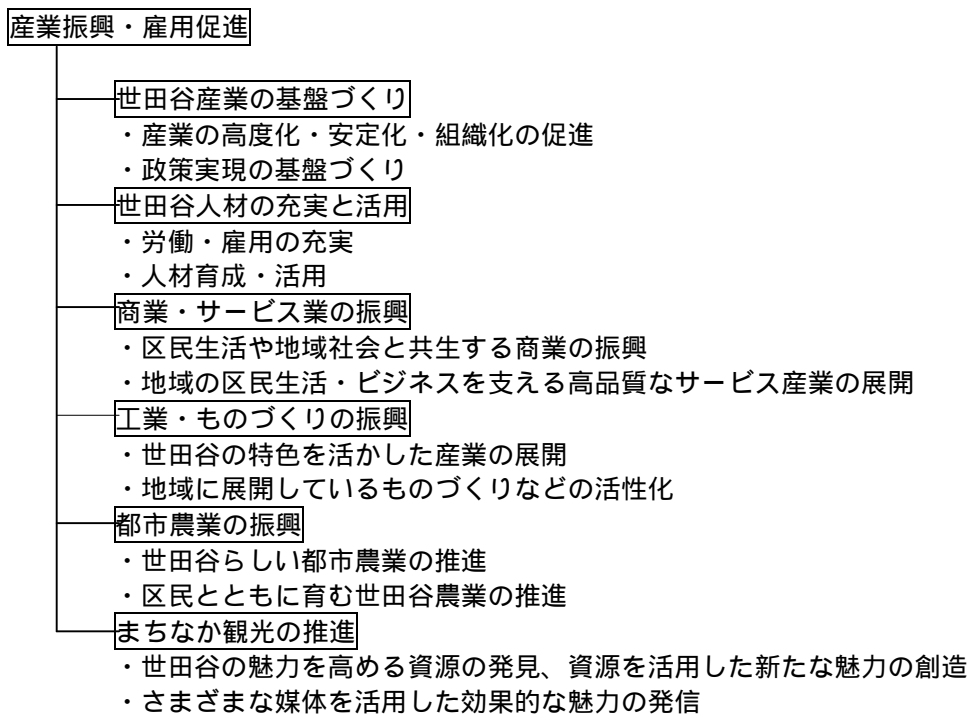
(6)まちなか観光の推進

・観光関連事業者等との連携体制を強化し、民間事業者を主体とした観光事業の促進や、世田谷ブランドを活用した事業を展開します。

【関連する法令、条例、個別計画等】

産業振興基本条例、産業ビジョン、産業振興計画、ワーク・ライフ・バランス推進指針

【取組み事業の体系】



九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】



よみもの

基本計画(素案)への区民意見提出手続(パブリックコメント)で
いただいた主な区民意見(分野別政策「暮らし・コミュニティ」)

分野別政策 中項目	意見概要
地域コミュニティの 促進	日頃から地域のコミュニティ活動がいろいろな形で活発に行われていないと、実際に災害が起こったときにはなかなか対応できない。コミュニティ活動が活発になれば隣近所で要介護者を助けたりするなど、解決できるようになるのではないかと。きめ細かく地区レベルでのコミュニティづくりが必要だ。
安全・安心のまち づくり	災害に強いまちづくりのために、区は地域住民、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、医療、介護が一体となって取り組んでいくことを考えているようだが、行政が各機関や地域住民と勉強会を行うなど、顔と顔が見える関係を築き、実効性のある展開をしてほしい。
多様性の尊重	性的マイノリティに関する記述が、実現の方策の「人権の尊重」の中で書かれているが、具体的な分野別政策の「多様性の尊重」に記述してほしい。性的マイノリティの方は生きにくさを抱えながら暮らしているため、受け入れられる地域社会になればよい。
生涯スポーツの推進	スポーツを通して生涯健康でいられるために、スポーツ施設や設備を整備したり、公園や緑道に大人の健康増進のための器具を設置してほしい。
快適で暮らしやすい 生活環境の創造	震災直後は節電と言われていたが、今では以前のように電気を使っているのではないかと。地球温暖化防止対策打ち出し、エコ活動をもっと広くひろめるべきだ。
産業振興・雇用促進	地域の特性を生かした産業や観光を振興するべきだ。

都市づくり

住宅都市世田谷において、区民が安全で快適に暮らしていくための都市環境の保全とデザイン構築が必要です。

区では、みどりの保全創出や、住環境の向上、快適に安全に移動できるしくみづくりなど、多くの取組みを行っています。区民・事業者・区が一体となり、魅力あるまちづくりを進めていきます。

1. 災害に強い街づくり

【現状・課題等】

東日本大震災の教訓や、国や東京都による首都直下地震の被害想定の見直し等を踏まえ、建築物の耐震化を促進し、木造住宅密集地域等の防災性向上へ向けた建築物の不燃化など、防災・減災対策のスピードアップを図るとともに、大規模災害後を見据えた都市の復興街づくりのさらなる取組みが求められています。

近年における局所的集中豪雨に対応していくため、河川・下水道整備の推進および、雨水の流出を抑制する流域対策を推進する必要があります。

安全で安心して暮らせる市街地を形成するため「都市の骨格づくり」をめざし、防災上課題のある市街地の更新や、道路事業等により防災性を向上させる道路、駅前広場等の都市基盤整備や、公園等みどりの拠点づくりを進める必要があります。

災害時には避難時の安全性の確保が必要であり、避難場所や避難経路の安全性を向上するとともに、災害時の一時集合場所等では、駅前広場等の適切な施設配置・整備とともに、周辺道路とのネットワーク化を図る必要があります。

【取組み事業の内容】

(1)木造住宅密集地域の不燃化の促進

・従来の修復型街づくりや公共整備型街づくりの手法に加え、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト」の有効活用を図り、地域住民の理解と協力のもとに、木造住宅密集地域における道路や公園等の基盤整備や建築物の不燃化を加速させます。また、新たな防火規制区域の指定や地区計画等の策定等により、木造住宅密集地域の防災性の向上を図ります。

(2)建築物の耐震化の促進

・耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路や木造住宅密集地域等で建築物の耐震化を優先的に進めるため、耐震化に向けた普及啓発や、耐震化支援制度の拡充を図ります。

(3)復興街づくりの推進

・被害想定および地域防災計画等の上位計画の見直しに合わせ、「防災街づくり基本方針」および「都市復興プログラム」を見直し、地域復興訓練の実施等、事前の復興街づくりに関する取組みを推進します。

(4)豪雨対策の推進

・集中豪雨への対応能力を高めるため、「豪雨対策基本方針・行動計画」に基づき、東京都と連携して浸水対策に取り組むとともに、区民や事業者等に対する普及啓発活動等を

さらに進め、浸水被害の軽減を図ります。

(5)防火・防災力の向上

- ・震災時における同時多発火災や、大規模市街地火災などへの対応するため、地域等に防火水槽の設置、災害時消火用井戸を整備し、防災力の向上をめざします。

(6)道路ネットワークの計画的な整備（再掲）

(7)公園・緑地の計画的な整備（再掲）

(8)道路と鉄道の連続立体交差化による安全安心の拠点づくり(再掲)

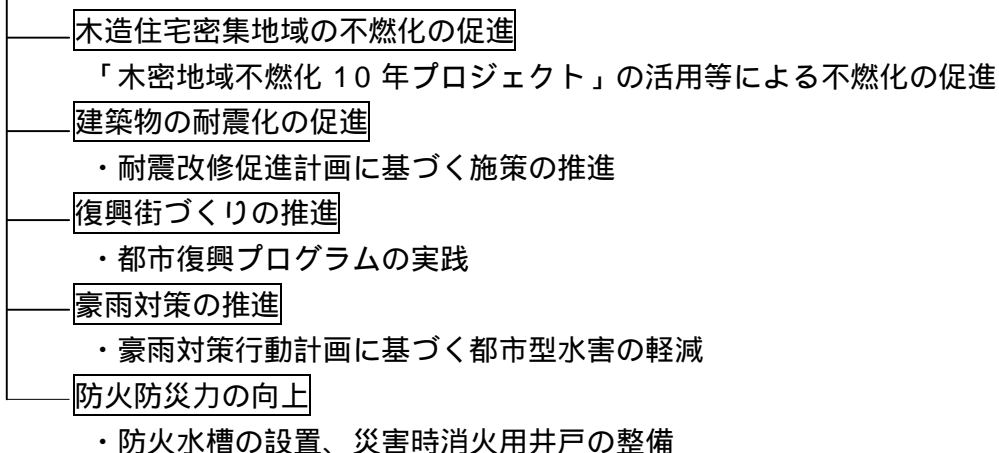
(9)魅力あるにぎわいの拠点づくり(再掲)

【関連する法令、条例、個別計画等】

都市計画法、都市再生特別措置法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律、道路法、都市公園法、下水道法、河川法、土地収用法、土地区画整理法、都市再開発法、建築物の耐震改修の促進に関する法律、東京都建築安全条例（都）、街づくり条例、道路の構造の技術的基準に関する条例、公共物管理条例、区立公園条例、区立身近な広場条例、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（都）、都市整備方針、防災街づくり基本方針、みどりのみずの基本計画・行動計画、地域防災計画、耐震改修促進計画、豪雨対策基本方針・行動計画、都市計画公園・緑地の整備方針、震災復興マニュアル、都市復興プログラム、せたがや道づくりプラン、区部における都市計画道路の整備方針（都）、防災都市づくり推進計画（都）、木密地域不燃化10年プロジェクト（都）

【取組み事業の体系】

災害に強い街づくり



九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

2. みどりとやすらぎのある快適な住環境の推進

【現状・課題等】

国分寺崖線や多摩川、公園をはじめ社寺林、屋敷林などの豊かなみどりが住宅都市世田谷の魅力を高めてきました。しかし、市街化の進行に伴い、農地の宅地転換や相続等による開発により宅地の細分化が進んでいます。また、大規模敷地での土地利用転換等の際に周辺の街並みにそぐわない高層建築物の建築が行われる等、住環境の悪化が懸念されています。また、農地の減少や開発により、民有地のみどりが減少し、動植物の多様性も失われつつあります。

日々の暮らしをエコなスタイルに変え、住宅の省エネ性能を高める必要があり、地域コミュニティ活性化等のために空き家等を有効活用し、地域に開かれた住まいを普及していくことが求められています。

地区の特性に沿った住環境の保全・向上に向け、緑化の推進や低炭素の街づくりなど、さまざまな課題に対応していく必要があります。

みどり率 33%の目標に向けて、今あるみどりを保全するとともに、区民や事業者の理解と協力を得ながら民有地のみどりを保全創出する取組みが必要であり、そのためには、法的制度も含めて、区が支援するしくみづくりが課題です。

【取組み事業の内容】

(1)土地利用の適正化

- ・住宅都市として、快適に暮らすことのできる適正な土地利用を誘導し、みどりとやすらぎのある住環境整備を進めるため、建築物の高さや敷地規模等の新たなルールを策定します。

(2)様々な住まいづくりと居住支援

- ・住宅の長寿命化、省エネ、再生可能エネルギーの活用、緑化、雨水利用による環境共生住宅および環境配慮型住宅リノベーションを推進するとともに、空き家等の活用を支援し、住宅資産の有効活用を図ります。
- ・良質な住宅ストックの確保、住宅の適切な維持管理の促進、コレクティブ住宅・グループリビング・シェアハウスなど、新しい住まいの取組み支援の検討、福祉施策との連携等により、さまざまな人が安心して暮らし、誰もが住み続けられる住まいづくりを進めます。

(3)地区街づくりの推進（再掲）

(4)協働によるみどり豊かなまちづくりの推進

- ・区民が、みどりとみずにふれあう機会等を提供するとともに、自主的な活動の支援や

ボランティアの育成を進めるなど、みどりとみずへの関心が一層高まるような取組みを進めます。

(5)世田谷らしいみどりとみずの保全・創出

・民有地のみどりを保全・創出するため、市民緑地、特別緑地保全地区、緑地協定、農業公園の都市計画決定等各種法制度の活用等多様な手法を活用し、生垣や壁面緑化等、区民が身近に感じることができる効果的なみどりを創出します。さらに、河川や緑道のみどりとみずを軸に位置づけ、ネットワークを形成し、みどりとみずを増やします。

(6)公共施設の緑化推進

・公共施設が地域のみどりのシンボルとして美しい景観を形成し、潤いややすらぎを与える拠点とするため、公共施設の緑化を積極的に進めます。

(7)地下水の涵養と保全活用

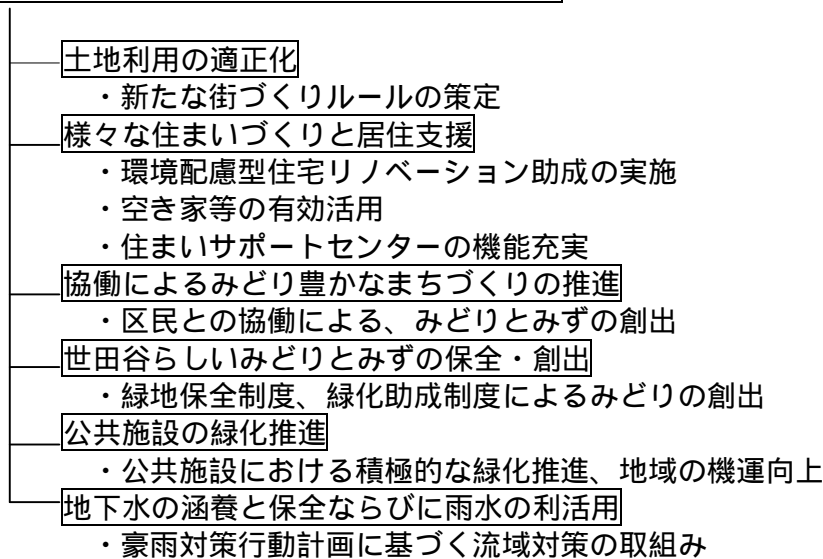
・雨水浸透ます、トレンチ等の雨水浸透施設設置についての技術的支援、助成金制度、および自然面の確保等により、都市型水害の軽減並びに防止および、湧水や井戸水等の地下水の涵養を図ります。また、雨水タンク等の雨水貯留施設の設置を進め、都市型水害の軽減並びに生活用水としての利活用を図ります。

【関連する法令、条例、個別計画等】

都市計画法、都市緑地法、都市の低炭素化の促進に関する法律、都市整備方針
第三次住宅整備方針、みどりとみずの基本計画・行動計画、街づくり条例、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、エネルギーの資料の合理化に関する法律、環境基本条例

【取組み事業の体系】

みどりとやすらぎのある快適な住環境の推進



九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

3. 魅力ある街づくり

【現状・課題等】

今後10年は、人口の増加が見込まれることから住宅需要は高く推移すると考えられ、区民が安全で快適に暮らしていくための都市環境の保全と都市全体のデザイン構築に取り組む必要があります。また、安全で住みやすい快適な環境を保全・育成するため、今後も区民参加の街づくりのさらなる推進が必要です。

人々の生活や文化に根差した個性的で、多様な都市風景を形づくっている魅力ある世田谷らしい風景の創出が求められます。また、だれもが自由にさまざまな活動に参画し、自己実現できるような地域社会の実現に向けて、ユニバーサルデザインによる生活環境の整備が求められています。

誰もが安全に利用でき、界わいを結び、街中を活性化させる、区民にとって身近な道路ネットワークの形成を総合的に進めます。併せて、商業・文化・芸術・スポーツ施設などを有するにぎわいのある地区では、区内外からの人の往来が多く滞留性も高いため、歩車道分離や自動車のスピード制限など、安全安心を確保する都市機能が充実した市街地の形成が求められています。

京王線(笹塚駅～仙川駅間)では、連続立体交差事業により開かずの踏切を解消し、交通渋滞や踏切事故、鉄道による地域分断を解消します。これに合わせて、駅前広場や都市計画道路の整備により、交通結節機能を向上させ防災機能の強化を図るとともに、沿線各駅の街づくり計画を策定し、安全・安心かつ活気と魅力ある駅周辺街づくりを進める必要があります。また、小田急線(代々木上原駅～梅ヶ丘駅間)の上部利用による、駅前広場や緑地・小広場など総合的・計画的な市街地整備が求められています。

【取組み事業の内容】

(1)地区街づくりの推進

・道路と鉄道の連続立体交差化や外かく環状道路等の都市施設の整備、大規模団地の建替えなど、地区の状況に応じて、街づくり条例を踏まえ、区民参加を基本とした合意形成を図りながら、地区計画等の策定および見直しに取り組んでいきます。

(2)魅力ある風景づくりの推進

・風景づくり条例に基づく各種支援制度を活用し、区民の風景づくり活動の充実を図るとともに、事業者に対しては、届出制度を活用して風景づくりへの配慮・理解を求めることにより魅力ある風景を創出します。

(3)ユニバーサルデザインのまちづくり

・ユニバーサルデザイン推進計画の着実な推進とともに、ユニバーサルデザインの施策・

事業のスパイラルアップ（点検・評価・改善）を継続的に推進します。

(4)安全で快適な歩きやすい道路環境の整備

- ・歩道の新設、改良や電線類地中化等を進め、安全で快適な歩きやすい道路環境を創出します。

(5)魅力あるにぎわいの拠点づくり

- ・区民、事業者、区との連携、協働により、地域の文化に触れ合いながら買い物や観光を楽しむことができる、安全性が高い魅力的で活力にあふれた、にぎわいのあるまちを形成します。

(6)京王線駅周辺街づくりの推進・小田急線上部利用の推進

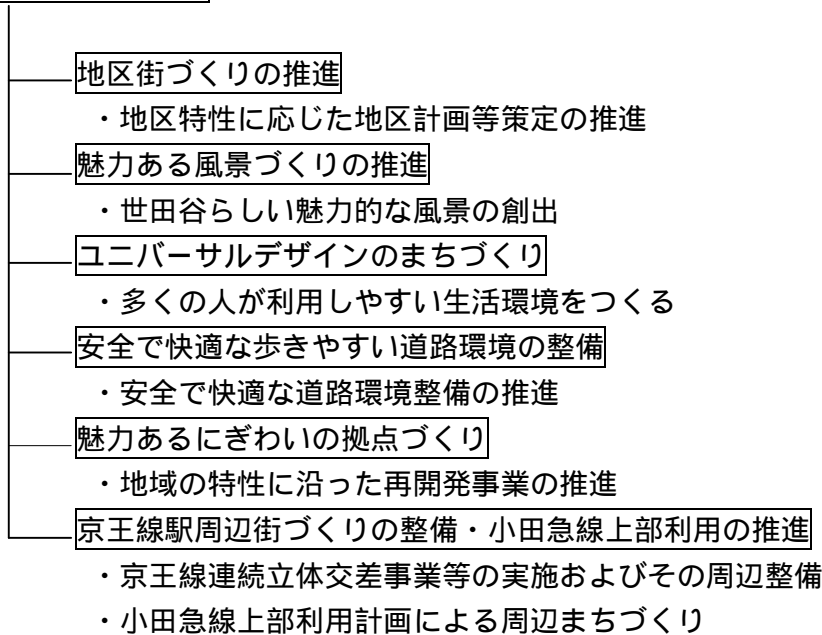
- ・連続立体交差事業により、開かずの踏切解消を図るとともに、駅前広場や都市計画道路の整備事業を推進し、各駅の周辺街づくりに取り組みます。
- ・小田急線上部利用によるまちづくりを進め、防災・減災機能を充実させ、地域のみどりを増やし、魅力のあるまちの拠点をつくります。

【関連する法令、条例、個別計画等】

都市整備方針、電線類地中化五ヵ年計画、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、ユニバーサルデザイン推進条例、ユニバーサルデザイン推進計画、景観法、風景づくり条例、風景づくり計画、交通まちづくり基本計画、都市計画法、道路法、街づくり条例

【取組み事業の体系】

魅力ある街づくり



九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

4. 交通ネットワークの整備

【現状・課題等】

区内の鉄道網は、都心を中心に放射状（東西）に伸びており、区民の都心への移動の利便性は高いものの、南北方向への移動の利便性は低い状況にあります。そのため、区民のだれもが快適かつ安全に移動できる、良好な公共交通環境の整備を推進するために、南北公共交通の強化に向けた取組みを進めることが課題です。

低炭素社会の実現に貢献する自転車の利用については、健康志向や東日本大震災の教訓による自転車への関心の高まり、レンタサイクルの整備等により、広く区民に浸透してきています。一方、自転車関与事故は、交通事故全体の約4割を占めており、自動車と自転車の事故だけでなく、歩行者と自転車による重大事故も発生しています。そのため、自転車を地域交通を支える交通手段として位置づけ、自転車走行環境のネットワーク化や自転車とほかの交通手段との連携、コミュニティサイクル・ネットワークの拡充等、自転車利用環境の整備が課題となっています。

世田谷ナンバーの導入が決まり、これを契機に区では、交通事故を起こさないセーフティドライブを呼びかけています。交通事故を減らし、重大事故を抑制する地域をめざした取組みに着手していくことが必要です。交通事故による経済的・社会的損失を抑制（平成21年10月時の内閣府データ使用：世田谷区約413億円と試算）し、安全なまちをめざします。

二子玉川で始まる（ゾーン30）生活道路のスピード制限や歩車分離による取組みを進めることで、歩行者や自転車の安全確保をめざします。

【取組み事業の内容】

(1) 総合的交通計画の推進

- ・鉄道、バス、自動車、自転車など多様な交通サービスの確立をめざして、交通まちづくり基本計画に基づき、総合的な交通計画を推進します。

(2) 公共交通環境の整備

- ・南北公共交通の強化等に向けて、既存バス路線の活用や都市計画道路等の整備に合わせた新規バス路線の導入等、バス事業者、警察との連携や関係機関への働きかけ等、さまざまな観点から公共交通ネットワークの充実を図る施策展開に取り組みます。併せて、開かずの踏切を解消するため、道路と鉄道の連続立体交差化に向け、区民とともにその実現に取り組みます。

・環状8号線を基軸とした南北方向の新たな公共交通機関(エイトライナー)の早期実現に向け、環状8号線沿道の関係区と連携し、検討を進めます。

(3)自転車利用環境の整備

・区民・事業者・警察・区の協働により、駐輪場やレンタサイクルポート等の整備を進め、また、新たな道路整備や既存道路の改修等に合わせ、自転車専用通行帯やブルーゾーン等を整備し、自転車走行環境のネットワーク化を進めます。これらとともに、自転車利用のルール遵守とマナー向上に向け、区民を主体として自転車をより安全に利用できるまちづくりを推進します。

(4)交通安全と事故防止の取組み(セーフティドライブ世田谷)

・交通安全に積極的に取り組み、交通安全の啓発活動とともに、歩行者と自転車や自動車の利用者の安全性を高めるために交通安全施設の整備を進めます。

【関連する法令、条例、個別計画等】

交通まちづくり基本計画、自転車等の利用に関する総合計画、自転車走行環境整備指針、せたがや道づくりプラン、都市計画法、道路法、環境基本法、道路運送法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律、都市整備方針、ユニバーサルデザイン推進計画、都市の低炭素化の促進に関する法律

【取組み事業の体系】

交通ネットワークの整備

総合的交通計画の推進

・交通まちづくり基本計画の推進

公共交通環境の整備

・道路と鉄道の連続立体交差化、南北公共交通の強化
・エイトライナー導入の検討・促進

自転車利用環境の整備

・自転車安全利用の推進
・自転車走行環境ネットワークの整備

交通安全と事故防止の取組み(セーフティドライブ世田谷)

・交通安全啓発
・交通安全施設の整備

九つのビジョン 【 個人・子ども教育・健康・災害・環境・産業・文化・まち・参加 】

5 . 都市基盤の整備・更新

【現状・課題等】

都市計画道路の整備率が5割にも達しておらず、区内の道路整備は十分ではなく、交通渋滞の発生、通過車両による住環境の悪化、防災空間の不足等、安全で快適な区民生活を営むうえで、多くの問題が生じています。

都市計画公園・緑地の整備率は53%、区民一人あたりの公園面積は2.79㎡(目標6㎡)と、区内の公園整備は十分ではなく、レクリエーションや防災等、公園に求められている機能が十分に発揮されていません。また、地域による公園の偏りや、公園施設の老朽化等、多くの課題を抱えています。

区内鉄道駅(周辺)における駅前広場の整備が遅れており、また、駅周辺部は、老朽化した木造建築物が多く存する地区もあり、防災上の課題となっており、道路、公園等の基盤整備に加えるとともに、不燃化等による防災性の向上が求められています。

災害に強く安全で、区民が安心して暮らせる街づくりには、安定したインフラの更新等は不可欠なものとなっており、計画的な維持・更新が求められています。

【取組み事業の内容】

(1)道路ネットワークの計画的な整備

・防災・減災に寄与し、すべての人にやさしく、環境の向上に資する道づくりを進めるため、平成26年度(2014年度)策定の「せたがや道づくりプラン」に基づき、優先的に整備すべき路線について計画的な事業化を図ります。

(2)公園・緑地の計画的な整備

・公園、緑地を適切に配備し、みどり豊かな住環境の形成および緑道や街路樹等とのみどりのネットワーク形成を図るとともに、災害対策の核となる公園・緑地を重点的に整備します。

(3)連続立体交差事業等に合わせた安全安心の拠点づくり

- ・道路と鉄道の連続立体交差化に合わせ、都市計画道路や駅前広場の整備により、交通結節機能の向上や防災機能の強化を図り、魅力あるにぎわいの拠点づくりを推進します。

(4)都市基盤の適切な維持・更新

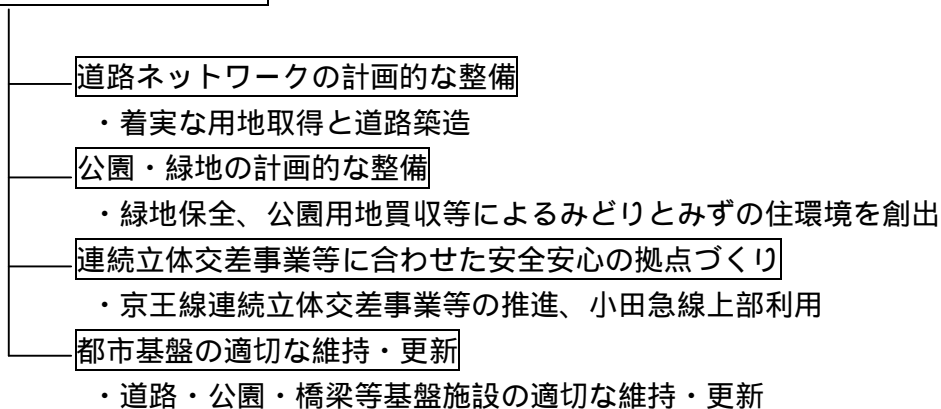
- ・道路、橋梁、公園等インフラの適切な維持・更新を進めることで、災害に強く、安全で快適な街づくりを進めます。

【関連する法令、条例、個別計画等】

都市計画法、都市再開発法、土地区画整理法、道路法、土地収用法、都市公園法、都市再生特別措置法、公共物管理条例、区立公園条例、区立身近な広場条例、道路の構造の技術的基準に関する条例、都市整備方針、区部における都市計画道路の整備方針、都市計画公園・緑地の整備方針、せたがや道づくりプラン、みどりとみずの基本計画・行動計画、橋梁長寿命化修繕計画

【取組み事業の体系】

都市基盤の整備・更新





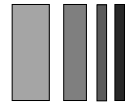
よみもの

基本計画(素案)への区民意見提出手続(パブリックコメント)で
いただいた主な区民意見(分野別政策「都市づくり」)

分野別政策 中項目	意見概要
災害に強い街づくり	災害時のときのために道路を拡幅したり、道路にはみ出している樹林を住民にすぐに切らせるなど、ゆとりある空間を生み出してほしい。
みどりとやすらぎのある快適な住環境の推進	みどり 33 の次は「みどり 50」を目標にするなど、豊かな自然環境の保全を行うとともに、自然と共生する新しい街づくりをしてほしい。
魅力ある街づくり	歩道と車道の分離やガードレールの設置、対面交通の一方通行化など、子どもや高齢者、障害者など、誰もが自由に歩いて暮らせるまちにしてほしい。
交通ネットワークの整備	区の外れの地域や高齢者の移動に負担のある地域に他自治体のようにコミュニティバスを走らせてほしい。
都市基盤の整備・更新	千歳烏山駅周辺を含めた京王線の開かずの踏切を早く地下、高架化してほしい。

5 地域計画

5 地域計画



1 基本的な考え方

世田谷区は、平成3年(1991年)4月、地域行政制度をスタートしました。以来20数年、「打てば響くまちづくりをめざして」さまざまな取組みがなされ、地域行政は88万都市世田谷を支える大きな幹に成長しました。

地域計画は、これまでの地域行政の展開の実績に基づき、地域からの発想により、地域の特性・個性を踏まえて、その将来像を描き、地域における計画を明らかにするものです。

2 地域計画について

各地域の特性と地区におけるまちづくり活動の目標(地区ビジョン)を踏まえ、めざしていく将来像(まちの将来像)を明らかにしています。また、基本計画の分野別政策等と整合を図り、推進します。

3 構成

(1)地域の特性

地域の歴史経緯と現状、地域の構造、土地利用、道路・交通、人口、区民活動などの要素を整理し、地域の特性を明らかにして、地域の主要課題を記載しています。

(2)まちの将来像

地域としてめざしていく将来像と取組みの方向を記載しています。

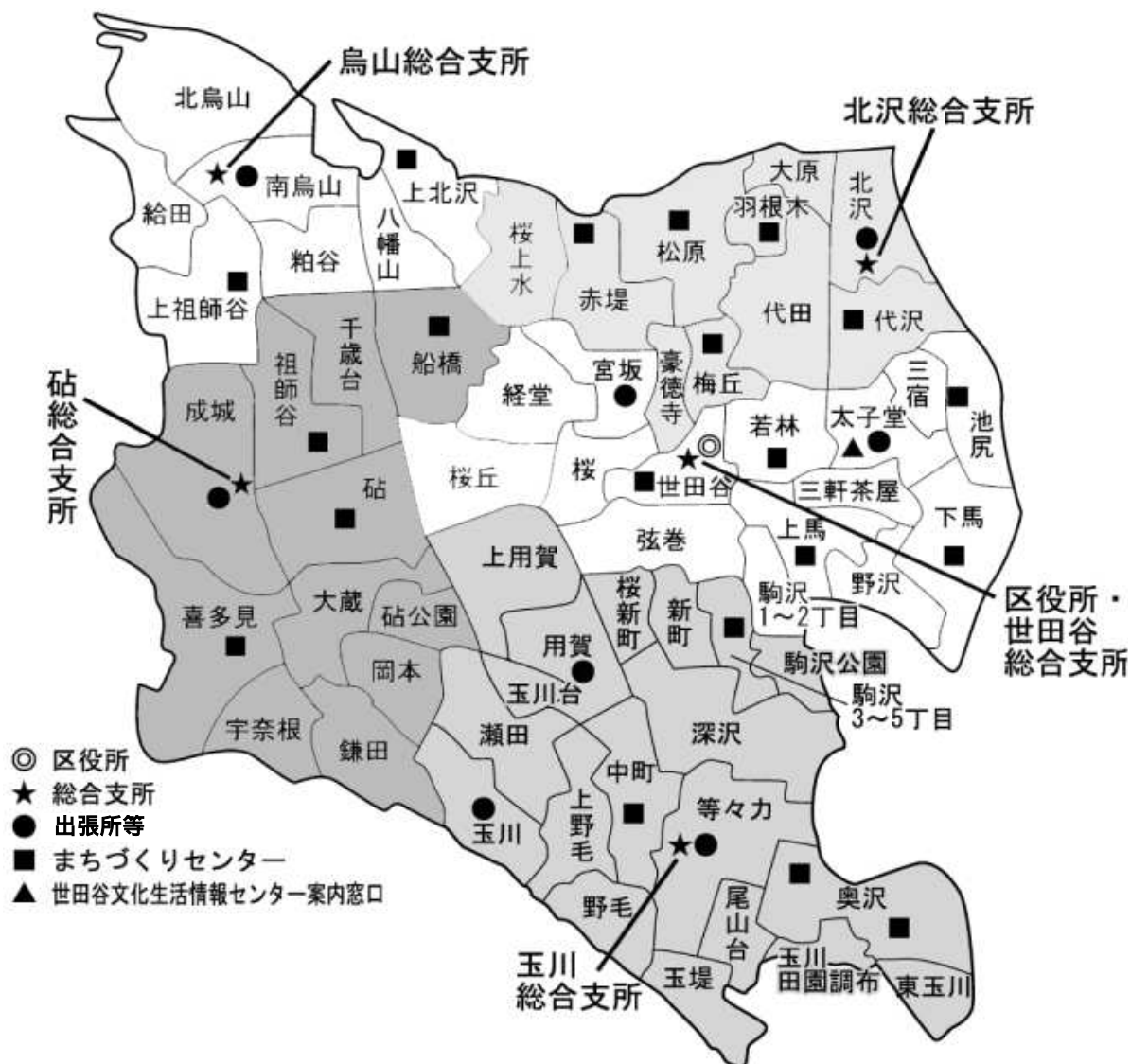
『地区におけるまちづくり活動の目標(地区ビジョン)』を紹介します。

地区ビジョンとは、地域計画の検討にあたり、各地区において、まちづくり活動等を行っている団体等の議論を経てまとめられた、今後10年間に地区として、めざしていくまちづくり活動の目標(地区ビジョン)です。

各地区における活動団体は、地区ビジョンの実現に向けて、連携しながら取組みを進め、区は実現に向けて支援を行います。

地区は、出張所・まちづくりセンターの管轄する27の区域を指し、各地区名の横の()内は町名を記載しています。

【世田谷区全図】



世田谷区全域及び各地域の面積・人口・世帯数・みどり率

	面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (戸)	みどり率 (%)
世田谷区全域	58.084	867,552	451,965	24.6
世田谷地域	12.333	237,868	131,540	16.67
北沢地域	8.645	144,287	82,431	17.06
玉川地域	15.82	215,139	105,940	26.48
砧地域	13.566	156,425	73,103	33.74
烏山地域	7.72	113,833	58,951	25.8

平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口(人口・世帯数)及び平成24年2月現在のみどり率

世田谷地域



面積 12.333 k m²

人口

	平成26年(2014年)	平成30年(2018年)	平成35年(2023年)
総数	237,868人	235,405人	237,652人
年少人口 (0~5歳)	11,097人 (4.7%)	11,408人 (4.8%)	11,226人 (4.7%)
年少人口 (6~14歳)	13,813人 (5.8%)	14,651人 (6.2%)	16,407人 (6.9%)
生産年齢人口 (15~64歳)	167,814人 (70.5%)	162,049人 (68.8%)	162,552人 (68.4%)
高齢者人口 (65歳~)	45,144人 (19.0%)	47,296人 (20.1%)	47,468人 (20.0%)

平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口及び世田谷区将来人口の推計(平成26年2月)

地域の特性

地域のなりたちと姿

世田谷地域は区の東部に位置し、区役所をはじめ税務署・登記所・都税事務所等があり、区の行政上の中心となっています。

この地域は室町時代から吉良氏の領地であり、江戸と小田原を結ぶ交易の地として、大山路沿いに街並みが発展してきました。三軒茶屋は、現在の世田谷通りと国道246号線の三叉路のあたりにあった、三軒の茶屋に由来し、今でも世田谷地域の商業の中心地となっています。

区役所の周辺は幕末の思想家・吉田松陰を祀った松陰神社、上町駅の近くには江戸時代の彦根藩世田谷領の代官の住宅(代官屋敷)があるなど、歴史がしのばれる地域です。

また、源頼朝の乗った馬にまつわる「馬引沢伝説」や、世田谷城主・吉良頼康の寵愛を受けながら、悲しい最期を遂げた常盤姫の「さぎ草悲話」など伝説が残る地でもあります。

江戸時代、世田谷区の地域は幕府領や彦根藩の飛び地でしたが、明治以降、東京府に移管され、明治22年(1889年)の町村制施行により、現在の世田谷区の基盤となる6村体制が確立しました。このうち世田谷村と駒沢村の多くが、現在の世田谷地域へと引き継がれています。

環状7号線の東側は、大正から昭和にかけて農地が宅地化され、郊外型ベッドタウンのはしりとなった地域であり、古くからの木造住宅が密集する市街地が広がっています。西側は一部で農地もみられる一般的な住宅地となっていますが、近年は、宅地の細分化や中高層マンションの建設が進んでいます。

暮らしの姿

平成 26 年(2014 年)1 月 1 日現在で、約 23 万 7 千人と、区内 5 地域のなかで人口が最も多く、人口密度も最も高くなっています。

世田谷地域は都心から近く、流出入率の高い 20 代から 30 代の単身世帯が多いという特徴があります。今後転入などの社会増により、しばらく緩やかな人口増加が見込まれるとともに、高齢化が急速に進むと予測されています。近年では出生数も増加しており、保育サービスをはじめ、子育て環境の充実も課題となっています。

古くから宅地化が進んだ木造住宅密集地域では、都市基盤が未整備で老朽化した建物も多く、防災性の向上をめざし、市街地の不燃化や災害時の避難経路の確保、延焼防止のための道路の整備を進めています。

みどりの貴重な資源である民有地の緑や農地は減少する傾向にあり、世田谷地域のみどり率は、区内の 5 地域の中で最も低くなっています。また、世田谷地域の 1 人当たりの公園緑地面積は区の平均を下回っており、地域内でのみどりの保全・創出が課題となっています。

地域内には首都高速 3 号線、玉川通り、環状 7 号線、世田谷通りの幹線道路が通っており、道路網の骨格を成していますが、高齢化が進む地域にとって、横断歩道の整備など、日常生活での移動のしやすさが課題となっています。

目黒通りと甲州街道を結ぶ補助第 154 号線の整備が進められており、不足している南北交通の強化を図るため、バス路線の導入が課題となっています。

にぎわいと地域の活動

事業所、従業者数ともに 5 地域で最も多く、小売や飲食業をはじめ、事業活動が活発に行われています。

三軒茶屋や経堂、松陰神社前など、駅を中心に発達している商店街は、従来から地域のコミュニティ空間としてもにぎわいを見せています。国道 246 号線沿いの三宿交差点付近では、個性的な店が集まり、新たなにぎわいを生み出しています。また、三軒茶屋には「音響家が選ぶ優良ホール 100 選」に選定された世田谷パブリックシアターがあり、全国から人々が訪れています。

代官屋敷周辺では、戦国時代の楽市を由来とし、430 年もの伝統を持つ「世田谷のボロ市」が開催され、冬の風物詩となっています。大正 14 年に開通した世田谷線は、区民の身近な乗り物として親しまれ、沿線イベントとして「萩・世田谷幕末維新祭り」「三茶 de 大道芸」などが行われており、世田谷公園で開催される「環境ネットフェスタ」、「経堂まつり」等のイベントも定着し、区外からの集客もあるなど、大きなにぎわいを生んでいます。

青年層の参加が少ないという課題がありますが、世田谷地域内 46 町会・自治会を始め、多くの人々のかかわりを得て地域活動が展開されています。子どもから高齢者までの支えあいネットワークづくり、地区ごとの避難所運営訓練や防災訓練なども、それぞれ工夫しながら進められています。また、地域内には多くの大学があり、学校と地域が災害時協定を結ぶなど、防災活動などを通じて連携を深めています。

【調整中】

写真等

まちの将来像

世田谷の歴史と文化を大切にし、 交流とにぎわい、活力のあるまち

多様な世代が交流する豊かな地域コミュニティを形成し、次世代に継承できるまちをめざします。

「世田谷のポロ市」をはじめとする地域の祭りやイベントなど賑わいを大切にします。

学生など多くの若者の力を活かし、多様な世代が、ともに地域活動に参加するまちをつくります。

歴史に親しみ、文化・芸術活動をとおして創造性豊かなまちをつくります。

快適で便利な、活力ある商店街を大切にします。

安心して豊かな気持ちで暮らせるまち

区民のだれもが、身近な地域で安心して相談し、適切な支援が受けられる地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

子どもが健やかに育つよう、身近な地域で、相談や見守り、支えあいのネットワークをつくります。

障害者や支援の必要な高齢者が、地域で安心して暮らせるよう、地域福祉サービスの充実を図ります。

あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、町会・自治会、民生・児童委員、医療機関、サービス事業者、NPO、ボランティアなど、福祉・保健や見守り・助け合いの地域ネットワークを築きます。

緑道など地域の資源を活用し、地域の交流の中で区民が主体的に健康づくりに取り組むまちをつくります。

災害に強く安全で、 いつまでも住み続けたいまち

地域の絆を大切にし、いざという時に助け合えるまちをつくります。

日ごろからの防犯活動や実践的な防災訓練、避難所運営訓練を実施し、犯罪のないまち、災害に強いまちをめざします。

区役所周辺や太子堂・三宿地区などの木造住宅密集地域や三軒茶屋駅周辺地区の不燃化や建物の耐震化をはじめ、道路や公園などの基盤整備も着実に進め、災害に強い街をつくります。

民有地の緑化を進めるなど、一人ひとりがみどりを大切にし、みどりの保全・創出を図り、潤いのあるまちをつくります。

安全な歩行空間と自転車の走行環境の整備を進めるとともに、バス路線の充実を図るなど、快適で移動しやすいまちをめざします。

地区におけるまちづくり活動の目標（地区ビジョン）【世田谷】

池尻地区（池尻、三宿）

災害に強い助け合いのまち
犯罪のない安全安心のまち
支えあいのやさしいまち

池尻地区は、人びとが住み、集い、交流するまちとして、ともに安全・安心に豊かに暮らせるまちをめざします。

大地震等災害に対しては向う三軒両隣の助け合いが、犯罪のないまちには多様な団体のネットワークが、また、高齢者や要介護者の支援には地区の支えあいが、欠かせません。このように、人びとが助け合い、多様なコミュニティが相互に連携するまちづくりを進めます。

太子堂地区（太子堂、三軒茶屋）

『住んでよかったまち太子堂・三軒茶屋』から、『住み続けたいまち太子堂・三軒茶屋』へ

教訓を活かした安全・安心の基盤づくり
多世代交流による太子堂・三軒茶屋の元気づくり
自分のまち、太子堂・三軒茶屋を好きになる環境づくり

都市型震災に備え、災害に強い街づくりを進めるため、自助、共助の意識を高め、いざというときに助け合えるコミュニティを育みます。

自主的な区民参加、活動に支えられているまちをめざして、まちづくりの担い手の育成や持続的なネットワークづくりを進めます。

まちの緑化を進めるとともに、太子堂・三軒茶屋らしい歴史・文化・産業を育み、未来につなげます。

地区におけるまちづくり活動の目標（地区ビジョン）【世田谷】

若林地区（若林、三軒茶屋）

未来を担う若い世代を育み、
笑顔がはじけるまちづくり
誰もが助け合い、安心安全で
心豊かに暮らせるまちづくり
互いが寄り添い、支え合う優
しいまちづくり

子育て世代や青少年の誰もが、
笑顔で積極的にまちづくり事業に
参画でき、次のまちの担い手とな
れるよう、町会や学校など様々な
団体間の情報共有を進め、健全
で魅力ある環境を創出します。

来るべき大震災などの災害時や
身近に起こりえる犯罪などの緊急
時に対応できるよう、まちのみんな
が防災・防犯に対する知識やス
キルを向上させ、お互いが協力し
助け合えるような態勢を強化する
とともに拡大させていきます。

介護予防と健康づくり施策の効果
的な事業連携を推進します。また、
様々な団体による支えあいや
見守り活動を連携により展開し、
まちの誰もが信頼しあえる心優し
いまちづくりを推進します。

上町地区（世田谷、桜、弦巻）

安全・安心、誰もがいつまでも住
み続けたいまちづくり
つながり・活気、生き活きとした
まちづくり
『世田谷のボロ市』歴史・文化・
伝統、次世代につなぐまちづくり

実践的な防災対策と防犯対策に
積極的に取り組み、生涯を通して安
全で安心して住み続けられるまち
をめざします。

「人とのふれあい・つながり・思
いやり」など住民同士の交流や絆を
大切にするとともに、若者の地域参
加や商店街の活性化を図り、イキイ
キと活気のあるまちをめざします。

大場家代官屋敷（国重要文化財）
と世田谷のボロ市（都無形民俗文化
財）に象徴される歴史や文化のまち
として、ボロ市を継承しながら、ま
ちの活性化と地域住民の交流の場
となるまちをめざします。

地区におけるまちづくり活動の目標（地区ビジョン）【世田谷】

経堂地区（経堂、宮坂、桜丘）

**安心・安全のためにみんなで
備えるまち
ご近所の顔が見え、互いを思
いやるやさしいまち
活気があり、緑豊かできれい
な環境を保つまち**

経堂・宮坂・桜丘で生活していて心が安らぎ、住み続けたいと思えるまちであるためには、子どもからお年寄りまで誰もがいきいきと暮らせる環境・態勢を作っていくかなければなりません。日頃からの人と人とのつながりや人を思いやる気持ちは災害時にも大きな力となります。現在、地域活動の基盤となっている町会を中心に、より多くの地域住民や地域活動団体がつながっていくために、さまざまな機会をとらえ交流し、絆を強めていきます。

下馬地区（下馬、野沢）

**緑豊かで安全・安心なまち
誰もが健やかに暮らせるまち
みんなが集いふれあうまち**

公園や緑道にある花壇の育成管理等を通じて、花による緑化を推進するとともに、防犯パトロールや清掃活動等を通じて、地区全体を大勢で見守り、犯罪のない明るく美しいまちをめざします。

また、実践的な避難所運営訓練等を繰り返し行うことにより、協力態勢を構築し、災害に強いまちをつくります。

学校、保護者、地域住民が一体となって、子どもたちの健やかな成長を育むとともに、健康増進に関する活動やイベントを通じて、誰もがいつまでも元気でいきいきと暮らせるまちをめざします。

子育て支援や高齢者等の見守り活動など、お互いに支えあい、ふれあう活動を促進し、地域住民の交流を深め、挨拶と笑顔があふれるまちをめざします。

上馬地区（上馬、駒沢）

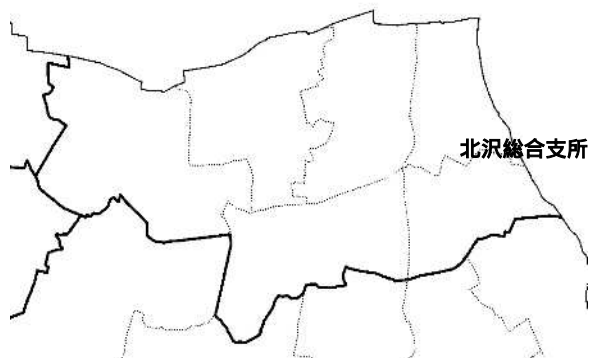
**災害時に助け合える安全・
安心なまち
高齢者と子どもにやさしい
まち
みどりが多く環境のよいまち**

各種団体のネットワークを強化し、災害時に助け合えるまちをめざします。高齢者や子どもたちを地域全体で見守り支えあうやさしいまちを作っていくとともに、まちの緑化を進め、あらゆる世代が交流できる活気あるまちをめざします。

写真等

調整中（地域の風景・街並み・催し物 等）

北沢地域



面積 8.645 k m²

人口

	平成26年(2014年)	平成30年(2018年)	平成35年(2023年)
総数	144,287人	138,442人	135,646人
年少人口 (0~5歳)	5,367人 (3.7%)	5,160人 (3.7%)	4,922人 (3.6%)
年少人口 (6~14歳)	7,421人 (5.2%)	7,621人 (5.5%)	8,055人 (5.9%)
生産年齢人口 (15~64歳)	102,453人 (71.0%)	95,972人 (69.3%)	93,643人 (69.0%)
高齢者人口 (65歳~)	29,046人 (20.1%)	29,689人 (21.4%)	29,206人 (21.5%)

平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口及び世田谷区将来人口の推計(平成26年2月)

地域の特性

地域のなりたちと姿

北沢地域は区の北東部に位置して、南北に環状7号線が通っています。小田急線、京王線、井の頭線、世田谷線の鉄道の結節点となっている、下北沢、明大前、下高井戸、豪徳寺などの駅は駅前商業地として商店街が形成されています。

明治期に“代沢茶”と呼ばれた茶栽培に代表されるように、北沢地域は純農村の姿をとどめていましたが、大正から昭和にかけての私鉄の開通や、関東大震災の後、旧世田ヶ谷村などの東部地域に都心からの移転により人口が急増し、郊外住宅地へと大きく姿を変えていきました。

昭和の初期から昭和10年代の北沢地域の基盤整備は、区画整理や耕地整理に加えて、旧松沢村全村に及ぶような面的な建築線指定によっても行われました。その結果、現在でも良好な住宅地として残されているところが多くなっています。

戦後の人口急増の中で、木造賃貸アパートの増加など、太子堂・北沢など区の東部地域は、木賃アパートベルト地帯に組み込まれ、災害に弱い密集市街地となりました。このため、現在、北沢3・4丁目などの地区において災害に強いまちづくりに取り組んでいます。

地域には、室町時代の世田谷領主・吉良氏が築いた館の一部が世田谷城址公園として残り、館跡は井伊家の菩提寺である現在の豪徳寺であるといわれています。また、勇壮な神輿が見られる北澤八幡や代田八幡神社の祭、大きな天狗が下北沢を練り歩く天狗まつり、区の指定無形文化財である代田の餅つきや森巖寺の針供養など、古い伝統と歴史が残されています。

暮らしの姿

北沢地域は、桜上水・赤堤地区などにわずかに農地が残されていますが、ほとんど市街化されており、緑率も世田谷地域に次いで少ない状況です。大規模な住宅団地も少なく、住宅建替えにあたっては、大きな敷地はマンションに、小さな敷地は更に小分けされた戸建になる傾向にあります。

人口は減少傾向にありましたが、平成26年(2014年)1月1日現在、約14万4千人と増加に転じましたが、10年後(平成35年/2023年)は約13万5千人と減少が想定されています。地域には、今後全学年が単学級で推移することが見込まれる小学校があり、学校の統合と学校跡地の活用の検討が進められています。

高齢化は他の地域に比べて高く、介護保険の認定者は、約6千人と増加傾向にあります。地域では、ミニデイやサロン、自主活動グループによる高齢者に対する活動も活発です。梅丘地区では、高齢者の見守り活動に取り組んでいます。また、都立梅ヶ丘病院跡地では、全区的な保健医療福祉の拠点施設が開設される予定です。

下北沢駅周辺では、小田急線の連続立体交差事業等に合わせた街づくりが進められており、小田急線の地下化や井の頭線の改良工事、駅前広場の整備などにより駅周辺の景色は、今後大きく変わります。また、京王線の連続立体交差事業も予定されており、明大前駅をはじめ、各駅周辺の街づくりが進められていきます。

にぎわいと地域の活動

地域の事業所は約4千9百箇所、従業者数約3万7千人になります。事業所は下北沢駅周辺の集積が大きく、明大前や下高井戸駅周辺にも集積が見られます。商店の売り上げは下北沢駅周辺地区で地域の商品販売額の約半数を占めています。

下北沢は、飲食店や商店のみならず、劇場やライブハウス、古着や骨董など特色のある店も多く、1年を通して音楽祭や演劇祭、伝統的な祭りなどの多くのイベントが開催され、若者をはじめ多くの人々が訪れる街となっています。

北沢地域の町会加入率は約78%と区の平均約57%を大きく上回っています。他の地域と比較し、地震の際の危険度の高い地区も多く、町会・自治会は要援護者支援やスタンドパイプの整備など、防災や防犯活動に熱心に取り組んでいます。

北沢地区では「シモキタクリーン作戦」や「落書き消し隊」など地区の環境美化、青少年の健全育成などにさまざまな団体が一体となって取り組んでいます。

梅まつりが開催される羽根木公園は、長い歴史をもつ「雑居まつり」や子どもが自由に遊ぶ「プレーパーク」発祥の地であり、北沢地域はボランティア活動や福祉関係のNPOの活動が活発な地域でもあります。また、「健康まねきの会」の活動や、新代田地区の「まちぐるみ運動会」など、地域の中でいつまでも健康でいきいきと暮らす取組みが進められています。

【調整中】

写真等

まちの将来像

ともに支えあい、 絆をはぐくみ、 健康を招くまち

隣近所、町ぐるみで常日頃からの協力、支援体制を進めます。

町会・自治会、商店街、さまざまな協議会、実行委員会などの連携により、要援護者支援、高齢者の見守りネットワークなど区民主体の活動を推進します。

都立梅ヶ丘病院跡地の保健医療福祉の拠点施設の整備に合わせ、地域との連携を図り、高齢者や障害者など誰もが住みなれた地域で生き生きと暮らせるようにします。

「きたざわ健康まねきの会」とともに、「健康きたざわプラン」を推進します。児童・障害者・高齢者などの虐待やDVのない地域づくりに努めます。

地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

モダンと伝統が織りなす、 若さとにぎわいのあるまち

区民主体・区民参加のイベントや区民相互のネットワークづくりの連絡会などの活動を支援し、コミュニティ形成、連帯意識の醸成に努めます。

子どもを育む地域活動の支援や活動団体の交流など、次代を担う子どもたちを育てます。

外国人などの来街者が気軽に街を楽しめるようなまちなか観光の仕組みを整備します。

区民の活動を支援する区民利用施設、スポーツ施設を整備します。

災害に強く、 安全で住みよいまち

小田急線の連続立体交差事業、井の頭線改良工事などに合わせ、地域の方々とともに各駅周辺街づくりを進めます。

地下化された小田急線の上部は、防災とみどりの機軸となる空間として整備します。

下北沢駅周辺は、駅前広場や道路の整備により、にぎわいのある安全で安心の空間として整備し、街に新たな魅力を創り出します。

京王線の連続立体交差事業に合わせ、都市計画道路や駅前広場の整備、駅周辺街づくりを進めます。

災害に強い街づくりの進展に合わせ、不燃化特区制度の活用などにより、防災街づくりを進めます。

町会・自治会の地区防災力の向上を支援し、初期消火、避難所運営などに素早い対応が図れるように支援します。

防災・防犯、安全・安心の地域・地区づくりを進めます。

大学と連携し、防災時の対応や街づくり、地域の活性化などに取り組みます。残された貴重な農地を保全するとともに、みどりの創出に努めます。

地区におけるまちづくり活動の目標（地区ビジョン）【北沢】

梅丘地区（代田、梅丘、豪徳寺）

**地域で見守り支えあうまち
づくり 梅丘**

地域の誰もが孤立せず、求めているときに必要な支援が受けられるよう、相談機関、地域団体、近隣住民が繋がり、相互に顔の見えるネットワーク（地域の絆）づくりをめざします。

代沢地区（代沢、池尻）

代沢の絆が育む次代に輝く芽

代沢で育まれてきた地域の絆を活かし、子どもの成長を見守ると共に、世代を超えた人々との交流や地域活動、代沢地区に根付いている伝統・文化・自然環境と触れ合う機会を多く体験させることで、地域に愛着を持った代沢の次代を担う子どもを育てていくまちをめざします。

新代田地区（代田、羽根木、大原）

**明るく安心、楽しく健康的な
生活の出来る新代田**

外に出て体を動かすことなどを通じて、仲間や顔見知りが増え、より多くの住民同士が顔の見える、いつまでも楽しく安心して住み続けられるまちをめざします。

北沢地区（北沢）

**文化と生活の交差点、子どもから高
齢者まで誰もがいきいきと安心して
暮らせるきたざわのまち**

文化と生活が交差している環境を踏まえ、子どもから高齢者まで、誰もの心が触れ合い、気軽に挨拶をかわし互いに見守りながら安全で誰もがいきいきと安心して暮らしているまちをめざします。

松原地区（松原）

**地域・いきいき・支えあい
（ふれあい松原）**

地域活動を充実させながら、住民同士の日ごろからのつながりを深めていきます。また、住民が互いに高齢者の支え合い活動に取り組むことにより、相互扶助への気運を高め、誰もが安心して元気に暮らせるまちをめざします。

松沢地区（赤堤、桜上水）

**見守る・備える・つなげる、
輝くまちへ！**

地域・住民が互いに助け合い、支えあい、挨拶を交わし見守るやさしいまち。災害に備え、安全で安心して暮らせるまち。子どもから高齢者まで、世代を超えて楽しく交流できる思いやりあふれる輝くまちをめざします。

写真等

調整中（地域の風景・街並み・催し物 等）

玉川地域



面積 15.82 k m²

人口

	平成26年(2014年)	平成30年(2018年)	平成35年(2023年)
総数	215,139人	215,037人	219,385人
年少人口 (0~5歳)	11,442人 (5.3%)	11,453人 (5.3%)	11,304人 (5.2%)
年少人口 (6~14歳)	15,409人 (7.2%)	16,133人 (7.5%)	17,500人 (7.9%)
生産年齢人口 (15~64歳)	146,633人 (68.1%)	143,177人 (66.6%)	145,028人 (66.1%)
高齢者人口 (65歳~)	41,655人 (19.4%)	44,274人 (20.6%)	45,554人 (20.8%)

平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口及び世田谷区将来人口の推計(平成26年2月)

地域の特性

地域のなりたちと姿

玉川地域は区の東南部に位置し、面積は15.820 k m²と5地域の中で最も広いエリアです。地域には玉川通り、目黒通り、環状8号線の幹線道路が通っています。鉄道は、田園都市線、大井町線、東横線、目黒線の各路線が通っており、二子玉川、用賀、等々力などの各駅を起点とするバス交通網とあわせて、地域の公共交通サービスを担っています。

多摩川沿いの台地には、石器時代・古墳時代の遺跡が分布しており、東京都指定史跡の野毛大塚古墳や区指定史跡の上野毛稲荷塚古墳などがあります。

早くから民間による宅地開発や玉川全円耕地整理事業などが行われたことで、地域の約87%に都市基盤が整い、都市近郊の住宅市街地として発展してきました。また、多摩川や等々力溪谷、国分寺崖線などに豊かな自然が多く残っており、「多摩川風致地区」として、都市における良好な自然的景観の保全に努めています。

駒沢オリンピック公園や兵庫島公園、玉川野毛町公園、二子玉川公園など、大規模な公園が多くある一方、区民が気軽に憩うことができる身近な広場が不足している地区もあります。

近年では、二子玉川駅周辺で再開発事業が進められ、区や玉川地域における交流の一大拠点、東京の西の玄関口として発展しています。また、目黒通りから多摩川を跨ぐ(仮称)等々力大橋の整備も予定されており、都市間の連携強化や神奈川方面への道路交通網のさらなる向上が期待されています。

暮らしの姿

玉川地域の人口は、平成 26 年(2014 年)1月1日現在、約 21 万 5 千人です。今後 10 年間は緩やかな増加傾向にあり、平成 35 年(2023 年)には約 21 万 9 千人になる見込みです。また、高齢者人口の割合は 19.4%で区の平均より低く、年少人口の割合は 12.5%と区の平均より高くなっています。

地域では、高齢者の方や子育て中の方など、住民同士のグループによる地域支えあい活動が活発に行われています。今後、高齢者人口の増加や子育て支援のニーズの高まりに対応するため、区民・地域の活動団体・事業者等との連携、協力による地域福祉の充実が求められています。

みどり率は 26.5%と区の平均をやや上回っており、都市農地も比較的多くあります。しかし、近年では相続等による農地の転用や土地の細分化等が進み、みどりが年々減少する傾向にあります。そのため、豊かな自然や農地の保全、新たなみどりの創出を進めるとともに、これまで形成されてきた良好な街並みに配慮した建築計画の誘導や宅地規模の適正化等への取り組みが必要となっています。

玉川通りや環状 8 号線等の幹線道路沿道においても、建築物の建て替えや更新が進んでおり、幹線道路に相応しい土地利用と住環境のバランスが取れたまちづくりが課題となっています。

大井町線等の沿線では、踏切遮断による交通渋滞の発生や地域の分断、踏切事故の危険性など、さまざまな問題を抱えており、その解決に向け、関係部署と連携した取り組みを進めていく必要があります。

にぎわいと地域の活動

地域の事業所は平成 21 年(2009 年)7 月 1 日現在、約 6 千 3 百箇所、従業者数は約 7 万人であり、二子玉川や用賀には大規模な商業店舗やオフィスが集積しています。

各商店街では、地域コミュニティの場として機能するとともに、「用賀サマーフェスティバル」や「尾山台フェスティバル」など、多世代が交流するさまざまなイベントが行われ、まちに活気が生まれています。

また、地域住民によるイベントとして、奥沢地区の「新春地区まつり」、九品仏地区の「新春もちつき大会」、等々力地区の「おどろきとどろきまつり」、上野毛地区の「新春マラソン大会」、用賀地区の「ふれあいラリーまつり」、深沢地区の「さくらまつり」などが行われ、住民相互の交流を図る場となっています。加えて、東京都無形民俗文化財である浄真寺のお面かぶりや奥澤神社の大蛇のお練りなど、歴史ある伝統的な行事も地域に定着しており、大きなにぎわいをもたらしています。

地域には、東京都指定名勝に指定されている等々力渓谷があり、東京 23 区内唯一の渓谷として身近に自然に触れ合える場所として、区内外から多くの人々が訪れます。また、五島美術館や宮本三郎記念美術館、長谷川町子美術館などの文化施設も数多くあります。

各地区では東日本大震災以降、地域防災力の向上と防災意識の高揚をめざし、学校区域単位の避難所運営訓練等に取り組んでいます。また、地域住民の組織的な防災活動として、防災区民組織によるポンプ操法訓練や防災普及活動も行われています。さらに、町会・自治会等では、災害時要援護者支援に関する協定の締結や防犯活動(安全パトロール)を積極的に行う等、地域の安全・安心のための活動が地域で盛んに行われています。

【調整中】

写真等

まちの将来像

地域で育む安心・安全と笑顔のまち

子どもから高齢者までの幅広い世代による地域活動への参加・参画を促すなど、地域コミュニティを活性化するための支援やしきみづくりに取り組みます。

地域活動や地域交流のための区民利用施設の改修等を計画的に進めます。

町会・自治会や民生・児童委員、社会福祉協議会、青少年地区委員、地域のNPO等と連携・協力し、地域保健福祉や健康づくりを推進します。

地域の特性を活かし、次世代を担う子どもたち一人ひとりが健やかに育つことができるまちづくりを進めます。

防災訓練や避難所運営訓練等、地域住民による災害対策の活動を支援し、地域防災力の向上と防災意識の高揚を図ります。

地域の大学や事業者等との連携を進めることにより、災害発生時の対策を強化するとともに、安全な市街地の形成等の防災街づくりを推進します。

国分寺崖線や等々力溪谷などの自然豊かな住みよいまち

「世田谷のみどりの生命線」である国分寺崖線や等々力溪谷等、玉川地域の豊かな自然の保全に取り組みます。

社寺林や屋敷林など、地域の歴史を伝える貴重なみどりの保全・継承に努めます。

瀬田農業公園の整備等により農業文化の継承や地域緑化を進めるとともに、地域に残る貴重な農地の保全に努めます。二子玉川公園や（仮称）上用賀公園等、特色ある公園の整備により、新たなみどりの創出を推進します。

これまで形成されてきた良好な住環境を守るとともに、地域の生活環境や特性を踏まえながら街づくりを進めます。

にぎわいと元気あふれる魅力的なまち

商店街や地域団体、区民等による各種イベントを支援し、各地区のにぎわいやコミュニティのさらなる活性化を図るとともに、子どもから高齢者まで多世代が交流できるまちをめざします。

神社仏閣、美術館等の豊富な歴史・文化資産を活かし、まちの魅力を高めていきます。

日常的に文化・芸術に触れることができる環境を活かし、まちの活性化を図ります。

二子玉川駅周辺地区については、にぎわいのあるまちなみを活かし、駅の東側と西側の一体的な街づくりに取り組むことにより、自然環境、暮らし、にぎわいの調和がとれた魅力あるまちをめざします。

大井町線等の沿線では、踏切などによる問題の解決をめざすとともに、安全で活気のある街づくりを推進します。

地区におけるまちづくり活動の目標（地区ビジョン）【玉川】

奥沢地区（東玉川、奥沢）

「子どもからお年寄りまで みんながいきいきと安全で安心して暮らせる 絆に結ばれた支え合いのまちをめざして」

幅広い世代の方々がいきいきと暮らせるように、子育て、高齢者福祉、健康づくりなどのさまざまな自主活動を継続・充実させていきます。

また、要援護者への支援体制と地域の絆づくりに寄与する事業に取り組めます。

九品仏地区（玉川田園調布、奥沢）

「郷土愛を育み、より安全・安心で、人と人とのつながりのあるまちへ」

次世代に、より住みやすい生活環境を残すために、ふるさと意識の向上に向けた啓発を図りながら、幅広い交流をすすめる、地区住民が少しずつ力を出し合う、災害に強いまちづくりを進めます。

等々力地区（玉堤、等々力、尾山台）

**「郷土愛あふれる活力あるまちへ」
～みずと緑と伝統を核として～**

緑や自然、伝統を尊び継承していく活動を引き続き推進するとともに、幅広い年代の方々が協働して、老若男女を対象とする多様なまちづくり事業を展開し、郷土愛あふれ活力あるまちを持続させていく土台をつくります。

上野毛地区（上野毛、野毛、中町）

「互いに支えあえるまちづくりをめざして」

地域活動に積極的に取り組んでいる区民を中心に、地区の様々な世代の方がお互いに地区の助け合い・支えあい活動が担えるようめざします。

また、自助・共助の一端を担ってもらえるような体制づくりに取り組んでいきます。

用賀地区（上用賀、用賀、玉川、瀬田、玉川台）

「みどりの多い、支えあい・助け合いのある心豊かで安全なまちをめざして」

青少年育成事業を通じて、幅広い世代の交流を図り、その輪を広げていくとともに、災害発生時に住民が自主的に活動していくための整備や、あんしんすこやかセンターと連携して安心して住み続けられるまちづくりを行います。

深沢地区（駒沢、駒沢公園、新町、桜新町、深沢）

「笑顔であいさつを交わすみどりあふれるまち」

住民同士が笑顔であいさつを交わし、世代間の交流が促進され、地区の問題を一緒に考え解決を図っていただけるような地区を目指します。

また、地区の「安全安心」と「緑化と緑地の保全」活動への理解と協働を呼びかけていきます。

写真等

調整中（地域の風景・街並み・催し物 等）

砧地域



面積 13.566 k m²

人口

	平成26年(2014年)	平成30年(2018年)	平成35年(2023年)
総数	156,425人	159,113人	164,155人
年少人口 (0～5歳)	8,922人 (5.7%)	8,853人 (5.6%)	8,918人 (5.4%)
年少人口 (6～14歳)	13,223人 (8.4%)	14,033人 (8.8%)	14,552人 (8.9%)
生産年齢人口 (15～64歳)	103,679人 (66.3%)	103,317人 (64.8%)	106,736人 (65.0%)
高齢者人口 (65歳～)	30,601人 (19.6%)	32,911人 (20.7%)	33,949人 (20.7%)

平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口及び世田谷区将来人口の推計(平成26年2月)

地域の特性

地域のなりたちと姿

砧地域は区の西部に位置し、主に住宅地が広がる台地と、農地と住宅が混在する多摩川沿いの平地からなる地域です。台地と平地の境には、貴重な湧水や植物、樹林地を持つ国分寺崖線が広がるみどりとみずが豊かな地域です。

地域内にはみどりと調和した良好な住宅地が広く分布し、世田谷区の代表的なイメージを形成しています。しかし、近年は社宅の廃止や事業所の移転等により大規模な集合住宅も増えています。

野川や仙川の周辺では、紀元前の集落跡や古墳等、多くの埋蔵文化財が発掘されています。また、喜多見地区周辺は、江戸初期に喜多見藩二万石がおかれ、現在の東京23区に該当する区域内では唯一といわれる大名の陣屋が存在した地区であり、慶元寺や氷川神社を始め、歴史と農村文化の名残をとどめる神社・史跡や伝統芸能等の文化遺産も多くなっています。

大正の終わりに成城学園の立地を契機として誕生した成城は、当初より計画的なまちづくりが行われ、にぎわいと落ち着きを併せ持つ「学園のまち」として洗練された雰囲気をもって発展してきました。

比較的古くから大学や映画撮影所、研究所があり、また、近年では世田谷美術館が立地するなど教育・文化施設が多く存在する創造的・文化的環境の高い地域でもあります。

暮らしの姿

砧地域の人口は、平成26年(2014年)1月1日現在、約15万6千人で大規模敷地の土地利用転換等により人口が増加の傾向にあります。人口密度は他地域と比べて最も低くなっています。年齢構成は、区の平均と比較して乳幼児と青少年人口が多く、高齢者の割合が若干低くなっていますが、近年は高齢化率の上昇が著しく区の平均に近づきつつあります。10年後の将来人口予測では、人口の伸びが一番大きい地域でもあります。

砧公園など大規模な公園が立地し、住民一人あたりの公園面積は区内5地域の中で最も広く、地域のみどり率も30%を超え最も高くなっています。また、区内の生産緑地の約4割が砧地域に存在し、都市化の進展にもかかわらず多くの農地が残されているなど、みどりとみずの豊かな環境に恵まれています。しかしながら、みどり率、農地面積ともに漸次減少傾向にあり、みどりの創出や農地の保全が求められています。

また、小田急線については、喜多見駅から梅ヶ丘駅間の連続立体交差事業が終了しましたが、駅前広場や側道については引き続き整備が進められています。道路・交通環境の面では、環状8号線が南北に通っているものの、地域内の道路ネットワークはまだ十分に形成されておらず基盤整備が不十分な状況です。コミュニティバス路線が、地域の交通機関として大きな役割を担っています。

地域の南西部では、東京外かく環状道路の建設が始まっており、今後の地区の変化を見据えた街づくりが求められています。

にぎわいと地域の活動

小田急線の千歳船橋駅から喜多見駅までの各駅周辺には、ウルトラマン商店街をはじめ地域の特性に合った個性的な商店街があり、区民の生活を支えています。

また、農地では野菜を中心に様々な農作物が作られており、地域内の多くの直売所等で販売されるなど地産地消の農業が展開されています。

岡本公園民家園や次大夫堀公園民家園では、往時の世田谷の農村風景と生活環境などを再現し、四季折々に様々な催し物を行い、現代に生きる文化財として注目を集めています。

昭和53年(1978年)から開催されている「たまがわ花火大会」は、夏の風物詩として定着し、多くの人びとに親しまれ区民の「ふるさと」意識と「区民相互の連帯」意識の醸成に役立っています。

砧地域では、住民が中心となり、文化創造や福祉につながる活動、環境を守り育てる活動など住民主体のまちづくり活動が盛んに行われています。特に、町会・自治会等による高齢者の支え合い活動が多く、地区で行われる等、区民活動がますます活発になっています。また、地域の絆や区民の防災力を高める活動も多くなっています。

「祖師谷ふるさとフェスティバル」や「成城さくらフェスティバル」、「船橋ふれあいまつり」、「喜多見地区区民まつり」、「砧地区緑化まつり」等地区ぐるみの祭りが定着し、住民相互の交流も活発に行われています。

【調整中】

写真

まちの将来像

みどりとみずと農の豊かな 砦の原風景を 未来に引き継ぐまち

国分寺崖線や野川、仙川、多摩川など、みどりとみずの保全に努めるとともに、自然を守り育成する良好な住環境に恵まれたまちづくりを総合的に推進します。公共施設の緑化や民間住宅等の建築の際の緑化指導を進め、みどりを創出するとともに、みどりとみずのネットワーク形成を図る等、質の向上に努めます。みどりの育成に必要な地下水を涵養し、貴重な湧水地の保全を図ります。地域に分布する都市農地を、ふれあいのある農業の拠点とするとともに、農のある風景や風土を地域の資源として保全していきます。東京外かく環状道路と周辺のみどりとみずが調和したまちづくりをめざします。

歴史と伝統を大切に 文化とにぎわい・交流の 元気のあるまち

「田園都市」「学園都市」として、人・自然・文化の調和のとれたまちづくりをめざすとともに文化遺産、文化施設、運動施設や公園等、地域の資産や資源を継承・活用した地域特性あふれるまちづくりを推進します。地域のまちづくり活動を支援し、大学や事業者等の地域活動とも連携、交流して、協働によるふれあいとにぎわいのあるまちづくりを推進します。

地域と学校の交流を積極的に推進し、小・中学校施設を地域住民のさまざまな活動の場として活用していきます。多様な学習意欲に応える生涯学習の環境づくり・プログラムづくりを行い交流の場を広げます。地域や地区の生活の拠点として、商店街におけるにぎわいと元気あふれるコミュニティの形成を推進します。

あらゆる世代が健やかで 災害に強い安全・安心の やすらぎのあるまち

支援を必要とするすべての人が、身近な地域で相談し、適切な支援が受けられる地域包括ケア体制の構築に向け、率先して取り組みます。先駆的に進めてきた医療・介護・福祉の連携を基盤として、地域の絆を深め、顔の見える関係づくりを進めます。地域で安心して子育てができるよう、子育て相談や各種健診、児童虐待予防対策を充実させるとともに、すべての子ども・若者がいきいきと学び暮らせる環境を整備します。区民一人ひとりがより良い生活習慣を身につけ、運動を始めとする身体活動による生活習慣病予防や食育等、健康づくりの活動を通じて、こころ豊かな暮らしを育むまちをつくります。地域を支える道路ネットワークの整備を始めとする基盤整備により、安全性や利便性を向上させるとともに、地震や水害など災害に強い安全・安心なまちづくりに努めます。防災訓練や避難所運営訓練等を通じて地域住民の防災意識の高揚と防災行動力の向上に努め、地域全体の防災力を高めま

地区におけるまちづくり活動の目標（地区ビジョン）【砧】

祖師谷地区（祖師谷、千歳台）

笑顔あふれる支えあいのまち 祖師谷

地区の中心を南北に走る祖師谷通りには活気あふれる商店街があります。この賑わいをより発展させ、地区に住む誰もが笑顔で行き交うことができる支えあいのまちの実現に取り組みます。

成城地区（成城）

みどりと文化の薫る学園都市成城

成城学園と共に発展してきた成城のまち。そこに息づく様々な歴史や自然・文化的資産の特色を生かし、協働に基づく魅力あるまちづくりの推進を図ります。

船橋地区（船橋、千歳台）

みんながつくる賑わいと活気のある まち船橋

「森繁通り」の活性化や駅前広場の活用による周辺商店街の発展や「船橋の小径」等地区名所の PR、地区のおまつりやイベント、「子どもぶんか村活動」をはじめとする船橋地区独自の活動等の更なる充実により、賑わいと活気あふれるまちをつくりまします。

喜多見地区（喜多見、宇奈根、鎌田）

歴史と自然を守り子ども達で 活気あふれるまち

喜多見地区の特色であるみどりとみずの豊かさと、次大夫堀公園や二子玉川緑地などで行われている自然とのふれあい活動などをより広げ、次代を担う子ども達が元気に集い、健やかに育つまちをつくりまします。

砧地区（岡本、大蔵、砧、砧公園）

まちを知り、まちを守り、次代を 育み、未来を語り合う交流の 輪が広がるまち砧

砧・大蔵・岡本、それぞれのまちの伝統・文化やさまざまな資産を大切にし、尊重しあい、助け合い、健やかな未来を語り合えるまちをつくりまします。

写真等

調整中（地域の風景・街並み・催し物 等）

烏山地域



面積 7.72 km²

人口

	平成26年(2014年)	平成30年(2018年)	平成35年(2023年)
総数	113,833人	113,294人	115,782人
年少人口 (0～5歳)	5,871人 (5.2%)	6,007人 (5.3%)	6,005人 (5.1%)
年少人口 (6～14歳)	7,512人 (6.6%)	8,002人 (7.1%)	8,934人 (7.7%)
生産年齢人口 (15～64歳)	77,328人 (67.9%)	74,893人 (66.1%)	76,203人 (65.9%)
高齢者人口 (65歳～)	23,122人 (20.3%)	24,391人 (21.5%)	24,639人 (21.3%)

平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口及び世田谷区将来人口の推計(平成26年2月)

地域の特性

地域のなりたちと姿

烏山地域は区の北西部、武蔵野台地のほぼ南端に位置し、仙川、烏山川の流れがつくる小さな起伏はあるものの、地域全体は比較的平坦な台地となっています。烏山地域を東西に走る甲州街道は、江戸五街道の一つで、烏山は高井戸宿と布田宿の中間、「間の宿」(休憩用の宿)として賑わい、街道両側には整然と地割りされた集落が形成されていました。

大正4年(1915年)の京王線開通以降、郊外住宅地としての開発により人口が増加し、駅周辺を中心に発展し続けていますが、現在も、農地や宅地のみどりもかしこに見られ、武蔵野の自然豊かな風情が残っています。

大正8年(1919年)、東京・巣鴨より敷地面積61,000坪に開放病棟や作業場のある東京府松澤病院(現：東京都立松沢病院)が上北沢に移転しました。現在、病院の建て替えにあわせ地域住民の要望と関係機関との連携により、憩いの空間として将軍池広場の開設や周辺道路の整備が進められています。

北烏山は、関東大震災後、都心部から移転してきた寺院が集まった「烏山寺町」と呼ばれる地域があります。また、芦花公園駅周辺は、文豪徳富蘆花が移り住んだ「蘆花恒春園」や区立の文学館もある、歴史と文化の香り高い地域です。

平成3年(1991年)4月、地域行政制度発足により烏山総合支所は、現在の上北沢地区、上祖師谷地区、烏山地区の3地区をエリアとして開設されました。さまざまな伝統行事などを通じて、住民と地域、行政が気軽に話し合い、協働してまちづくりに取り組んでいる住民パワーあふれる地域です。

暮らしの姿

烏山地域の人口は、平成 26 年(2014 年)1 月 1 日現在で、約 11 万 3 千人と、面積は 7.72k m²と 5 地域のなかで最も人口が少なく面積も最も小さくなっています。人口密度は駅周辺が高いものの、地域全体では区内平均を若干下回り、比較的ゆったりとした環境です。人口構成は、高齢者の割合が 2 割を超え、今後も緩やかに高齢化率は上昇し、中でも高齢者単身世帯の大幅な増加が予想され、地域の見守り・支えあいネットワークが必要です。

また、公的集合住宅が多く、今後、建て替えの予定もあるため、転出転入の増加、生産年齢人口層の単身世帯や子育て世帯の増加により人口は伸び続ける見込みです。多世代の住民や新たな転入者も参加したまちづくり・防災活動等を通じた地域交流が求められています。

東西に京王線が通り、都心へのアクセスに便利ですが、開かずの踏切により南北の交流・交通が遮断され、不便をきたしています。今後の京王線連続立体交差事業に伴い、総合的な交通網の充実や駅周辺のまちづくりが求められています。また、広域的な幹線道路として甲州街道と環状 8 号線が整備されていますが、地域全体の体系的な生活道路の整備が求められています。

みどり率は、区の平均値を若干上回る 25.8%ですが、今後もみどりの保全・創出を進めていく必要があります。貴重な農地のみどりを減らさないよう、保全及び適切な土地利用の誘導は重要な課題です。南部には区民憩いの場である蘆花恒春園や祖師谷公園、松沢病院脇の將軍池広場などがありますが、一人当たりの公園面積は、区全体の平均を下回っており、充実していく必要があります。

にぎわいと地域の活動

商業地は、京王線駅周辺および甲州街道等の幹線道路沿線にみられます。特に、千歳烏山駅周辺では身近な日用品店や飲食店等が多く、生活の利便性に加えて烏山区民センターとその前の広場を利用した商店街や住民による地域のイベントが積極的に開催されるなど、年間を通し常に賑わいが見られます。

また、各地区では、町会・自治会や商店街、さまざまな地域活動団体により、住民相互のコミュニティや絆づくり、さらには賑わいのあるまちづくりを目指した多種多様なイベントが活発に開催され、地域力の向上に寄与しています。

みどり豊かな地域の農地は、新鮮な農産物の供給源であるとともに、区民が土に親しむ機会となる区民農園や、気軽に収穫体験できる農園が多くあり、好評を得ています。

地域住民が中心となった環境を守る活動や環境美化活動、放置自転車クリーンキャンペーンや上北沢駅周辺の路上禁煙地区の取組み等も積極的に行われています。

現在、烏山地域は、バス路線のない交通が不便な地域も散在するため、自転車の利用者が多く、その対応として利用マナーや安全教育等の活動が活発です。

さらに、ミニデイやいきいきサロンなど地域の自主グループが、高齢者の見守りや支えあいを行うネットワーク活動「からすやま 共に支えあう いきいきネット」は、世田谷区内でも先駆的な取組みとなっています。

【調整中】

写真等

まちの将来像

地域がつくる、活気あふれる賑わいと笑顔のあるまち

京王線の開かずの踏切が解消されるため、賑わいのある商店街を中心に、南北の交流と人びとが集う魅力あふれるまちをつくりまします。

伝統ある地域のまつりとともに、区民主体の様々なイベントを大きく発展させ、豊かなコミュニティに支えられた活気あふれるまちをめざします。

地域の困りごとは、地域自らで解決できるよう、自助・共助のコミュニティづくりを支援し、相談窓口の連携を図るなど、心の通うまちをつくりまします。

地域活動の核となる町会・自治会について、転入者や若い世代が積極的に参加する仕組みづくりと、経験豊富なベテランとの調和のとれた活動が活発に行われるよう支援します。

あらゆる世代、地域の団体、さらには関係機関が、実践的な防災訓練等を進め、防災力の高いまちをつくりまします。

武蔵野の面影を残す自然と文化の落ち着きの中で安心と安全をともにつくるまち

京王線連続立体化に伴う駅前周辺の整備にあたっては、人の交流・コミュニティづくりを視点に、周辺道路等の整備やバス路線導入に向け、総合的な街づくりを進めます。

地域の軸となる都市計画道路、主要生活道路等の整備を総合的に推進し、利便性の向上とともに、災害時における延焼の遮断や遅延、緊急車両の通行、避難路確保等、災害に強い街づくりを進めます。

大規模な利用の転換が見込まれる土地や公共住宅団地の建て替えについては、周辺の自然環境との調和や道路やコミュニティ拠点となる広場の整備等を働きかけていきます。

地域に残された貴重な農地や屋敷林を保全するとともに、住宅敷地等の緑化など都市景観の美しいまちづくりを区民、事業者とともにめざします。

旧甲州街道や烏山寺町のたたずまいを活かし、宙水の保全並びに蘆花恒春園や文学館を核とした歴史と文化、風土が調和した魅力のあるまちをつくりまします。

あらゆる世代がいきいきと元気で暮らせるこころのふるさと烏山

町会・自治会、あんしんすこやかセンターや地域社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO等の地域の活動を通し、子ども、障害者、高齢者をあたたかく支え見守るネットワークを発展させます。

日頃から保健と福祉、医療との連携を図り、地域でいつまでも健康で安心して暮らせるよう、こころとからだの健康づくりや相談支援の充実を図ります。

子どもが健やかに育ち、住んでいる烏山に誇りが持てるよう、地域と保育園、児童館、図書館、学校、事業者等が協力・連携した育ち、遊び、学ぶしくみをつくりまします。ごみの減量化や雨水利用、自然エネルギーの有効活用、スマートシティへの取り組みなど環境保護への区民活動を支援し、地域の環境意識を高めます。

大学等と連携した身近な地域でのレクリエーションや文化や歴史に造詣の深い地域住民による生涯学習の充実など、健康で豊かな生活を支援します。

地区におけるまちづくり活動の目標（地区ビジョン）【烏山】

上北沢地区（上北沢、八幡山）

「自分たちのまちは自分たちで守り、
育てていく あったか上北沢」
～お互いが顔見知りになりみんなで
力を合わせてまちを守ろう～

上北沢地区高齢者見守りネットワーク
や防災活動を通して、お互いが顔見知りと
なるよう良好なコミュニケーションを育
み、絆をさらに深めるとともに、安全・安
心な地区まちづくりを広げていきます。

烏山地区（給田、南烏山、北烏山）

「手を取り合って、楽しく
地域の絆を広げよう 烏山」
～継続的な地域活動が導く地域
のコミュニケーション～

歴史ある地元のまつりや商店街、
烏山区民センター前広場を中心に広
がっている賑わいや交流等を大切に
しながら、新たに転入された方や
NPOをはじめ、地域の様々な団体と
さらに楽しく地域の絆を広げていき
ます。

上祖師谷地区（上祖師谷、粕谷）

「音楽と花と文学と笑顔があふれる
まち 上祖師谷・粕谷」
～誘いあい、知りあい、支えあいの
地域の絆～

蘆花恒春園と祖師谷公園に囲まれた上
祖師谷・粕谷は、音楽をテーマにしたイベ
ントや花づくりの行事が多く行われてい
ます。また、地元の文豪、徳富蘆花のゆか
りの地でもあります。今後も、継続的な地
域活動を通じ、誘いあい、知りあい、支え
あいの絆を広げていきます。

写真等

調整中（地域の風景・街並み・催し物 等）

6 実現の方策

6 実現の方策

1 区民参加の推進（参加・協働、ネットワーク）

【現状・課題等】

区は、これまでも区民、団体、事業者と情報を共有・連携しながら、多様なまちづくりを進めてきました。しかし、今後、地域課題が増大し、複雑化・多様化するなかで、より広範で多様な地域への参加を求め、機会を整え、呼びかけていく必要があります。また、身近な問題から全区的な課題など、課題に応じたさまざまな参加の方法や工夫が必要です。

参加を広げるとともに、区民・事業者・区がともに、具体的な解決に向けて、より積極的に相互に協力し取り組む、協働によるまちづくりを進める必要があります。また、まちづくりを進めるには、その活動にかかる人材や資金などの地域社会全体で支えていくしくみを検討する必要があります。

区内の地域活動団体、NPOや事業者、大学等の力をともに高めていくほか、近隣自治体との関係の強化等が求められます。

【取組み事業の内容】

(1)参加の拡充

・地域での防災活動や見守り・支えあいなどの地域での課題から、福祉や環境、都市づくりなど、それぞれのテーマに応じて、多くの区民が意見やアイデアを出しあえる参加の機会と場を増やします。併せて、公募によるほか、抽出による参加呼びかけの手法や、ワークショップ、提案発表会など課題の内容に応じて相互の意見交換や交流が行える展開手法など、多様な参加手法の充実を図ります。

(2)協働によるまちづくり

・区・区民・事業者がともに学びあうなかで、多様な意見を受け止め、意見の違いを乗り越えて、課題解決のために目標を共有しその達成に向けて、相互に役割と責任を分かち合い、解決のために行動し、高めていける協働によるまちづくりを進めます。

また、こうした活動を支える約束や取り決めなど、課題ごとにとともに解決に向けて協力していくことが重要です。

区は、復興支援、福祉、子育て、まちづくり活動などへの資金提供を呼びかけ、その活用のしくみを整え、寄附文化の醸成と広がりに努めます。

(3) ネットワークの広がり

・課題解決を確かなものにするためには、ともに力を合わせ、より一層の施策の効果をも高める必要があり、区は地域活動団体、NPO、大学、企業等、事業者との相互のネットワークの広がり強化に努めます。

・災害時に備え、すべての事業所（商業・工業・農業に関わる各団体をはじめ、民間非営利団体等の地域活動団体、福祉活動ボランティアや大学、高校など）における相互間の協力体制や、防災区民組織との連携を図るほか、大学や企業、地域等との協力体制づくりを推進します。

・近隣自治体との連携をはじめ、広域的な課題解決に取り組みます。縁組協定を結ぶ群馬県川場村をはじめ、他の交流自治体との関係を深め、互いの特色を生かして、親善と相互理解に努めます。

(4) 情報公開と区民参加

・情報公開で区民参加を進め、参加型区政の実現に向けて進めます。

【取組み事業の体系】

区民参加の推進（参加・協働、ネットワーク）

参加の拡充

・参加の場の充実

協働によるまちづくり

・協働によるまちづくりの推進
・寄附文化の醸成と支えあいの循環

ネットワークの広がり

・区民とのネットワーク
・大学や企業等、事業者とのネットワーク
・区民・事業者・区のネットワーク
・広域協力と自治体間交流

情報公開と区民参加

・情報の受発信と区政の透明化
・情報公開
・区民参加の機会の拡充

情報公開と区民参加

情報の受発信と区政の透明化

住民自治を支援するため、区民との信頼関係のもと、情報公開の充実・区政の透明化を進めます。

- ・紙や電子など幅広い媒体を工夫・活用し、政策広報の充実、わかりやすく情報を伝え、区政に関心のある区民を一人でも多く増やします。
- ・また、情報の受発信力を高め、区民の関心に応じて、わかりやすく、繰り返し伝えるほか、双方向性に努めます。
- ・行政による発信側と受け手となる区民との距離を身近に感じられるしくみを構築し、情報通信技術を効果的に活用した情報化を推進します。
- ・各種情報のオープンデータ化・情報提供については、その基準と内容、データの著作権などの諸課題を検討するとともに、段階的に進めます。

情報公開

- ・区民の区政参加を推進し、区民との信頼関係の下に公正で開かれた区政を実現するために、情報公開を充実します。
- ・より一層区政を区民にとって身近なものとするとともに、庁内会議の内容の公開を進め、情報公表制度、情報提供施策の拡充を図り、区民参加の機会の拡充を図ります。

区民参加を支える機会の拡充

- ・区民の声に寄せられる各意見や情報を広範に共有し、受けとめるしくみをさらに工夫し、区民の声の充実を図ります。
- ・区民アンケートや区政モニター、区民説明会・パブリックコメント・区民意見募集など、多様な参加の手法を整理し、適切な方法を組み合わせ、その充実に努めます。

2 持続可能な自治体経営

【現状・課題等】

これまで、学識経験者等で構成する外部評価委員会による評価の実施、政策検証委員会による全事業点検等に取り組んできました。また毎年度、事業の目標に対する進捗状況や実績の評価を公表する「主要施策の成果」や、政策・施策・事務事業の3層評価による内部評価にも取り組み、その評価結果を公表しています。

世田谷区は、23区を構成する団体の一つであり、地方自治法によって、地方公共団体として認められている自治体であり、法人格を有する特別地方公共団体であるとされています。区においては、区民ニーズに応え区民の福祉を実現し、円滑、適切な行政を進め、事務や事業を着実に努めていく必要があります。

区は、平成3年(1991年)4月から三層構造による、全国に先駆けた都市内分権として、地域行政制度をスタートしましたが、社会状況の変容を踏まえ、地域行政のあり方について見直す時期にきています。今後、新たな自治体にふさわしい地域行政の推進を図るため、三層が各々役割を果たせるよう取り組みます。

平成12年(2000年)4月の特別区制度改革により、「基礎的な地方公共団体」に位置づけられ、清掃事業をはじめとする区民に身近な事務が東京都から特別区へ移譲されました。現在、都区の役割分担を踏まえた財源配分のあり方等の諸課題が残されており、引き続き都区の事務配分や税財政制度等の検討が進められています。

区をとりまく社会・経済状況は刻々と変化を遂げ、財政状況は厳しい状況にあり、一方で区民生活においては、格差と貧困の拡大や雇用不安等、厳しい生活状況が続いています。区は、施策事業の効率化や事業の必要性・有効性等を考慮した施策の見直しに取り組み、持続可能で強固な財政基盤構築のため、行政経営改革に取り組む必要があります。

【取り組み事業の内容】

(1) 計画の推進と評価・検証

- ・行政評価においては、単にマネジメントのための手法だけではなく、行政の透明性を高め、区民への説明責任につながるよう、評価結果をわかりやすく公表します。
- ・これまでの政策検証をさらに強化するため、新たな実施計画の進捗管理に加え、基本計画における重点政策の取り組みの状況やその評価、行政改革の視点に基づく新たな展開など議論を重ね、外部委員による政策検証の委員会を設置し、その成果を計画推進に反映します。

(2)執行体制の整備

- ・組織のスリム化に努めつつ、適宜、区政の課題に確実かつ効果的に応えていける簡素な組織体制を整備・維持します。
- ・適正な定数管理に努めるとともに、円滑に世代交代を進め、地方分権時代にふさわしい経営感覚等を持ち、区民との協働を進める職員の育成・配置を計画的に行います。

(3)地域行政の推進

- ・住みなれた地域で安心した暮らしを支えるため、地区防災対策の強化や地域社会での見守りや支えあいとの関係を向上する取組みが求められ、地区を強化し、コミュニティ活動を基盤として、地域社会を発展させる観点から、参加と協働を踏まえた地域行政を推進します。

(4)自治権の拡充と財政運営

- ・地方分権の動向注視や、国へのさらなる働きかけ等を実施し、児童相談所、教員人事、都市計画決定等の都区制度改革を他機関と連携・協力しながら進めます。
- ・社会構造や行政需要の変化に的確に対応できるよう、財政自主権の確立に取り組み、新たな歳入の確保や財源の効率的配分など、財政基盤の強化を図ります。

(5)行政経営改革の推進

- ・区民参加と協働の推進、コスト意識を向上した民間活力の推進、区民サービス向上のための職場改革等を新実施計画事業に位置づけ、行政経営改革を徹底します。
- ・社会保障・税に関する番号制度への対応を図るとともに、業務・システムの標準化、省力化など、区民サービス向上のための行政運営を進めます。
- ・中期的な計画の見直しのもとで、健全で円滑な財政運営に努めるため、財政の見える化を進め、効果的な効率的な財務会計制度の運用を図ります。

【取組み事業の体系】

持続可能な自治体経営

計画の推進と評価・検証

- ・政策検証を行う委員会の設置、区民と評価・検証の実施

執行体制の整備

- ・区民との協働を進める人材の育成・配置

地域行政の推進

- ・参加と協働を踏まえた地域行政の推進

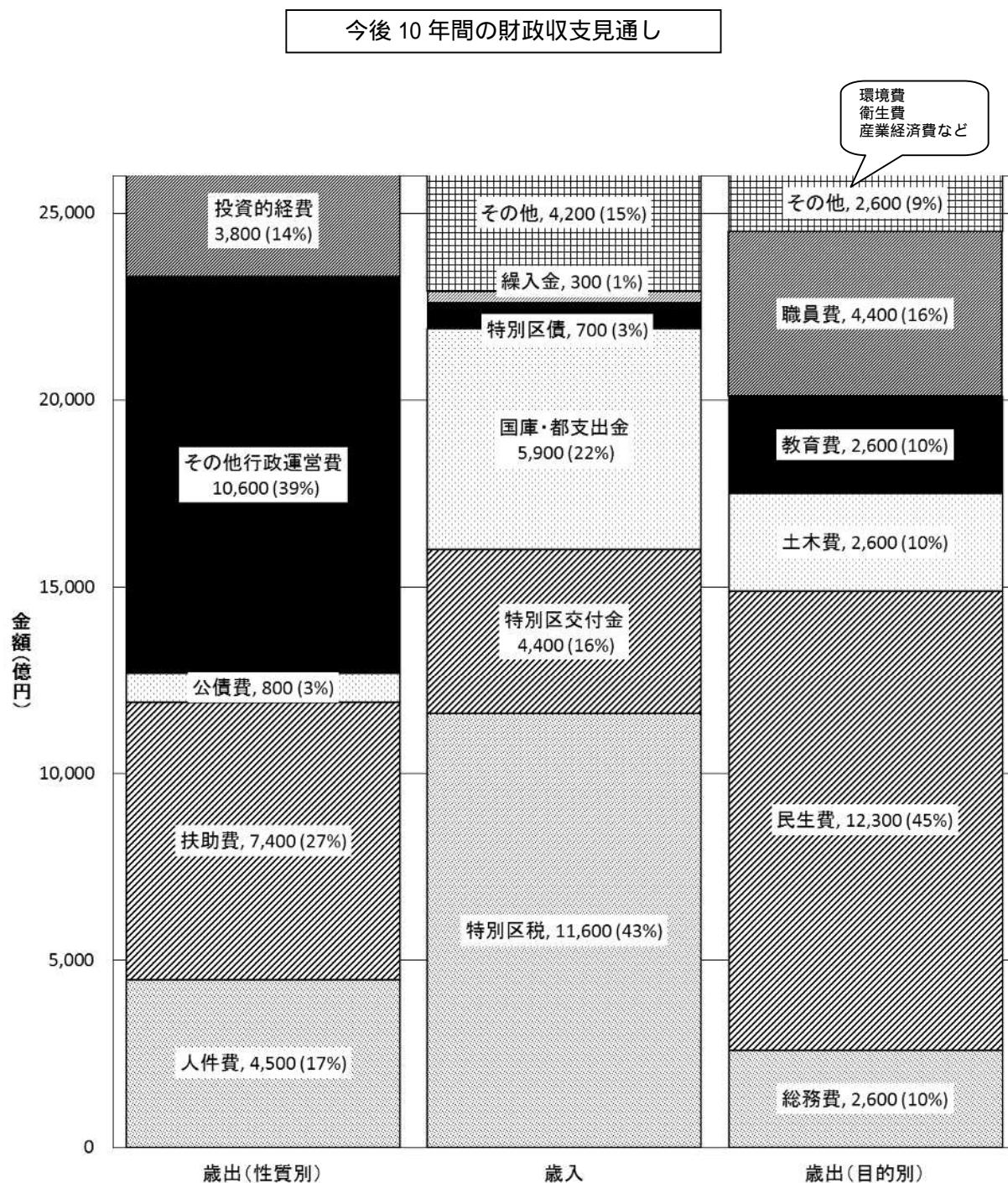
自治権の拡充と財政運営

- ・さらなる都区制度改革に向けた連携・協力

行政改革の推進

- ・新実施計画に基づくさらなる行政改革の実施

3 財政収支見通し



「子どもが輝く 参加と協働のまち せたがや」の実現に向けて、基本計画を着実に推進していくためには、財源の見込みをたてておく必要があります。そのため、今後 10 年間の歳入・歳出両面における財政収支の見通しを推計しました。

推計は、5 年間の中期財政見通しを前提に、その後の 5 年間で基本的に平成 30 年度と同規模として推計しました。ただし、後述のとおり、社会保障費や投資的経費などは、一定の増減を見込んでいます。10 年間の合計額は、約 2 兆 7 千億円となっています。

1 歳入

特別区税・特別区交付金

中期財政見通しを前提に、31年度以降は、30年度と同規模で見込んでいます。

国・都支出金

予定されている主な補助事業について、その事業費の見込みに応じて、現行制度で見込まれる増減を推計しています。

繰入金・特別区債

健全な財政基盤維持のため、繰入額は毎年度40億円、特別区債は毎年度50億円を上限の目安としていますが、梅ヶ丘病院跡地や玉川総合支所改築などの大型事業に対しては、一時的に繰入金・特別区債を増加させて推計しています。

2 歳出（性質別）

人件費

定員適正化の推進等や、退職者数の増加に伴う新陳代謝による一定の減額を見込みました。

扶助費・繰出金

現行の社会保障制度を前提に、生活保護法に基づく保護費、障害者自立支援給付費、保育運営費や国民健康保険事業等の特別会計への繰出金などについて一定の増加が続くことを想定しました。

公債費

既発行分の特別区債の償還に、新規発行分の償還を加え、所要の元利償還見込額を推計しました。

その他行政運営費

不断の行政経営改革の取り組みを行うとともに、事業委託費や電算経費等をはじめとした内部的経費の継続的な見直しにより縮減を図ることを前提に推計しています。

投資的経費

都市基盤整備や老朽化した公共施設の改築・改修に要する経費を中心に、現行の事業計画等に基づいて推計しています。今後10年間は、梅ヶ丘病院跡地の施設整備や本庁舎・玉川総合支所改築などの事業が見込まれるため、投資的経費は高い水準が続きます。

3 歳出（目的別）

引き続き、今後10年間ににおいても社会保障関連経費の増加が想定され、これらを含む民生費が1兆2千3百億円となり、全体の45%を占める見込みです。

7 外郭団体改革基本方針

7 外郭団体改革基本方針

世田谷区は、平成 17 年(2005 年)4 月、区および外郭団体の取り組むべき課題や方向性を示した「外郭団体改善方針」を策定し、外郭団体の一層の活性化と経営の改善・効率化に取り組んできました。

この結果、区からの財政支援や人的支援、外郭団体の透明性の向上等について効果を上げたところですが、「官から民へ」の動きが加速する等、外郭団体をとりまく環境が大きく変化するなかでは、引き続き、外郭団体の役割や事業の内容について見直しが必要です。

本計画においては、区の施策を着実に推進するために、区と外郭団体の役割分担や連携のあり方、外郭団体における今後の事業方針を改めて見直し、これを推進するための、区における組織の見直しも視野に入れて改革に取り組むこととしました。

外郭団体の自主・自立に向け、より一層の効率的な経営の確立をめざし、向こう 10 年間にける区および外郭団体が取り組むべき改革の方向性を明らかにする「外郭団体改革基本方針」を定めました。

(1) 対象とする団体

世田谷区外郭団体の指導調整事務要綱において定める、「区が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体および継続的な財政支出を行っている団体のうち、特に指導、調整をする必要のある団体」を対象とします。

(2) 方針の位置づけ

外郭団体改革基本方針は、区政運営の基本的な指針である「世田谷区基本計画」の一要素とし、この方針に基づく具体的な取組みについては、「世田谷区新実施計画」のなかで外郭団体別に目標年次を定め、必要な改革に取り組めます。

(3) 平成 17 年度～25 年度の改善成果

外郭団体の統合・再編

「外郭団体改善方針」に基づき、団体の存在意義、設立目的の達成状況や実績を検証し、下記の団体を統合再編しました。

平成 18 年 4 月：(財)世田谷区勤労者サービス公社を解散し(財)世田谷区産業振興公社を設立。

平成 18 年 4 月：(財)世田谷区都市整備公社と(財)せたがやトラスト協会を統合し、(財)世田谷トラストまちづくりを設立。

平成 24 年 7 月：(株)世田谷サービス公社と(株)エフエム世田谷を経営統合。

財政支援の見直し

事業内容の見直しや、経営の効率化等により、区補助金の支出を約5億3,800万円削減しました。

平成17年度からの各外郭団体改善の取組みによる、財源内訳の比較 (単位:千円)

団体名	区分	総計(平成17年度決算)			総計(平成24年度決算)			17年度対24年度比	
		合計	(構成比)	うち人件費	合計	(構成比)	うち人件費	合計	うち人件費
公益財団法人 せたがや文化財団	総計	2,449,418	100.0%	655,688	2,094,610	100.0%	616,081	354,808	39,607
	委託	486,005	19.8%	131,139	442,508	21.1%	104,506	43,497	26,633
	補助	1,243,137	50.8%	520,917	1,055,322	50.4%	508,641	187,815	12,276
	団体	720,276	29.4%	3,632	596,780	28.5%	2,934	123,496	698
公益財団法人 世田谷区産業振興公社	総計				551,850	100.0%	159,662	551,850	159,662
	委託				3,149	0.6%	0	3,149	0
	補助				377,536	68.4%	156,770	377,536	156,770
	団体				171,165	31.0%	2,892	171,165	2,892
財団法人 世田谷区勤労者サービス公社	総計	259,560	100.0%	58,961				259,560	58,961
	委託	0	0.0%	0				0	0
	補助	129,962	50.1%	58,961				129,962	58,961
	団体	129,598	49.9%	0				129,598	0
公益財団法人 世田谷区保健センター	総計	1,609,424	100.0%	1,019,506	1,521,538	100.0%	963,444	87,886	56,062
	委託	988,888	61.4%	654,570	1,004,466	66.0%	653,726	15,578	844
	補助	241,503	15.0%	69,555	92,431	6.1%	43,622	149,072	25,933
	団体	379,033	23.6%	295,381	424,641	27.9%	266,096	45,608	29,285
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり	総計				2,654,873	100.0%	298,539	2,654,873	298,539
	委託				580,664	21.9%	80,303	580,664	80,303
	補助				218,804	8.2%	131,818	218,804	131,818
	団体				1,855,405	69.9%	86,418	1,855,405	86,418
財団法人 世田谷区都市整備公社	総計	3,426,136	100.0%	306,779				3,426,136	306,779
	委託	516,393	15.1%	81,989				516,393	81,989
	補助	212,030	6.2%	163,916				212,030	163,916
	団体	2,697,713	78.7%	60,874				2,697,713	60,874
財団法人 せたがやトラスト協会	総計	207,442	100.0%	111,627				207,442	111,627
	委託	55,908	27.0%	7,977				55,908	7,977
	補助	142,588	68.7%	94,704				142,588	94,704
	団体	8,946	4.3%	8,946				8,946	8,946
公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	総計	1,242,165	100.0%	210,977	1,627,008	100.0%	334,328	384,843	123,351
	委託	756,832	60.9%	70,919	983,989	60.5%	200,299	227,157	129,380
	補助	270,578	21.8%	140,058	188,880	11.6%	95,520	81,698	44,538
	団体	214,754	17.3%	0	454,139	27.9%	38,509	239,385	38,509
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	総計	3,759,564	100.0%	2,570,930	3,622,303	100.0%	2,720,346	137,261	149,416
	委託	584,294	15.5%	282,328	553,360	15.3%	433,149	30,934	150,821
	補助	353,704	9.4%	216,545	207,313	5.7%	203,224	146,391	13,321
	団体	2,821,566	75.1%	2,072,057	2,861,630	79.0%	2,083,973	40,064	11,916
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	総計	1,512,577	100.0%	623,597	1,768,025	100.0%	580,761	255,448	42,836
	委託	332,216	22.0%	117,944	168,466	9.5%	64,167	163,750	53,777
	補助	586,229	38.8%	414,987	527,926	29.9%	465,379	58,303	50,392
	団体	594,132	39.3%	90,666	1,071,633	60.6%	51,215	477,501	39,451
公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	総計	1,358,336	100.0%	91,793	1,368,259	100.0%	130,205	9,923	38,412
	委託	606,129	44.6%	0	658,008	48.1%	0	51,879	0
	補助	112,441	8.3%	91,793	85,834	6.3%	74,262	26,607	17,531
	団体	639,766	47.1%	0	624,417	45.6%	55,943	15,349	55,943
総合計		15,824,622	100.0%	5,649,858	15,208,466	100.0%	5,803,366	616,156	153,508
財源内訳	委託	4,326,665	27.3%	1,346,866	4,394,610	28.9%	1,536,150	67,945	189,284
	補助	3,292,172	20.8%	1,771,436	2,754,046	18.1%	1,679,236	538,126	92,200
	団体	8,205,784	51.9%	2,531,556	8,059,810	53.0%	2,587,980	145,974	56,424

団体の当期支出額を賄う財源を3区分で表示しています。「委託」「補助」はいずれも世田谷区からの歳入を表し、「団体」はそれ以外の団体の自主財源を表します。

原則として表示単位未満を四捨五入しているため、各表の数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

区からの職員派遣の見直し

職員の人材育成や団体統合等により、区派遣職員数を44名削減しました。

平成17年度からの各外郭団体改善の取組みによる、区派遣常勤職員数の比較 (単位:人)

団 体 名	平成17年度(当初)		平成25年度(当初)		17年度対25年度比	
	常勤職員	うち区派遣職員	常勤職員	うち区派遣職員	常勤職員	うち区派遣職員
公益財団法人 せたがや文化財団	59	17	52	11	7	6
公益財団法人 世田谷区産業振興公社			14	8	14	8
財団法人 世田谷区勤労者サービス公社	8	2			8	2
公益財団法人 世田谷区保健センター	83	27	71	19	12	8
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり			29	8	29	8
財団法人 世田谷区都市整備公社	25	16			25	16
財団法人 せたがやトラスト協会	10	3			10	3
公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	19	9	24	3	5	6
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	239	8	229	1	10	7
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	70	5	66	2	4	3
公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター	13	0	13	0	0	0
株式会社 世田谷サービス公社	48	10	62	1	14	9
株式会社 エフエム世田谷	5	0			5	0
株式会社 世田谷川場ふるさと公社	28	0	32	0	4	0
多摩川緑地広場管理公社	3	0	0	0	3	0
世田谷区土地開発公社(参考)	-	-	-	-	-	-
合 計	610	97	592	53	18	44

土地開発公社については、固有の職員を採用しておらず、すべて区職員の兼職により運営しています。

団体経営の透明性の向上

平成17年度からの個人情報保護法施行、区の個人情報保護条例改正施行に合わせ、各団体の個人情報保護制度について、区の改正個人情報保護条例と調整を図り、平成17年度末までに整備しました。

また、各団体は団体のホームページを運営して、情報提供を行っており、11団体が決算状況等の財務情報及び就業規定等を公表しています。

(4) 現状と課題

世田谷区は、新たな政策展開や重点課題の実現のために、その時代の社会状況を踏まえ、区が直接事業を実施するよりも外部組織に委ねた方が効率的・効果的である等の理由から外郭団体を設立し、連携して公共サービスに取り組んできました。

外郭団体は、区と連携して行政サービスを補完・支援する役割を担うだけでなく、文化やスポーツの振興、健康増進、市民活動支援、高齢者や障害者を雇用した公共施設の維持管理等、さまざまな分野で専門性の確保やノウハウの蓄積に努め、区民サービスを拡充する役割を果たしています。

しかしながら、現在では、外郭団体の設置目的であった事業自体に民間事業者等が参入するケースが出てきています。指定管理者制度の導入をはじめとする公共サービスにおける民間委託化の範囲の拡大や、公益法人制度改革 3 法の施行等、外郭団体を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

今後区は、さまざまな重点施策への取組みや社会保障関連経費、公共施設改築・改修経費等、財政需要への対応が大きな課題となっています。これらの課題に対応し、「世田谷区基本構想」が示す区の将来像の実現に向けた施策を確実に進めるために、一層の経費縮減により、さらに安定した財政基盤を確立する必要があります。

外郭団体を取りまく社会環境が大きく変化しているなかで、区は、これまでの実績を踏まえ、新たなニーズに対応した区と外郭団体との連携のあり方を検討する必要があります。また外郭団体は、改めて公益に果たす自らの役割や存在意義を再認識した上で、他の民間事業者等の参画が困難な事業に積極的に取り組み、効率的・効果的な区民サービスの提供と区の将来負担の縮減を実現する経営体制の構築が求められています。

(5) 改革の取組み方針

上記の現状と課題を踏まえ、区の施策を着実に推進するために、下記の取組み方針に基づき、外郭団体の改革に取り組めます。

外郭団体のあり方に関する見直し

外郭団体の存在意義を再検証し、外郭団体が担う事業と民間事業者等による公共サービスの提供が可能な事業との違いを明確にします。さらに、外郭団体が担う事業に関しても、団体の自らの役割や存在意義を再認識したうえで、区からの受託により実施する事業と団体が自主的に実施する事業との区分を整理し、区と外郭団体双方の組織体制を点検します。

また、外郭団体の本来の役割である公益性と専門性を活かし、区民サービスの向上と経営効率化による財政基盤の強化をめざすとともに、それぞれの役割に応じた外郭団体のあり方の抜本的な見直しを検討し、外郭団体の統合、廃止、事業再編等を進めます。

外郭団体への委託事業に関する見直し

外郭団体への委託事業について、外郭団体の専門性・独自性等を活かした適切なサービス提供となっているか、区による直営や民間事業者への委託等と比較して、優位性、効率性があるか等を検証し、引き続き当該団体へ委託することの適否について検討を継続します。

財政的支援・関与の見直し

区から外郭団体への補助金について、団体の存在意義及び事業の公益性等から補助の必要性を精査するとともに、事業運営の効率化の徹底を求め、補助金の適正化と縮減を進めます。

人的支援・関与の見直し

区から外郭団体への職員派遣について、各団体の自主・自立を一層進めることにより、行政ではできない外郭団体ならではの事業をめざす観点から、固有職員の育成状況や組織運営の効率性・柔軟性等を見極めながら、計画的削減を進めます。

中期経営目標の設定及び人事・給与制度の見直し

本基本計画の計画期間における各団体の財政計画及び人員計画を示させた上で、その進捗状況と評価を公表し、区と外郭団体の連携に関する改革を着実に進めます。

- ・中期経営目標の設定

外郭団体の自立し安定した経営を実現するために、中期経営目標を設定します。

- ・人事・給与制度の見直し

外郭団体に求められる役割を効率的・効果的に発揮し安定的に継続できる組織づくりと、それを支える人事・給与制度の見直しを行います。また、引き続き職員の雇用条件と雇用形態の適正化を進めます。

(6) 外郭団体別改革の方針

団体名	改革の方針
公益財団法人 せたがや文化財団 (団体所管部：生活文化部)	<p>幅広い文化活動を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動、市民活動等を支援することにより、地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与する役割を果たす上で、今後も施設の管理と運営を一体的に行うための財団の独自色を打ち出すとともに、企業や各種団体等からの助成金、寄附金、協賛金の拡充などによる財政面の一層の強化を図ります。</p>
公益財団法人 世田谷区産業振興公社 (団体所管部：産業政策部)	<p>区内中小企業の経営安定と発展への支援をするとともに、勤労者や事業主への福祉事業を行うことで、地域経済活性化を通じた活力ある地域社会づくりに寄与するため、事業のあり方について他団体との連携も視野に入れた検討を行うとともに、法人(組織)形態のあり方についても検討します。</p>
公益財団法人 世田谷区保健センター (団体所管部：保健福祉部)	<p>区民の健康の保持増進や、心身に障害を有する区民の自立を支援することで、区民の福祉の向上に寄与するために、公益財団法人としての役割を一層発揮します。梅ヶ丘拠点施設への保健センターの移転に向けて、区民の健康づくりの支援や、がん患者等を支える取組みの拡充、こころの健康等に関する相談窓口の整備とともに、地域医療機関への後方支援の強化などに取り組んでいきます。</p> <p>法人の自立性を高めるため、収益事業の拡充など経営基盤の安定化に取り組むとともに、経営の効率化を一層進めます。</p>
一般財団法人 世田谷トラストまちづくり (団体所管部：都市整備部)	<p>自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現、安全に安心して生き生きと住み続けられる共生のまちの創出、居住環境を魅力的に守り育む活動とコミュニティの形成に寄与するために設立した団体であり、公益法人化に向け、既存事業の移管や整理等の検討を行います。また、経営の効率化を図るとともに、人材の育成を行い、経営基盤の強化を図ります。</p> <p>世田谷みどり33に向けた緑地保全や多様な住まいづくり・まちづくりを推進するため、財団が蓄積してきたみどりのトラスト活動やまちづくり活動を通じた住民等とのネットワーク、コーディネート力を活かし、みどり・まちづくり事業の拡大を図ります。</p>

団体名	改革の方針
<p>公益財団法人 世田谷区スポーツ振興財団</p> <p>(団体所管部：スポーツ推進 担当部)</p>	<p>区民のスポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を通じて、誰もが心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成をめざします。</p> <p>区との役割分担を改めて明確にした上で、世田谷区体育協会の事務局として、各スポーツ団体との連携を通じ、公益財団法人ならではの公共性の高い事業展開ができるよう、経営の効率化を一層進めるとともに、自主財源のさらなる確保に努めます。</p>
<p>社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団</p> <p>(団体所管部：高齢福祉部)</p>	<p>心身ともに健やかに、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意向を尊重した多様な福祉サービスを総合的に提供することにより、区民福祉の向上を実現する基盤整備に取り組みます。</p> <p>団体の自立に向けて、経費削減や人件費の見直し等経営の効率化や、新たな特別養護老人ホームの整備を行うなど事業の拡大及び新規事業の実施により経営基盤の強化を進め、他の社会福祉法人と同様の経営の自立化（本部補助と区派遣職員の廃止）を図ります。</p> <p>これまで培ってきた高い専門性や経験を活かし、他の民間事業所では対応の難しい先駆的な取り組みや質の高いサービス提供を行うなど、今後とも事業団の独自性や積極的な事業展開を図ります。</p>
<p>社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会</p> <p>(団体所管部：保健福祉部)</p>	<p>区内の社会福祉を目的とした事業の企画や実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助などを通じて、地域福祉を推進します。</p> <p>住民主体の理念に基づき、地域の多様な福祉課題の解決に取り組むことにより、住民の誰もが、尊厳を持って自分らしい生き方ができ、安心して次世代を育むことができる福祉のまちを実現する中核的な役割を担います。今後の区の地域包括ケアシステム確立と地域行政制度の一翼を担うため、地域福祉の中間支援組織として意識改革と組織改革を進めていき、受託事業や権利擁護事業等の自主事業等の拡大を図ることで、中間支援組織としての役割を強化します。</p> <p>その実現のために、人事・給与制度の見直しや、適正かつ効率的な事業執行による経常経費の削減を行いながら、新たな福祉ニーズに積極的に取り組み、事業の拡大と収益確保を図ることにより、自立し、かつ持続可能な財政基盤を構築していきます。</p>

団体名	改革の方針
<p>公益社団法人 世田谷区シルバー人材センター</p> <p>(団体所管部：産業政策部)</p>	<p>高齢者が自らの知識や経験を活かした就業、社会奉仕活動の場を確保し、いきいきと充実した生活を送れるよう支援することで、活力ある地域社会づくりを進めます。</p> <p>民間からの就業の場の受注拡大に努める一方、今後は高齢者の生きがい対策としての社会奉仕活動にも積極的に取り組みます。また、研修等を通じた新規会員のスキルアップ、社会奉仕活動の場の確保、職員の能力開発・資質向上に向けて取組みを進めます。</p>
<p>株式会社 世田谷サービス公社</p> <p>(団体所管部：政策経営部)</p>	<p>区の地方公社として、公共施設の管理業務、障害者雇用や高齢者雇用など地域雇用の促進を主軸として、地域に根ざした企業活動に取り組みます。</p> <p>法制度の改正等外郭団体を取りまく環境の変化に対応し、施設維持管理等業務における専門性の再構築など事業全体を検証する一方、一般民間事業者と競合する事業への参画について見直しを行います。また、障害者雇用の場の拡大や他の外郭団体が行っている事業の統合、区内事業者との連携などによる、区の政策方針に沿った新規事業の開発・獲得、将来につながる人材の確保・育成・能力の向上などに積極的に取り組み、特に不採算事業の収支改善を早期に実現する等、経営基盤を強化します。</p>
<p>株式会社 世田谷川場ふるさと公社</p> <p>(団体所管部：生活文化部)</p>	<p>川場村との交流を通じて、区民にさまざまな形での「ふるさと」を創り出すための区民健康村づくり事業の推進役として、世田谷区と川場村の縁組協定の理念および世田谷川場ふるさと公社の設立目的を実現します。物産品販売などによる川場村のPRを通じて、自主事業の収益を増加させることにより、経営基盤の安定化を図ります。</p>
<p>多摩川緑地広場管理公社</p> <p>(団体所管部：みどりとみず政策担当部)</p>	<p>広く一般区民のスポーツ及び憩いの場を提供し、健康な心身の保持増進に寄与するため、多摩川河川敷に整備した運動施設の適正な維持管理を図る目的で大田区と共同設置した団体であり、両区からの委託により、地域に愛され、気軽にスポーツに親しむ運動施設として、安心・安全・快適に楽しく利用できる施設管理運営を行っています。</p> <p>大田区と調整を図りながら、利用者ニーズにあったサービス提供や会計処理のための効率的なシステム導入に向けて取り組むとともに、自主事業の拡大に向けて取り組み、自主運営可能な新たな共同運営形態への移行をめざします。</p>

8 公共施設整備方針

8 公共施設整備方針

世田谷区は、平成 17 年(2005 年)4 月、公共施設整備の基本方針として「公共施設整備方針」を策定し、厳しい財政状況のなか、施設の複合化や借り上げ施設の返還等により効率的な施設整備を行うとともに、指定管理者の導入や民営化等により区民サービスの向上と効果的な施設の維持管理に取り組んできました。

今後 30 年間の**改築・改修の経費は年平均 163 億円、施設維持管理経費は年 170 億円**が見込まれますが、高齢化などに伴い社会保障費の支出が増えていくなかで、**改修・改築に多額の経費をかけることは大変困難な状況**です。多様化する区民ニーズ等の変化に対応し、老朽化する施設を適切に更新、維持していくためには、**施設の総量（施設数、延床面積）の増加を抑制し、効率的・効果的な公共施設の整備や維持管理**によって、これらの経費を極力抑える必要があります。このための基本方針として、向こう 10 年間の新たな「公共施設整備方針」を定めます。

(1) 方針の位置づけ

公共施設整備方針は、世田谷区が保有・管理する施設を対象とし(公園、道路を除く)、住宅整備方針、新たな学校施設整備基本方針、自転車等の利用に関する総合計画、公園緑地整備方針など既存の方針の上位に位置づけます。

この方針に基づく具体的な取組みについては、「世田谷区新実施計画」のなかで、公共施設の種別ごとの年次計画を示し、方針内容の実現に向けて取り組みます。

なお、平成 26 年度(2014 年度)当初の時点において、すでに基本構想の策定または、基本設計に着手している施設についても、可能な限りこの方針を反映します。

(2) 現状(世田谷区公共施設白書(平成 25 年 9 月)より)

区が保有している公共施設の総延床面積・・・・・・・・ 1,207,979 m²
平成 25 年(2013 年)3 月 31 日現在

施設機能(用途)数・・・・・・・・・・・・・・・・ 855 施設
施設(建物)数・・・・・・・・・・・・・・・・ 605 施設
平成 25 年度(2013 年度)4 月 1 日現在
民間等からの借上げた施設を含む

維持管理経費

平成 23 年度(2011 年度)・・・・ 170.9 億円(決算額 2,374 億円の約 7%)
うち、土地、建物賃借料(平成 23 年度(2011 年度))
土地・・・・ 5.3 億円、建物・・・・ 17.9 億円

(3) 公共施設整備の視点

公共施設の増加抑制

世田谷区の総人口は、環状八号線の外側を中心に平成 50 年度(2038 年度)までに約 37,000 人(4.7%)増加し、生産年齢人口(15~64 歳)はほぼ横ばいと推計されています。人口増により公共施設の需要は増えます。

そのようななかで、公共施設の老朽化に伴い、今後 30 年間に改築・改修にかかる経費は年平均 163 億円と見込まれ、過去 10 年間の年平均経費(約 90 億円)の約 1.8 倍となり、すべての公共施設を現在と同様に維持することは財政的に非常に困難な状況です。

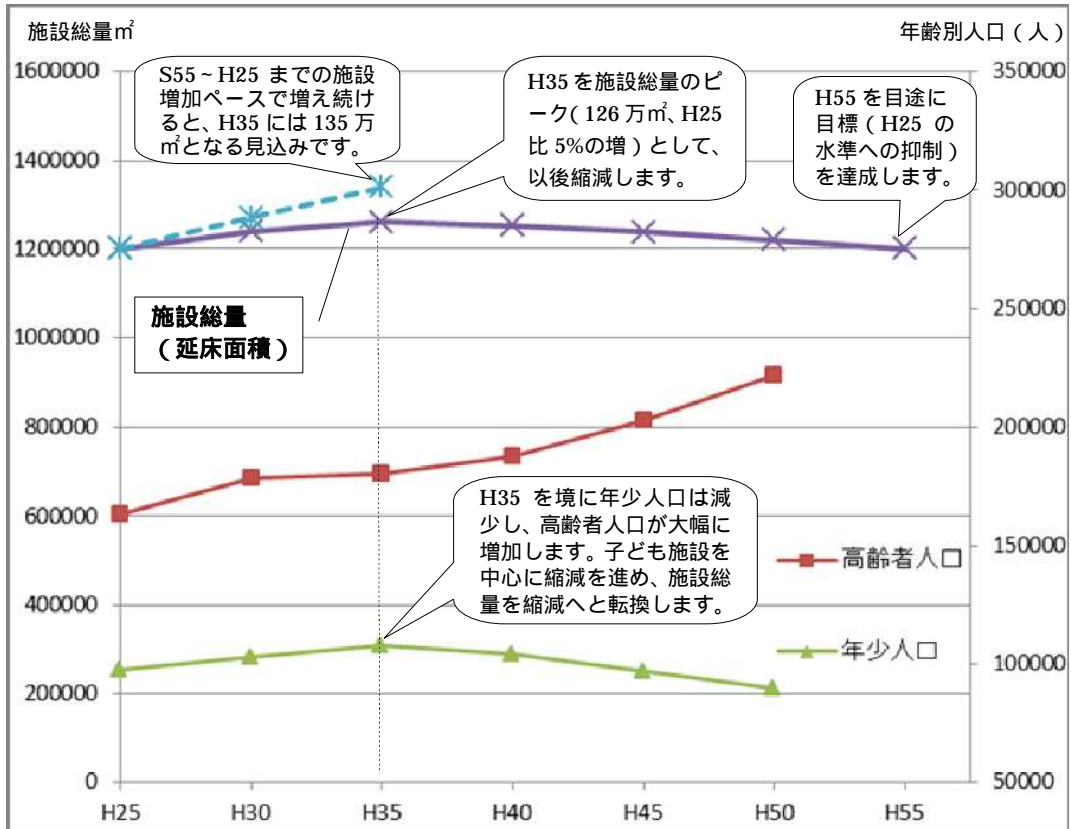
持続可能な自治体経営を行いつつ、区民が安全・快適に公共施設を利用できるよう適切に維持・更新するためには、公共施設の総量の抑制を図らなければなりません。

ただし、現時点では子どもの人口が増加傾向にあり、学校施設等の整備が必要なため、当面は施設の拡大が見込まれます。

施設総量(延床面積)は、複合化や既存施設の有効活用などにより子どもの人口が減少に転じる平成 35 年度(2023 年度)をピークに最大で 5%(約 60,000 m²)の増加に抑制します。平成 35 年度以降も高齢者人口は伸び続けますが、子どもの減少によって需要が縮小する施設を中心に、廃止や施設機能の統合、可能なものは民間による整備の誘導を行い、公共施設の延床面積の縮減を図り、平成 55 年度を目途に、平成 25 年度現在の水準(約 120 万 m²)以下に抑制することを目指します。

なお、数値目標は、人口の将来推計等と連動し、見直すこととします。

年齢階層別区内人口の推計と施設保有目標数の推移



将来人口の推計は「世田谷区の将来人口の推計(H26.2)」による。推計期間は平成 50 年度まで。対象人口は住民基本台帳上の日本人のみ、年少：0~14、生産年齢：15~64、高齢者：65 歳以上。

区民ニーズへの対応

施設総量の拡大が困難な状況では、人口構成（高齢化の進展など）や社会状況（保育需要の高まりなど）民間サービスの普及等による**区民ニーズの変化に合わせ、需要の減少した施設を廃止し、必要なものを確保する最適化**が不可欠です。

ユニバーサルデザインや環境対策、防災等さまざまな面で高度化していることに加え、地域の偏りや、区民活動の多様化に伴う多機能なスペースの確保等への対応も求められているため、施設機能の多様化や近隣自治体との連携、民間施設の活用なども視野に入れ、施設の再配置や用途の見直しを進めます。

公共施設マネジメントによる取組み

公共施設は、改築・改修にも多額の経費がかかるため、短期間に整備したり廃止したりすることは困難です。現在の需要だけでなく将来のニーズも予測し施設を最適化するとともに、効率的・効果的な施設の維持・更新をするためには、区全体の施設情報を一元化し、**総合的な視点で公共施設をマネジメント**する必要があります。

公共施設をマネジメントするため、それぞれの担当所管で個別に管理されている情報を一元管理するとともに、その情報を元に施設の老朽度や利用率等、さまざまな観点から総合的に分析・評価し、質と量の最適化を図ります。

（４）公共施設整備の基本方針

施設総量の増加抑制

・新築、延床面積の抑制

老朽化による改築、他の施設との複合化、再配置による整備の場合を除き、新たな施設は原則として整備しません。

新築、改築を問わず、公共施設全体の延床面積の増加を抑制するため、増床する場合は同じ規模の床面積の縮減を図ることを原則とします。

安易に「使える土地・建物があるから活用する」のではなく、常に区全体の公共施設の総量を意識した計画的な整備を徹底します。

・複合化の推進

公共施設の複合化により、敷地と建物を集約し、単独で整備した場合よりも建築経費、延床面積、維持管理経費を抑制します。

小・中学校と他の公共施設、出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター等、施設の複合化を推進します。

・民間資本の徹底活用、施設の民営化

新規の施設需要に対しては、民間事業者の誘導、民間資本による整備を検討します。また、既存の公共施設でも民間事業者等により整備が可能な施設については、民営化を行います。

・借上げ施設の返還

土地、建物を借上げている施設については、利用状況や借上げにかかる経費を踏まえ、計画的に返還を進めます。

既存施設等の有効活用

・既存施設の長寿命化

既存施設のうち、老朽化の状況を踏まえ今後も長期間利用が可能な施設については、施設利用の状況や経費抑制、環境負荷の低減等を個々の状況に応じて総合的に判断し、機能の保全や向上を図りながら長寿命化に取り組みます。

・未利用時間の有効活用

既存施設の未利用時間を有効に活用し、需要の高い施設機能の確保を図ります。

・跡地の売却、資産としての有効活用

統合や複合化等により生じる跡地については、改築や改修の際の移転先として仮設経費の抑制、まちづくり用地などとしての活用、災害時の避難所として確保を図る場合を除き、財政負担を軽減するため、原則として売却します。

施設整備・維持管理経費の抑制

・予防保全の実施

中長期の保全計画等に基づき、予防保全に取り組み、既存施設を適切に維持するとともに、整備経費の抑制を図ります。

・維持管理経費の抑制

民間活力の活用や高効率設備の導入等により、経費の抑制を図ります。

・施設整備費（建設コストなど）の抑制

仕様の標準化やインハウスV Eの活用などにより経費抑制を図るほか、PFIの活用なども検討します。

運営・配置の見直し

・用途転換、多機能化

人口構成や社会状況の変化に伴う需要減少等により、利用率の低下などが生じている施設については、用途転換や他の施設機能と共有する多機能化を図ります。

また、施設種別の整備量に偏りがある場合は、公共施設全体の総量の増とならないように配慮しつつ、施設種別の整備量を見直します。

・施設の再編等

区民集会施設等、同種・類似の施設機能が複数存在する場合は、区民ニーズや利用状況、立地条件、配置等を踏まえ、施設区分の見直し、再編を図ります。

また、施設の運営方法も、地域コミュニティ活動の場となる施設に見られるように、住民による運営など新たな運営手法を検討します。

区立小・中学校については、これまでと同様に児童生徒数の状況を踏まえ、適正規模化・適正配置に取り組みます。

求められる機能の整備

・防災機能の確保

学校跡地における避難所機能の確保や、帰宅困難者対策等のための防災倉庫等、必要な防災機能の整備を図ります。

- ・環境負荷の低減
再生可能エネルギー等の活用や公共施設の緑化推進等、公共施設における環境負荷の低減を図ります（コージェネレーション）。
- ・利用者の視点に立った施設整備
ユニバーサルデザインの推進等、利用者の視点に立った施設整備を行います。

（５）方針に基づく取組み

中長期計画に基づく公共施設の整備

基本計画期間における財政計画を踏まえた中長期的な施設整備の見通しを立て、それに基づく具体的な施設整備計画を新実施計画において示し、計画的な改築・改修等を進めます。

全庁横断的なマネジメントの推進

公共施設マネジメントを的確に推進するため、施設の改築、機能転換、新設等の整備を行う際には事前協議を行うとともに、公共施設の再配置などマネジメントを行うための庁内体制を再編し、公共施設整備方針に沿った整備を徹底します。

施設種別ごとの整備量の見直し

公共施設白書で示された施設種別ごとの課題、現在および将来の区民ニーズ、民間での整備状況、将来的な民間整備の可能性、財政負担等を考慮し、概ね30年後の公共施設の総量を平成25年度の水準（延床面積約120万㎡）以下に抑制することを念頭において、今後10年間の施設種別ごとの整備量の見直しを行います。

(6) 施設種別ごとの取組みの方向性

施設種別	庁舎等
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎、玉川総合支所は、老朽化や狭あい化、機能の分散化等、抱える問題点や課題の抜本的な解決を図るため、整備に取り組みます。 ・北沢保健福祉センターについては、北沢総合支所への移転、借上げ施設の返還を検討します。 ・出張所・まちづくりセンターは、あんしんすこやかセンターとの一体整備を28年度までに行うとともに、代沢まちづくりセンターと代沢小学校の複合化など学校、区民集会施設などとの複合化も検討し、推進します。 ・用賀出張所より二子玉川分室を分割し、まちづくり機能を付加した新たな事務所を整備します。 ・国・都と連携し、世田谷地方合同庁舎（世田谷図書館、世田谷保健福祉センター分室）の整備を進めます。

施設種別	区民集会施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・区民集会施設は、区民センター、地区会館、区民集会所等の区分や利用・管理方法、施設使用料などを含めた見直しを行うとともに、既存施設の長寿命化改修（リノベーション等）による経費抑制、地域住民による運営など、効果的・効率的な施設整備・運営を検討し、再編に取り組みます。 ・人口の増加により施設需要が見込まれる二子玉川地区等は、新たな区民集会施設の整備を検討します。 ・世田谷区民会館は、本庁舎整備の基本構想に併せて検討を行います。 ・玉川区民会館は玉川総合支所に併せて整備に取り組みます。 ・区が区分所有する施設である奥沢区民センター、奥沢図書館、奥沢子育て児童ひろばについては、関係者と連携しながら耐震診断を実施し、診断結果に応じて必要な対応を行います。

施設種別	防災施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難場所の新規追加や、帰宅困難者対策等のための広域用防災倉庫の整備等に取り組みます。 ・既存の防災倉庫の耐震性や老朽化の状況の確認や、維持管理のあり方を検討します。 ・学校跡地の避難所機能を維持します。

施設種別	交流施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化や改修工事の履歴等を踏まえ、計画的な整備を行いながら、利用者へのサービスの充実に取り組みます。

施設種別	文化・学習施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館ネットワーク整備（図書館ターミナルの設置やまちかど図書室への図書館情報システムの導入など）による利用者サービスの向上と、中央図書館機能の拡充に取り組みます。 ・梅丘図書館をはじめ、老朽化した図書館の整備を行います。 ・国・都と連携し、世田谷地方合同庁舎（世田谷図書館、世田谷保健福祉センター分室）の整備を進めます。 ・区が区分所有する施設である奥沢区民センター、奥沢図書館、奥沢子育て児童ひろばについては、関係者と連携しながら耐震診断を実施し、診断結果に応じて必要な対応を行います。 ・郷土の歴史、文化の学習を総合的かつ、継続的に区民を支援できるよう（仮称）郷土学習センターの整備を検討します。 ・教育センターの施設機能の拡充を図るための整備を検討します。 ・池之上青少年会館、青年の家を、次代の担い手づくりに重点を置く（仮称）青少年交流センターへと発展させるとともに、旧希望丘中学校跡地においても新たな（仮称）青少年交流センターを整備します。 ・音楽練習の場、発表の場の機能の整備について検討します。 ・（仮称）せたがや平和資料館を世田谷公園内に開設し、平和施策の拠点施設とします。

施設種別	スポーツ施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・大蔵運動場、大蔵第二運動場を一体化し、効率的な施設運営と機能の充実を図ります。 ・学校跡地や公共施設、民間施設の空き地等を活用した場の整備を進めます。なお、スポーツの場の確保や整備にあたっては、施設の配置バランスや区民ニーズ等を勘案した整備方針を定めて進めます。 ・既存スポーツ施設の老朽化に伴う施設改修等、より多くの人を使いやすい施設整備に取り組みます。 ・学校施設の区民利用拡大を図ります。

施設種別	リサイクル関連施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・民間処理施設の活用や、希望丘中継所等、既存施設の改修により、効率的な施設運営を行い、事業の拡大や新たな事業展開等に取り組みます。

施設種別	高齢者施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、民間事業者の誘導により、特別養護老人ホーム等の整備に取り組みます。 ・老朽化した区立施設（厚生会館等）は、利用状況や民間サービスの普及状況を踏まえ、機能の見直し、廃止を検討します。 ・あんしんすこやかセンターは、出張所・まちづくりセンターとの一体整備を平成28年度までに行います。 ・梅ヶ丘拠点施設整備等において、高齢者等の在宅復帰・在宅療養支援機能を整備します。

施設種別	障害者施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備にあたっては、民間活力を有効に活用します。 ・梅ヶ丘拠点施設整備等において、総合福祉センターの機能訓練を含め障害者の地域生活への移行・継続支援のための施設を整備します。 ・国有地等を活用した施設改築を進めるとともに、施設運営や改築に民間活力を有効に活用します。 ・成人期の発達障害者の就労・自立に向けた支援施設を整備します。

施設種別	児童福祉施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・保育待機児への対応として、私立認可保育園等を整備します。 ・区立保育園を統合し、地域の子育て支援の拠点的功能を持つ区立保育園（区立拠点園）として、旧若林中学校や旧希望丘中学校の跡地などを活用し、再整備します。 ・子ども・子育て関連3法や区の子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、区立幼稚園の用途転換により認定こども園を整備します。 ・児童館の在宅子育て支援や、中高生支援の充実に向けた施設機能の見直しを検討します。 ・都と特別区の児童相談行政の体制のあり方の検討状況を踏まえ、児童相談所の受入について検討します。 ・区が区分所有する施設である奥沢区民センター、奥沢図書館、奥沢子育て児童ひろばについては、関係者と連携しながら耐震診断を実施し、診断結果に応じて必要な対応を行います。 ・梅ヶ丘拠点施設に移転する総合福祉センター跡を活用し、近隣の区立保育園を移転統合するとともに子育て機能について検討します。

施設種別	自転車対策施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車等駐車場は、事業者による整備を働き掛ける一方、公共施設の跡地等を活用して整備を図ります。 ・自転車等駐車場やレンタサイクルポートの活用などにより、三軒茶屋などコミュニティサイクルシステムのネットワーク拡充に取り組みます。

施設種別	住宅施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・区営住宅は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理によるコスト縮減を図りながら、良質な住宅の確保と供給を図ります。 ・都営住宅の移管受入れは、都営住宅移管対象団地受入れ基準に基づいた検討を行い、建替えが必要な場合は、住宅戸数の増加と福祉施設等との一体的整備を検討します。 ・特定公共賃貸住宅は、国の補助終了にあわせて役割を見直し、公的住宅のセーフティネット機能向上に取り組みます。 ・高齢者借上げ集合住宅については、借上げ期間満了に伴い、住宅供給者への返還を検討します。 ・シルバーピア住宅は今後引き続き供給することとし、整備や供給方法等を検討します。

施設種別	学校教育施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、校舎の老朽化等を考慮し、1年に2校を基本として改築または長寿命化改修（リノベーションなど）を進めます。 ・学校整備においては、地域コミュニティの核としての役割等を考慮しながら、長寿命化改修（リノベーションなど）や他の公共施設との複合化等、効果的な施設整備に取り組み、経費の抑制に努めます。また、児童・生徒数の増減予測や地域ごとの状況を踏まえ、必要な整備面積を精査します。 ・統合により生じる若林、守山、花見堂、（北沢）小学校などの跡地は、避難所機能の確保等、新たな地域コミュニティの拠点として整備するため、区民と意見を交換しながら改築等の跡地活用を検討するとともに、旧若林・旧希望丘中学校の跡地については、跡地活用方針に基づき整備します。 ・区立幼稚園は、子ども・子育て関連3法や区の子ども・子育て支援事業計画との整合を図りながら、認定こども園等への用途転換に取り組みます。 ・不登校の児童・生徒を支援する施設（ほっとスクール）は、機能の充実を図るとともに、旧希望丘中学校跡地活用における新たな施設の整備等を行います。 ・太子堂調理場を廃止し、民間給食施設を活用します。

施設種別	その他の施設
方針の期間における取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・梅ヶ丘拠点施設整備において、保健医療福祉の拠点施設の整備に取り組み、拠点施設は保健センター、初期救急診療所、福祉人材育成・研修センター等からなる区複合棟を区が整備し、高齢者支援施設や障害者支援施設からなる民間施設棟を民間事業者が整備します。 ・公衆便所は、施設利用状況や周辺の施設配置、災害時の対応などを踏まえて、今後の必要性を検討し、他の公共施設等の活用による再配置も含め、適正な整備に取り組みます。 ・国家公務員宿舎跡地は、区が抱える喫緊の課題や重点的に取り組む課題に対応するため、有効活用を検討し、国の処分にあわせて取り組みます。

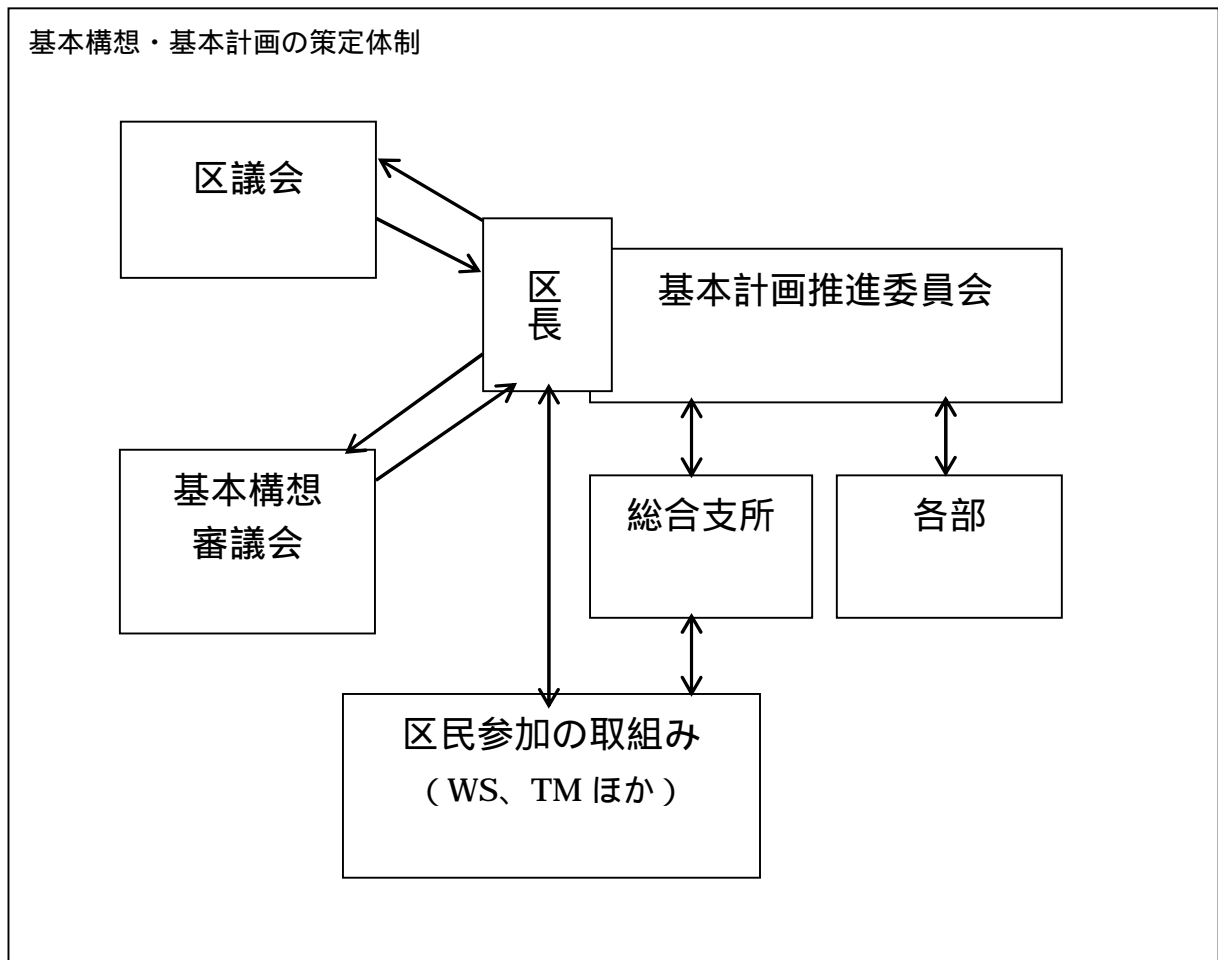
資料編

調整中

基本構想・基本計画の策定にあたっての策定経過資料

世田谷区基本構想・基本計画の策定経過

1. 基本構想審議会による検討



2 . 基本構想の議決、基本計画の検討

3 . 区民参加の取組み、基本計画の策定

世田谷区基本構想審議会（委員名簿）

（五十音順、敬称略）

【学識経験者】

飯 田 哲 也	N P O 法人環境エネルギー政策研究所所長（平成24年7月13日まで）
枝 廣 淳 子	幸せ経済社会研究所所長、環境ジャーナリスト（平成24年8月28日から）
大 杉 寛	首都大学東京大学院社会科学研究科教授
大 橋 謙 策	日本社会事業大学大学院特任教授
小 林 正 美	明治大学理工学部建築学科教授
竹 田 昌 弘	共同通信編集委員兼ニュースセンター整理部委員
永 井 多恵子	(公財)せたがや文化財団副理事長 社団法人国際演劇協会（ITI/UNESCO）会長
坂 東 眞理子	昭和女子大学学長
松 島 茂	東京理科大学大学院イノベーション研究科教授
宮 台 真 司	首都大学東京都市教養学部教授
森 岡 清 志	放送大学教授
森 田 明 美	東洋大学社会学部社会福祉学科教授

【区民】

上 野 章 子	公募委員
宇田川 國 一	世田谷区町会総連合会副会長
大 森 猛	世田谷区民生児童委員協議会会長
桑 島 俊 彦	世田谷区商店街連合会会長
永 井 ふ み	公募委員
松 田 洋	公募委員
宮 田 春 美	世田谷区立小学校 P T A 連合協議会顧問
宮 本 恭 子	公募委員

【区議会議員】

風 間 ゆたか	世田谷区議会議員
上 島 よしもり	世田谷区議会議員
桜 井 純 子	世田谷区議会議員
高 橋 昭 彦	世田谷区議会議員
田 中 優 子	世田谷区議会議員
村 田 義 則	世田谷区議会議員

：会長 ：会長職務代理者

策定の経過

	区議会	基本構想審議会	基本計画推進 委員会・庁内検討	区民参加の取組み
平成23年 9月	平成23年第3回定例会 基本構想審議会条例 可決			

区民参加の取組み

(1) 基本構想

基本構想シンポジウム (平成 24 年度)

区民アンケート

区民ワークショップ

区民意見提案・発表会

基本構想 (素案) パブリックコメント

基本構想シンポジウム (平成 25 年度)

基本構想タウンミーティング

(2) 基本計画

基本計画 (検討状況) パブリックコメント

基本計画 (検討状況) タウンミーティング

基本計画 (素案) パブリックコメント

基本計画 (素案) タウンミーティング

区民ワークショップ

発行日 平成26年3月

編集・発行 世田谷区政策経営部
世田谷区基本構想・政策研究担当部
〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27
電話(03)5432-1111(代)

(広報印刷物登録番号)
